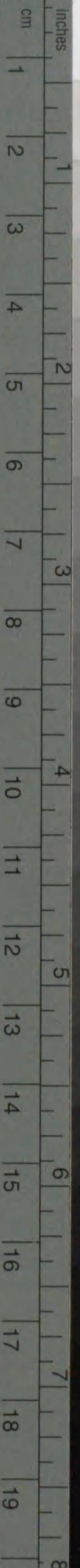


Kodak Gray Scale



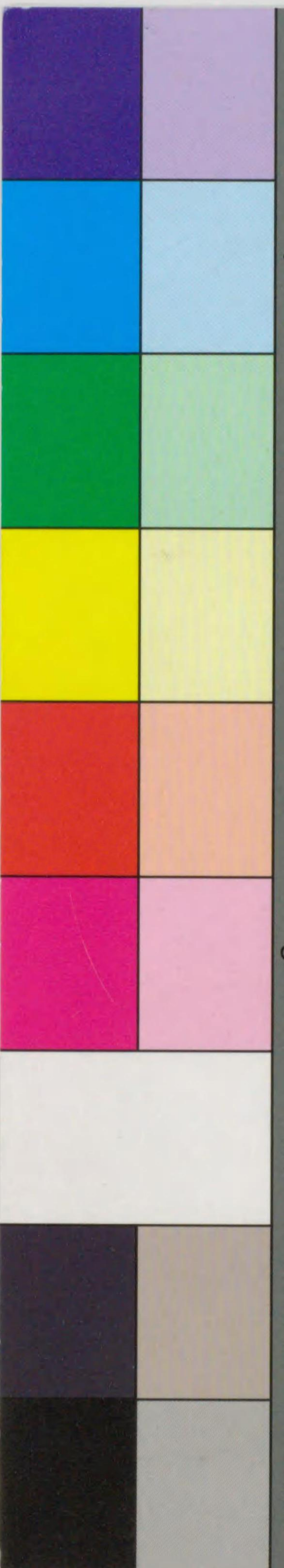
© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19





Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black



610-193
1200501534431





工本T-81

610-193



高

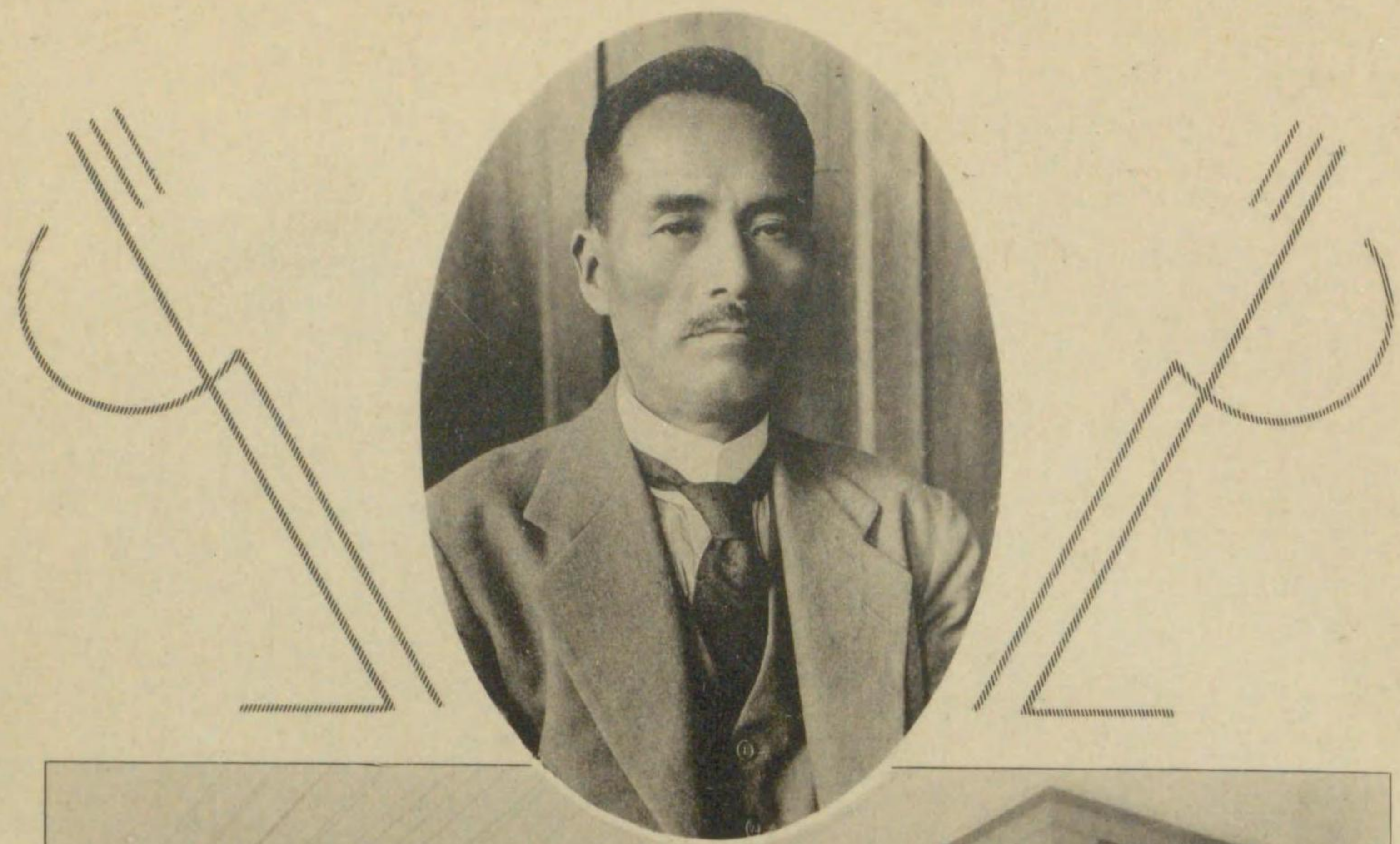
松

市

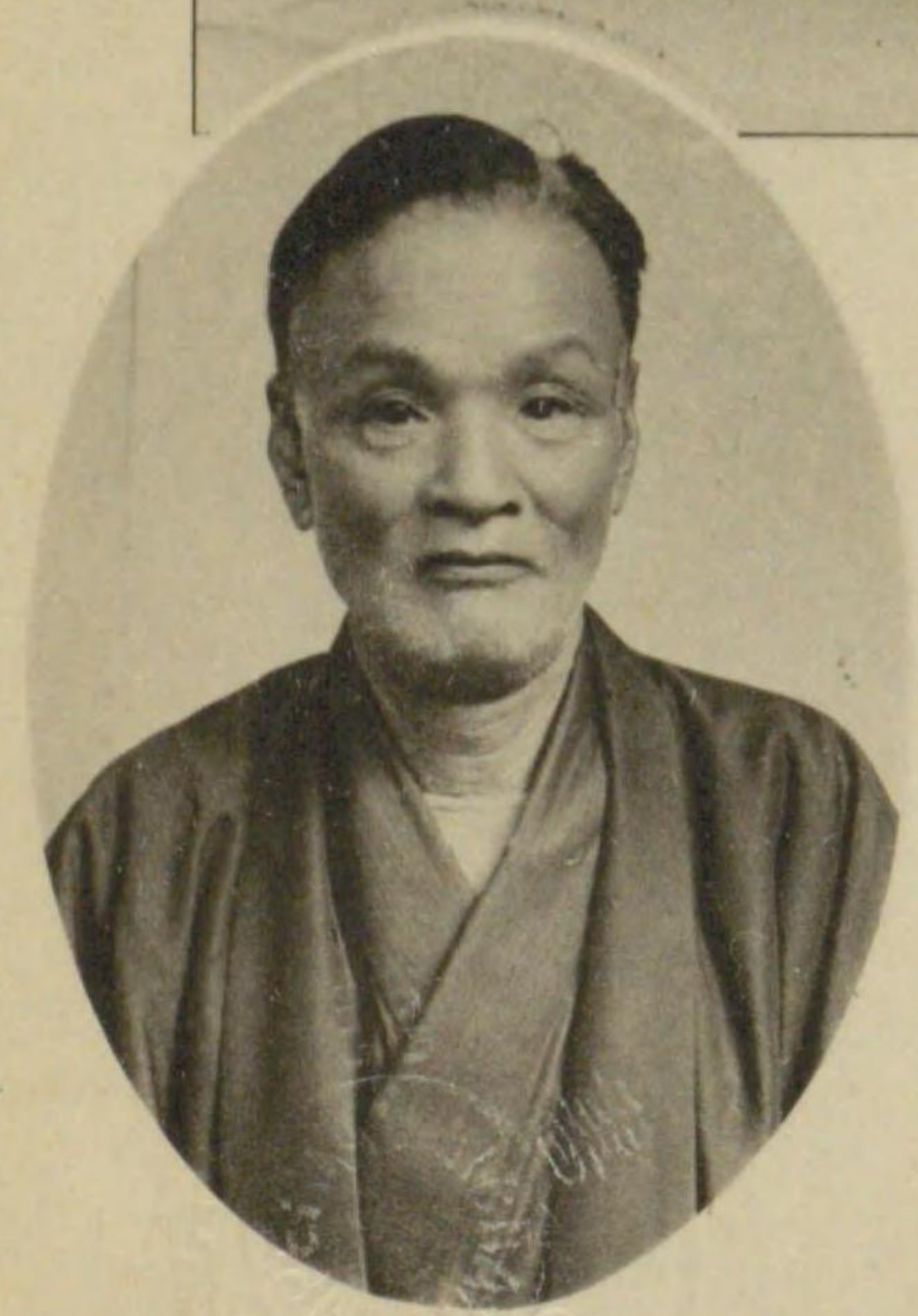
史



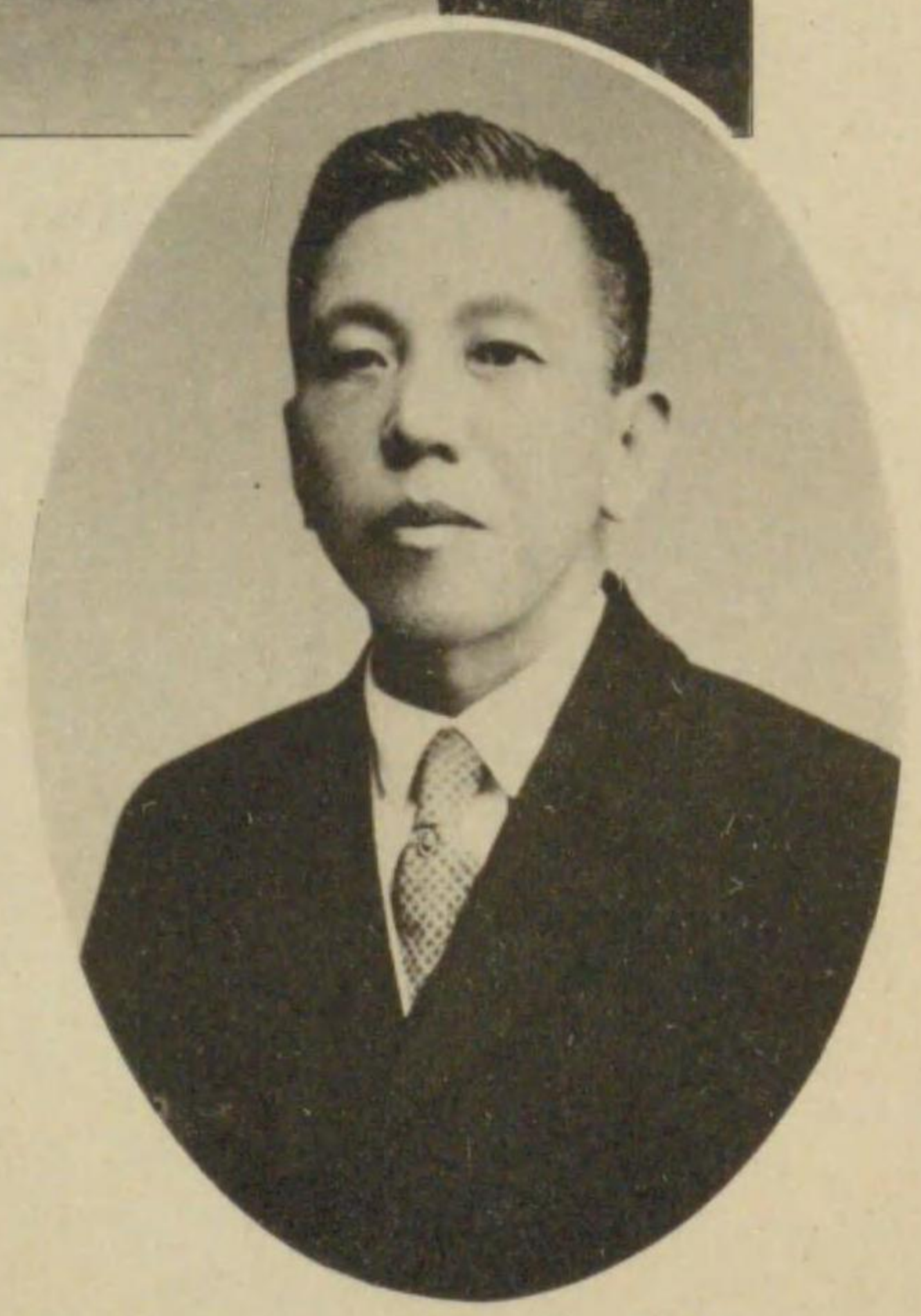
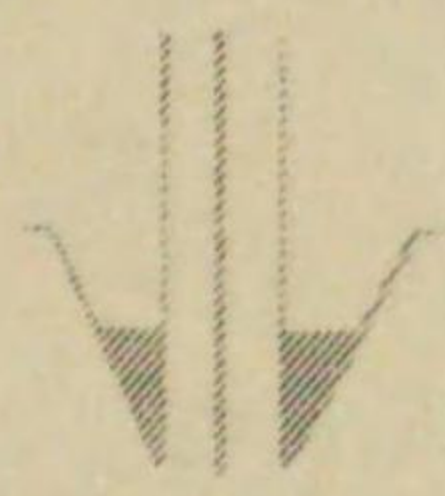
市長
松原權四郎



市廳全景



市長
澁江嘉太郎



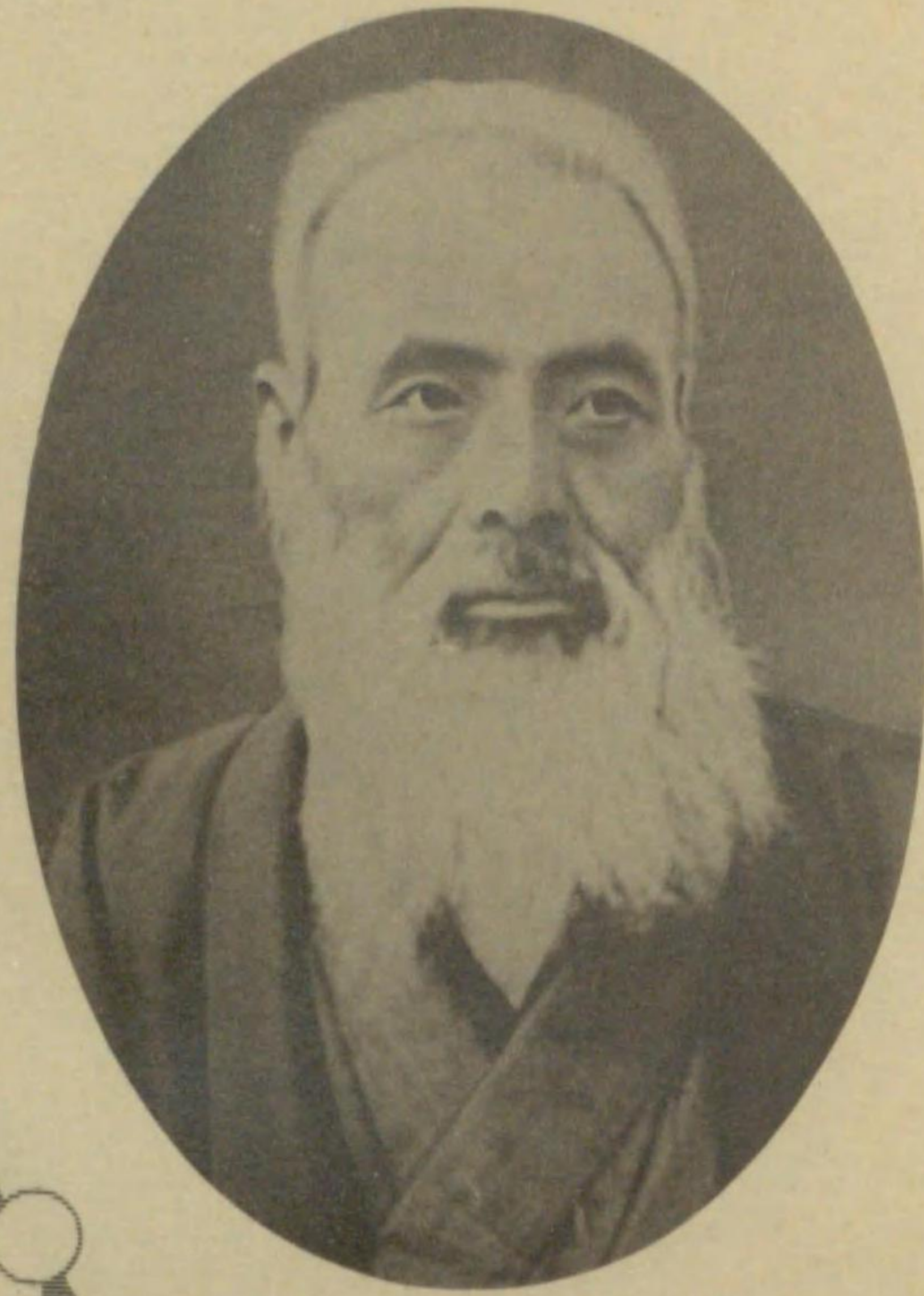
助役
大柏清三郎

高
林
市
史

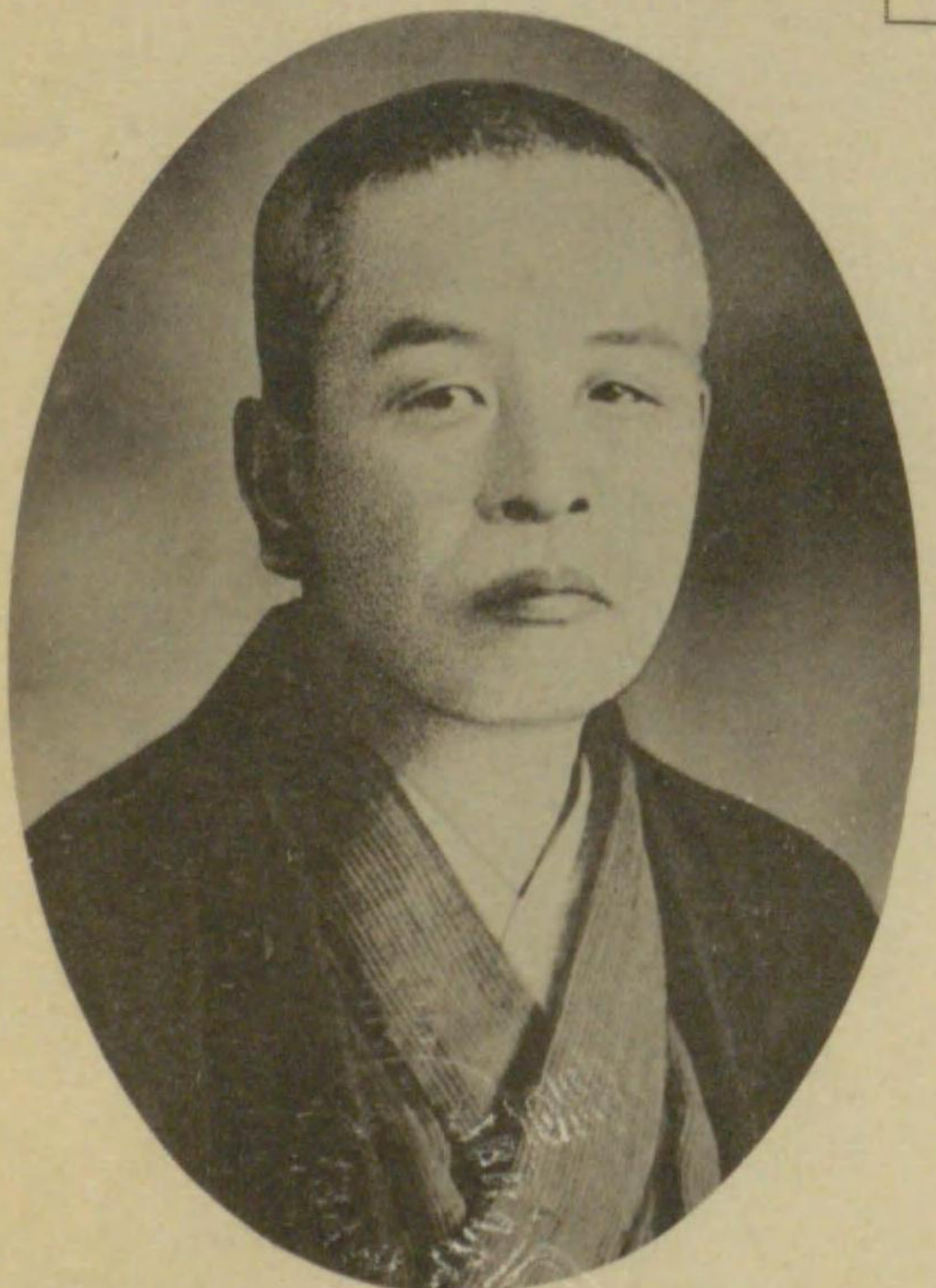
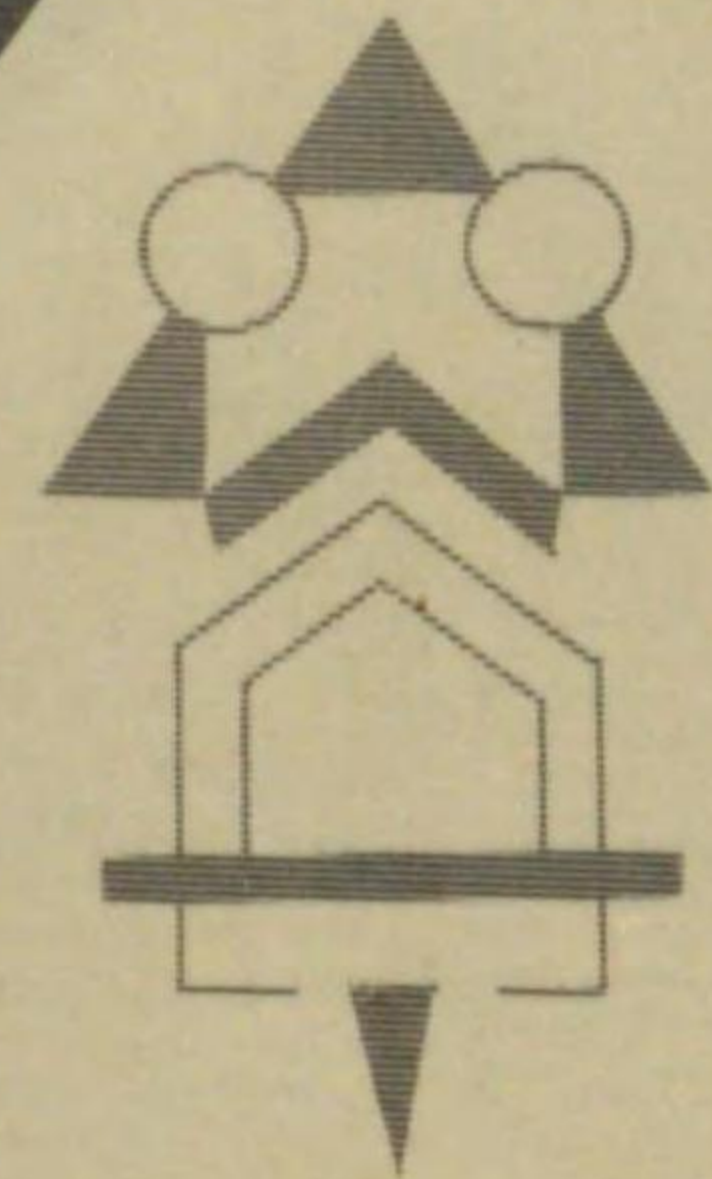
長市代歴



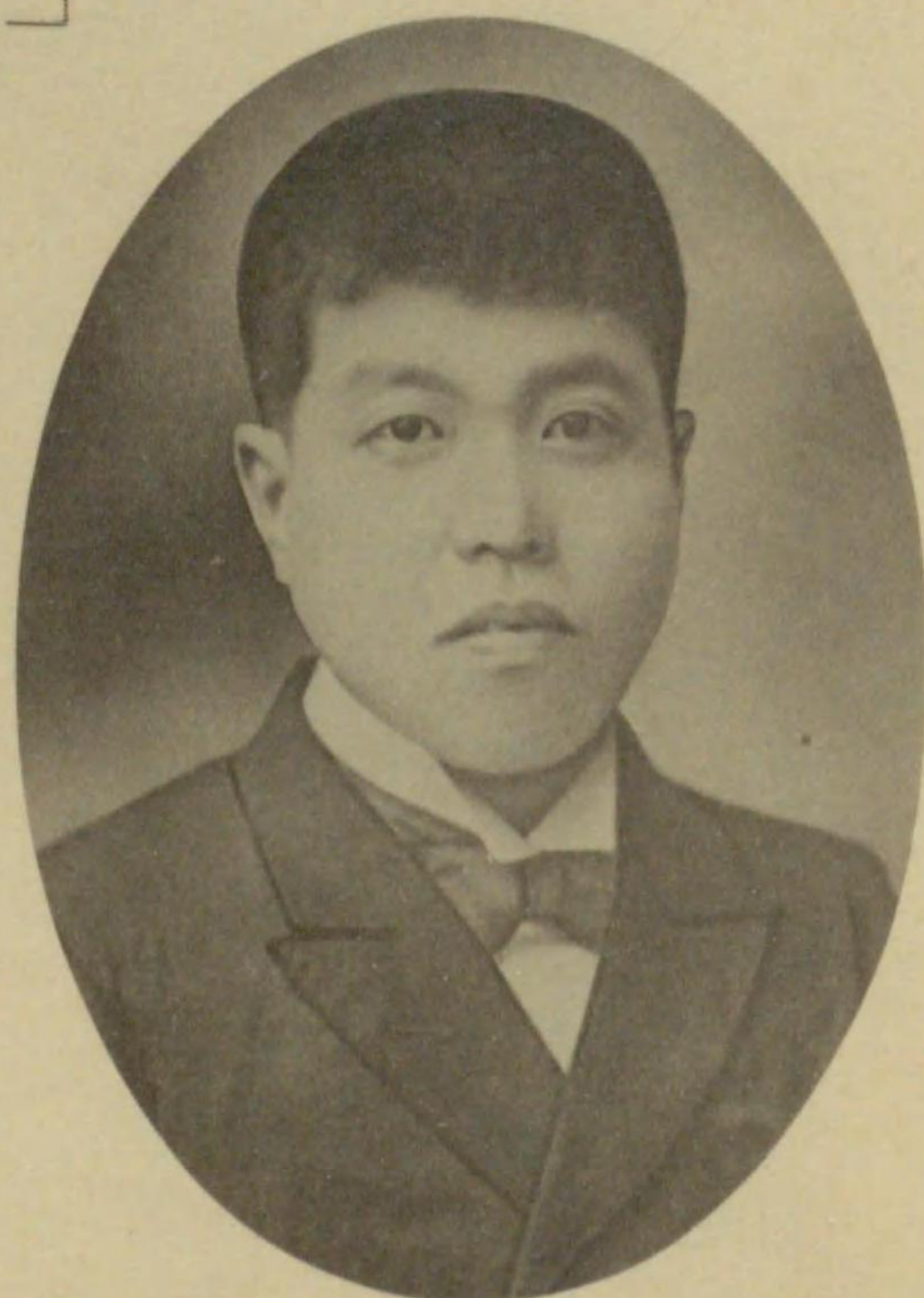
周知田小代第二



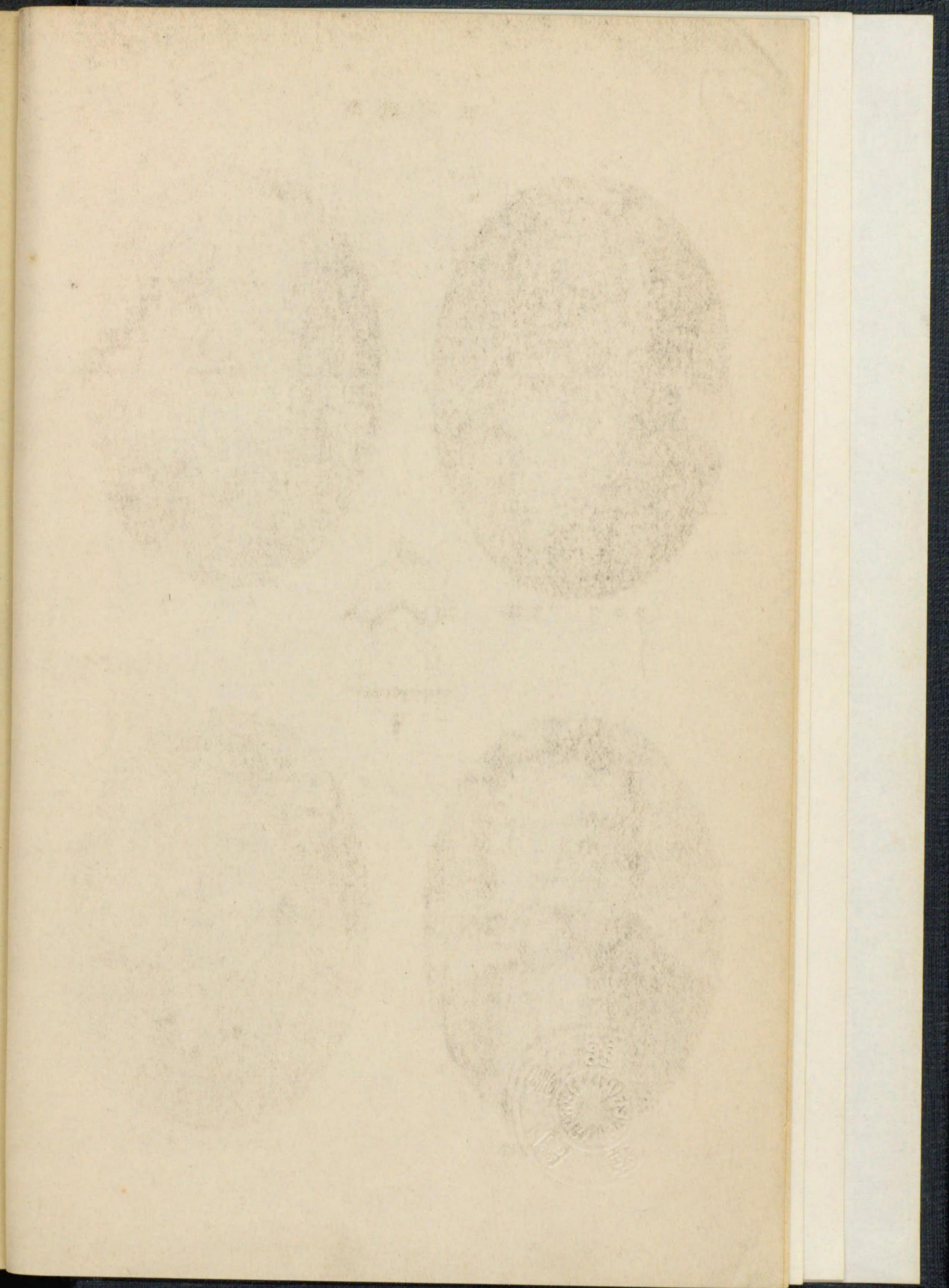
渡松赤代第一



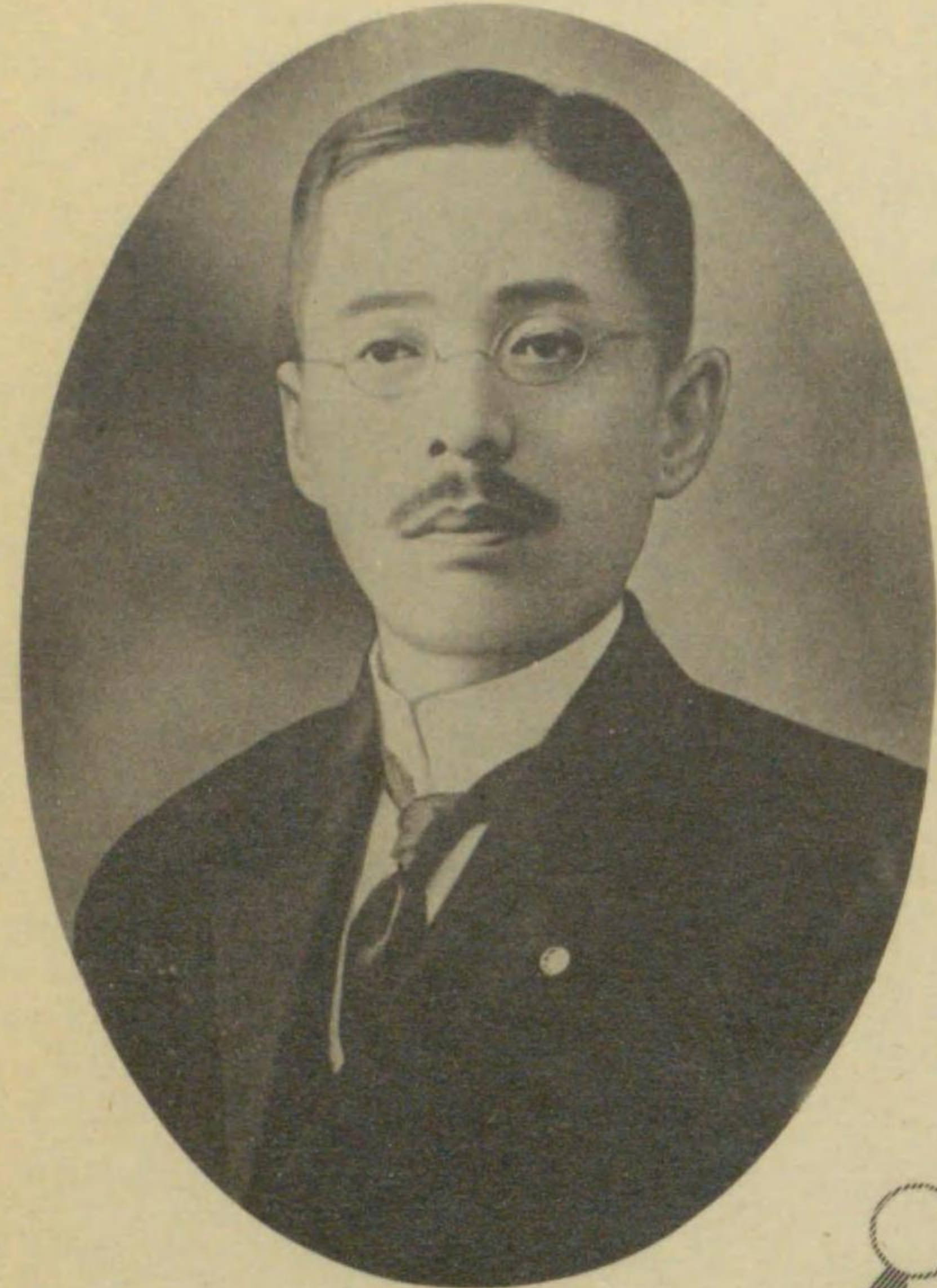
郎太常見逸代第四



郎次幾木鈴代第三



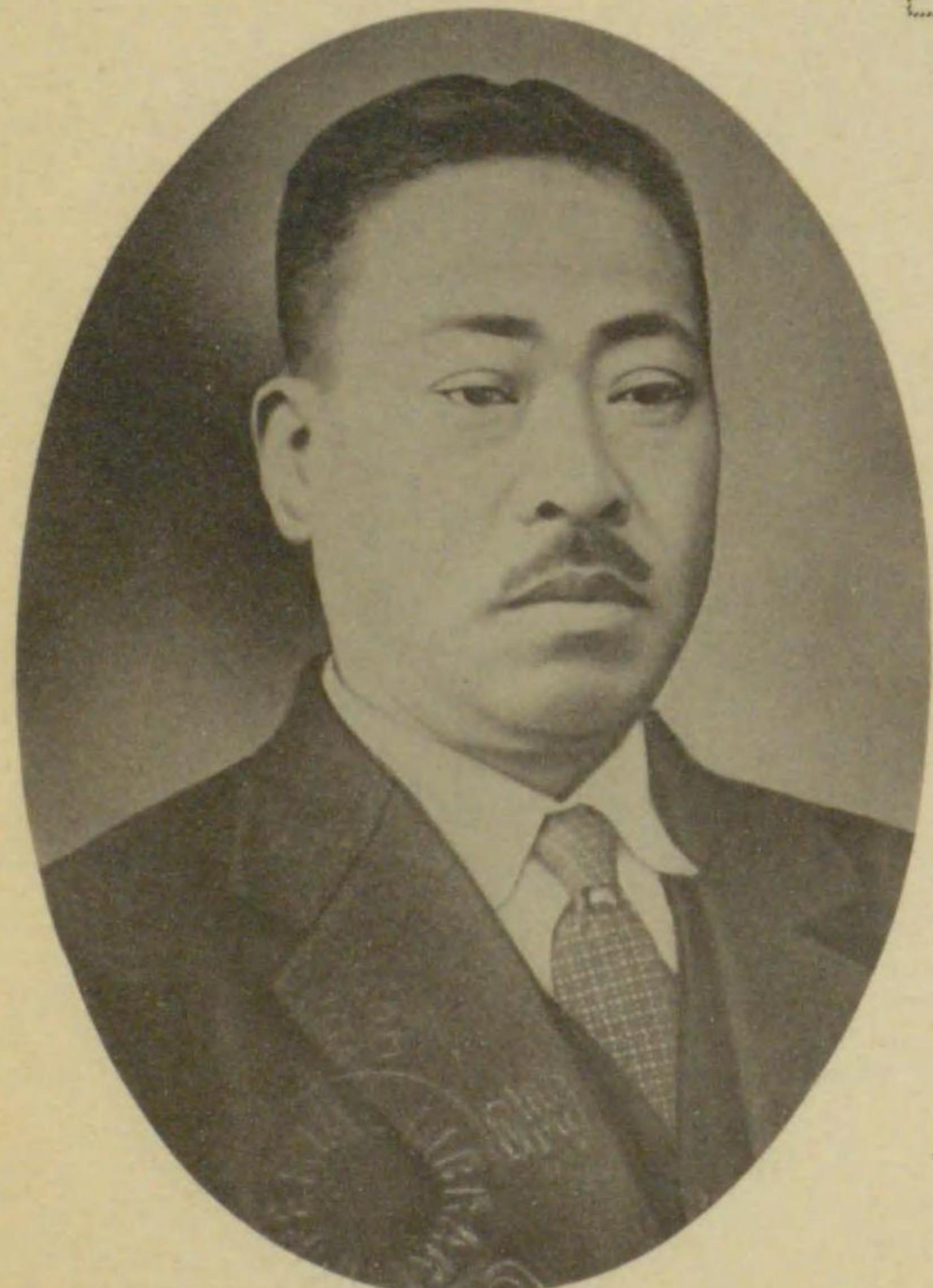
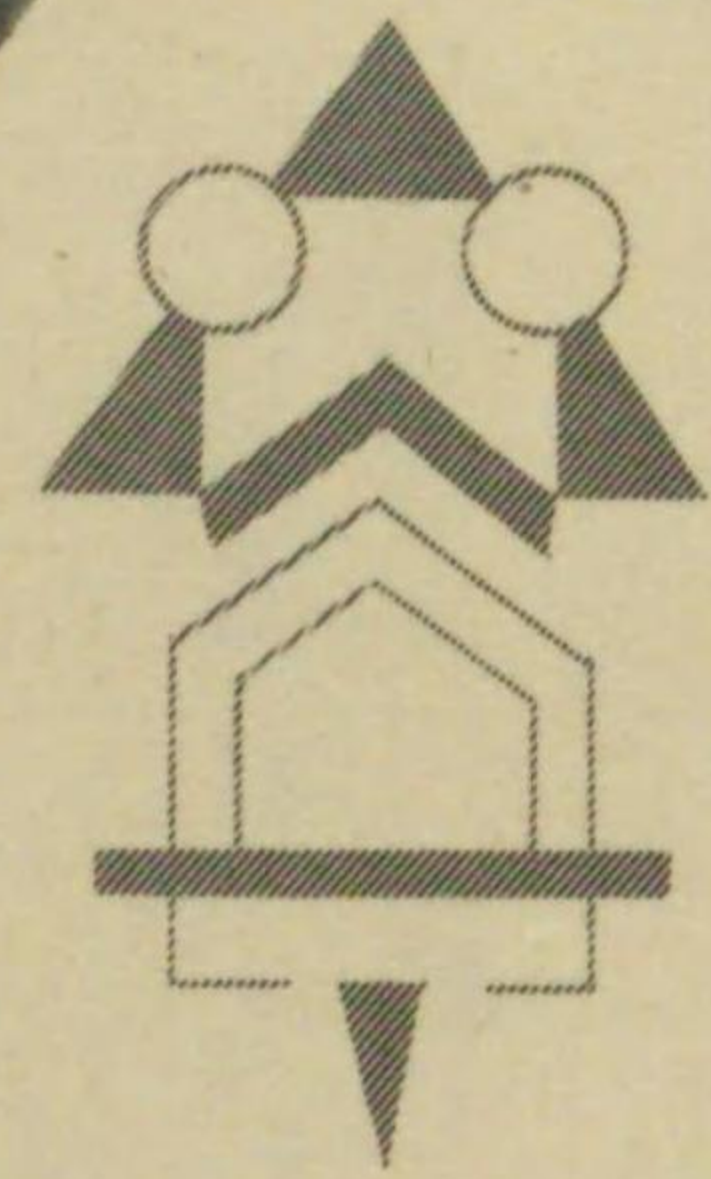
長市代歴



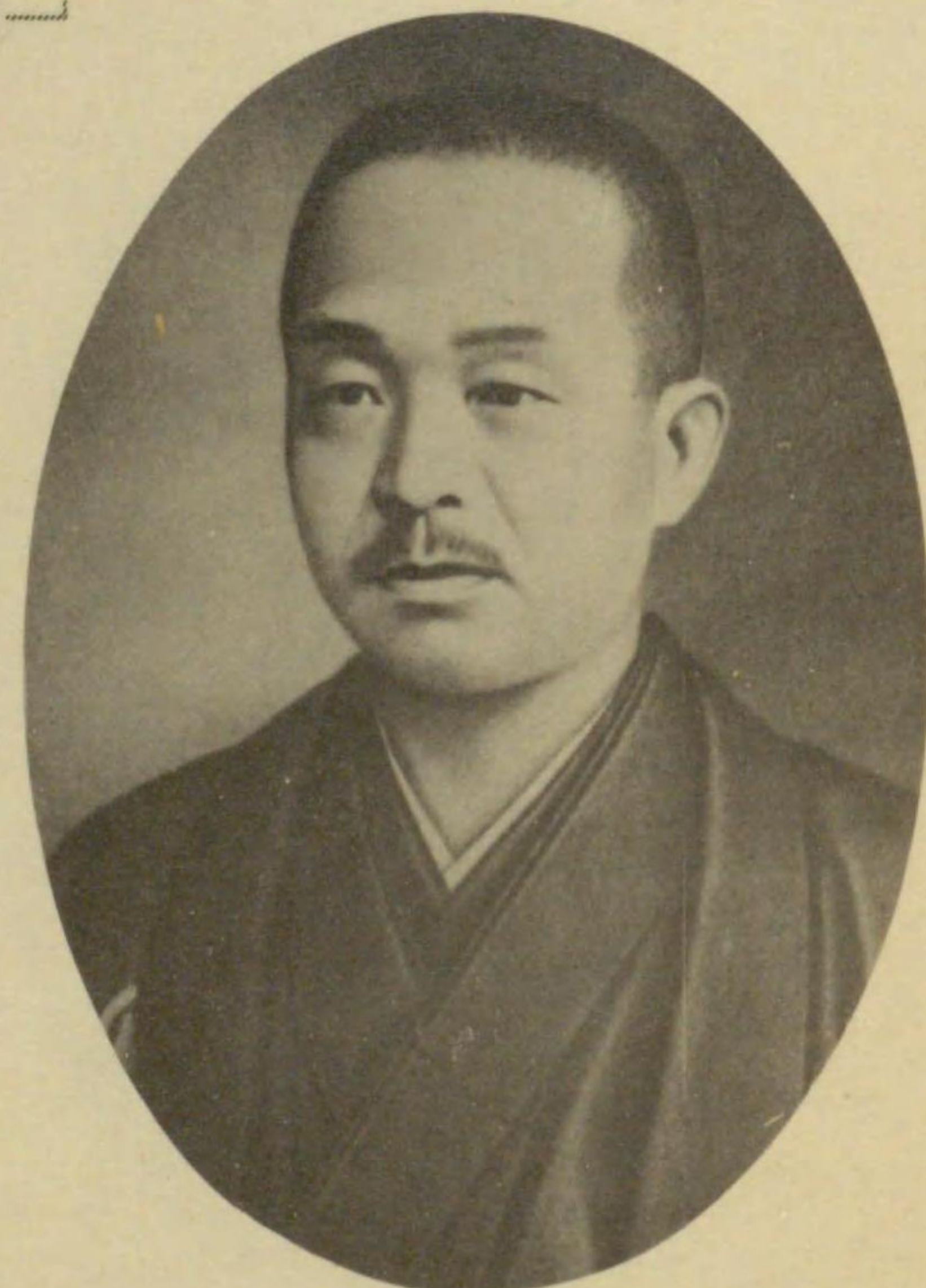
太 幹 田 坂 代六第



安 充 本 藤 代五第

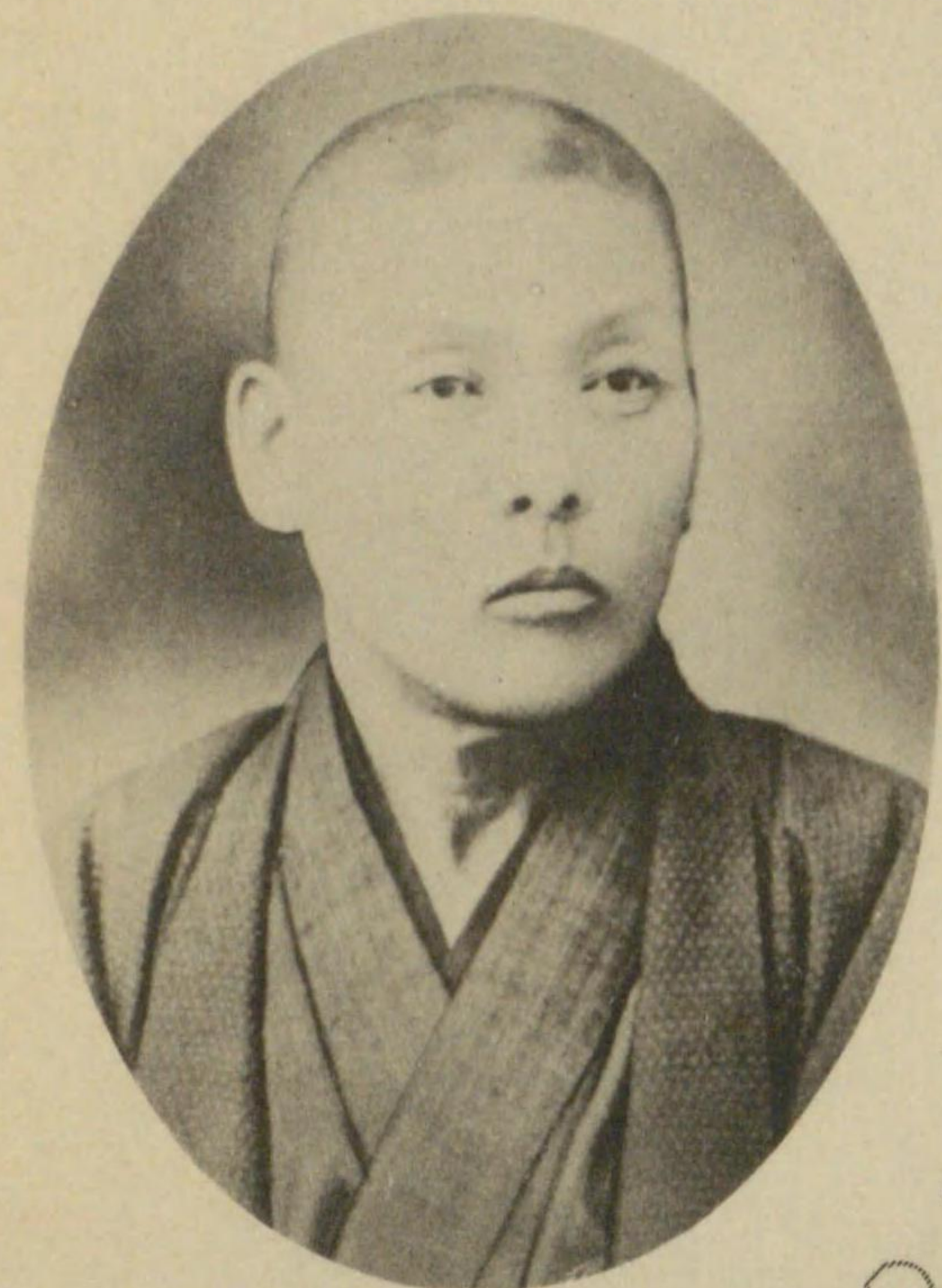


吉 留 原 石 代八第

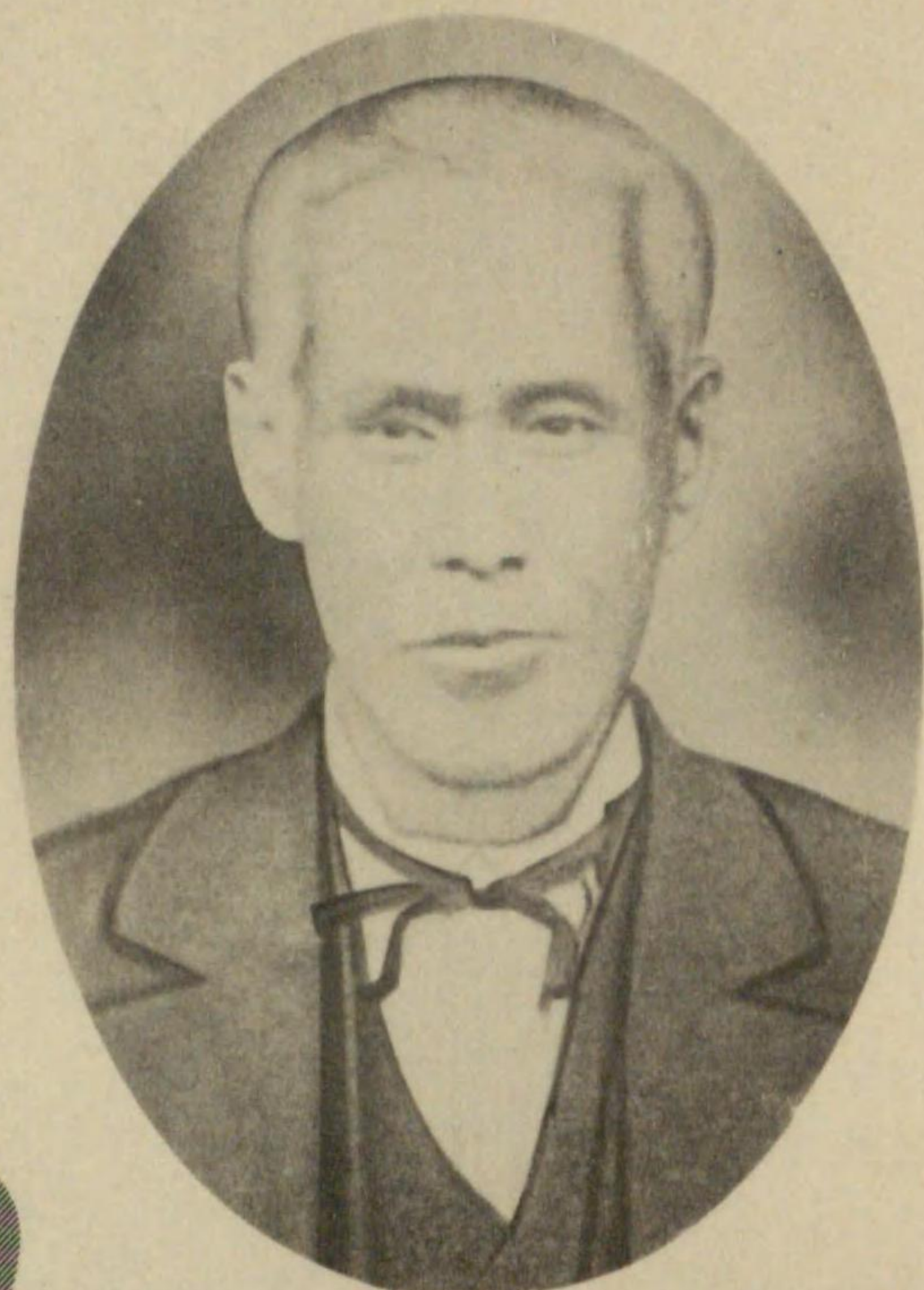


宣 久 野 佐 代七第

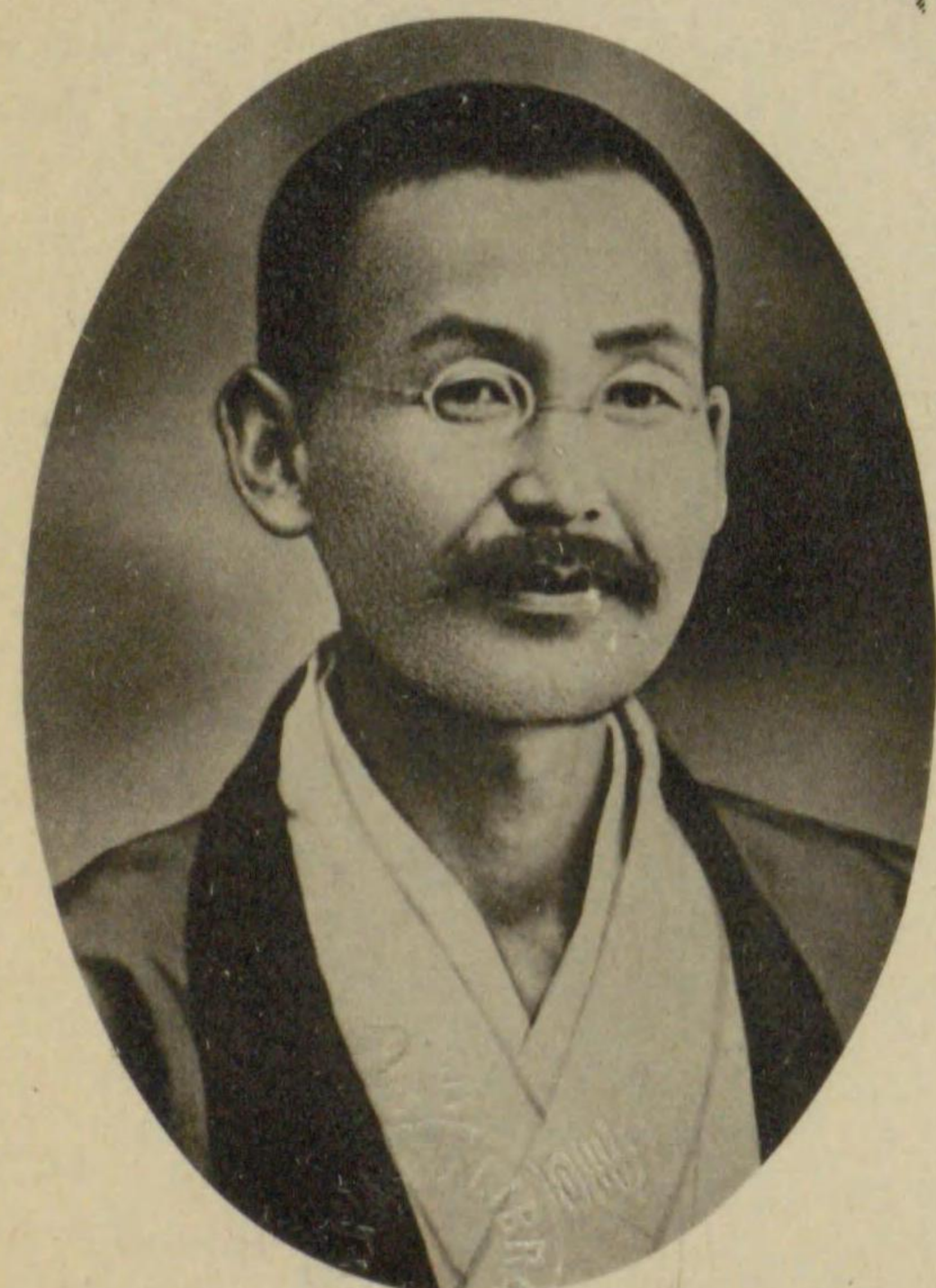
長議會市代歴



暢雅村北 代二第



熙武池菊 代一第

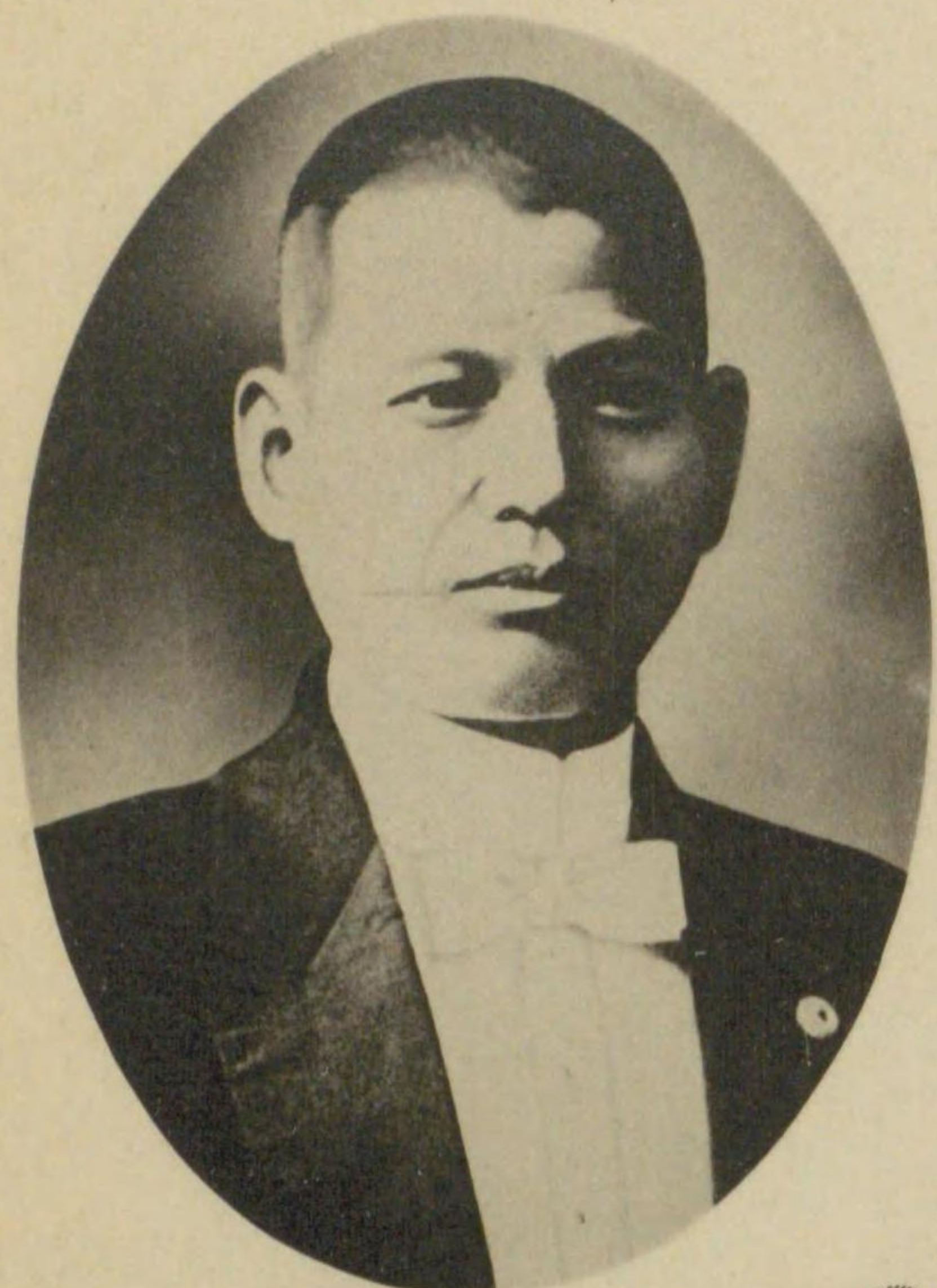


助之萬口川 代四第



義高山片 代三第

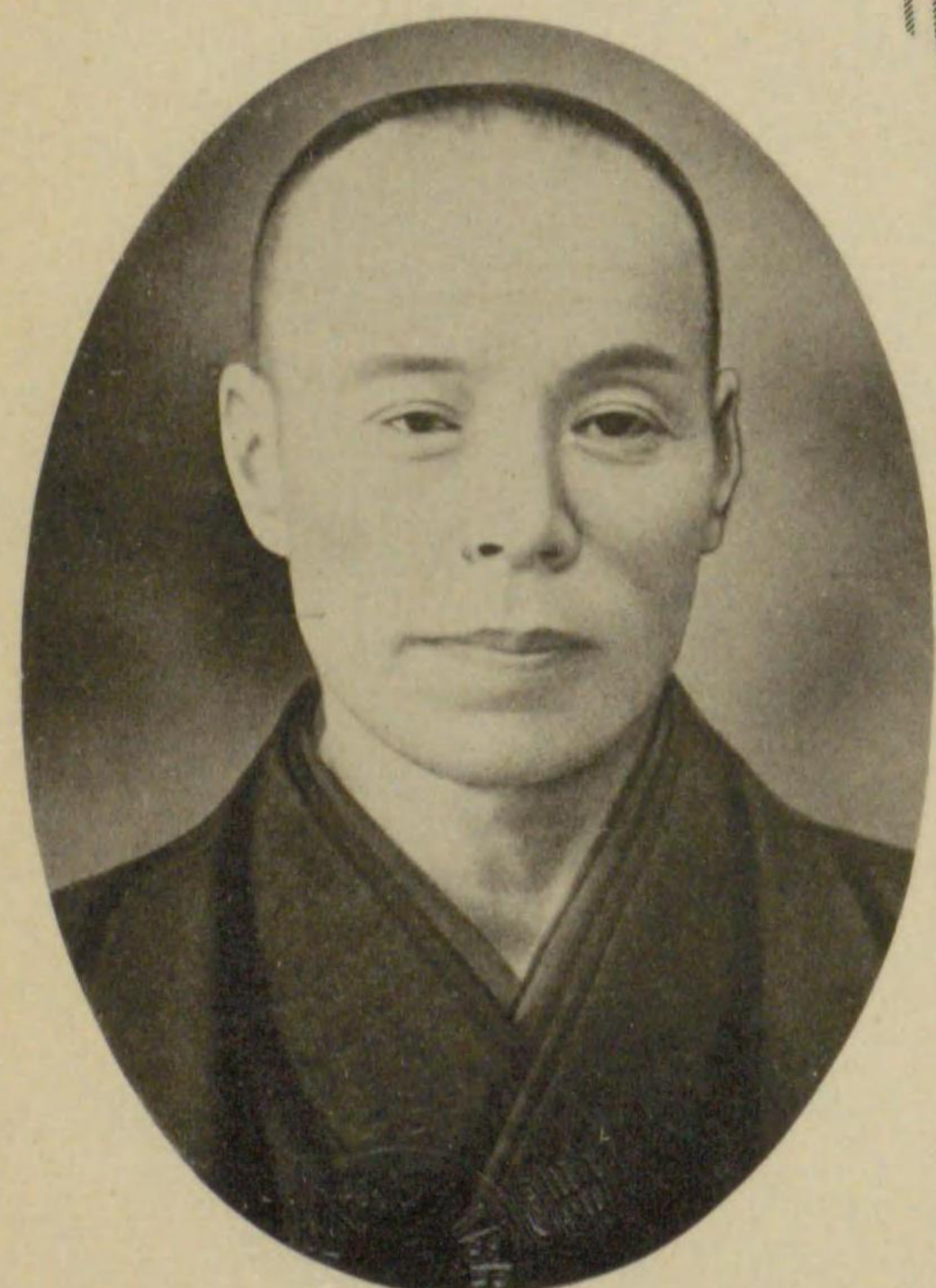
長議會市代歷



郎四文戸井 代六第



行永津下 代五第



吉 苟 村 北 代八第



隆 地 品 代七第

長議會市代歴



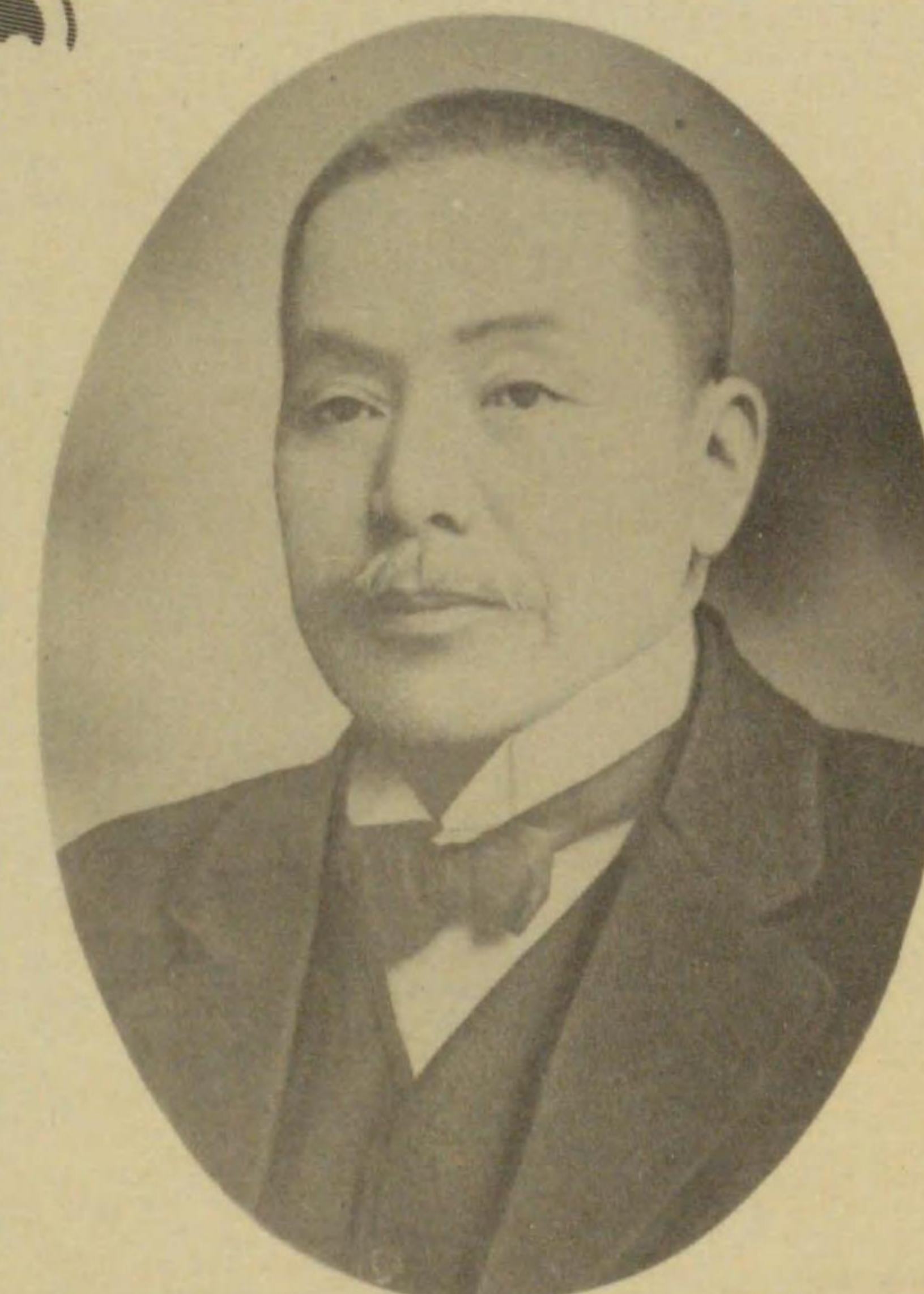
次定川谷 代十第



彦寅田岡 代九第

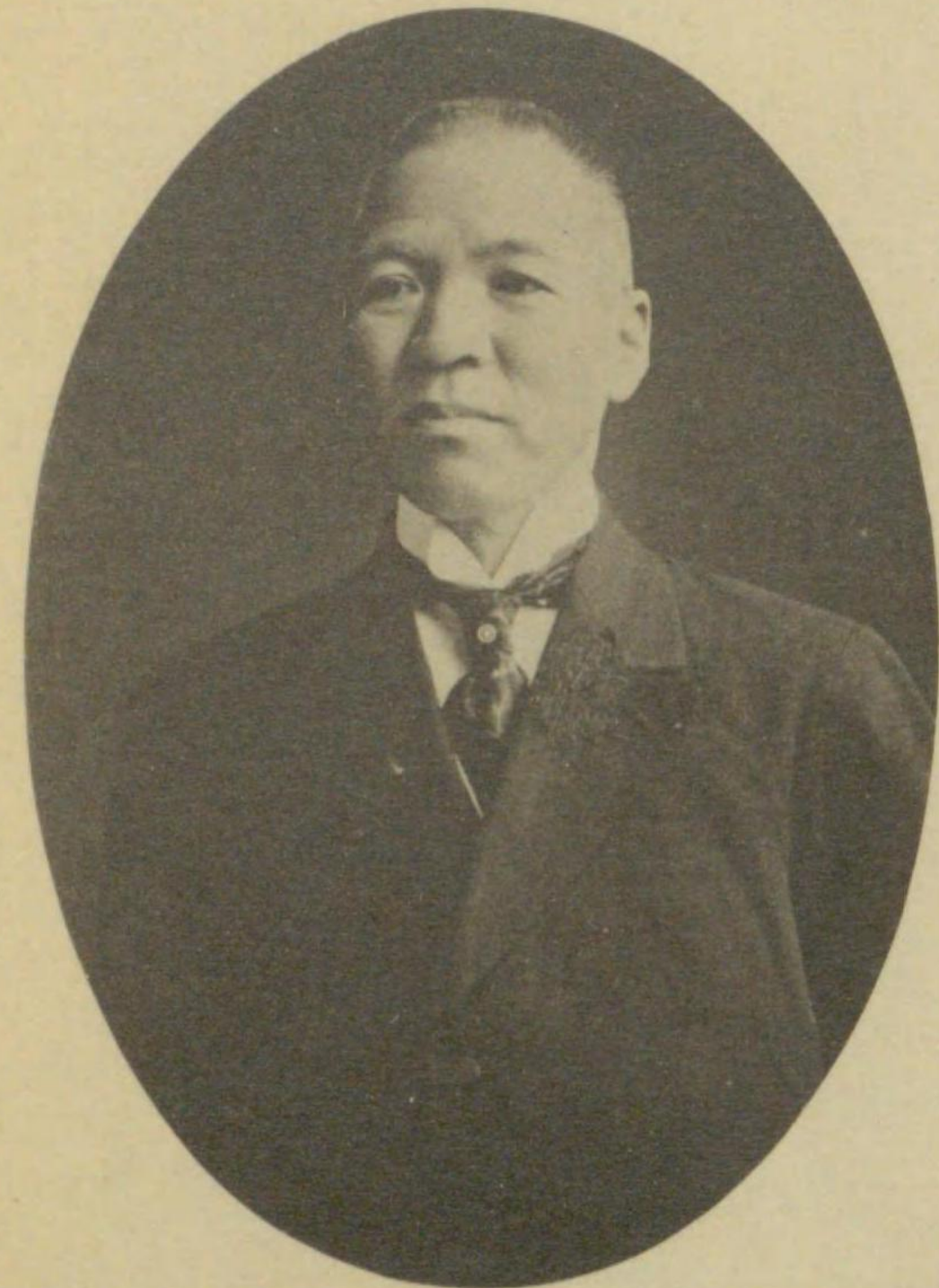


郎太新村中 代二十第



弘道田前 代一十第

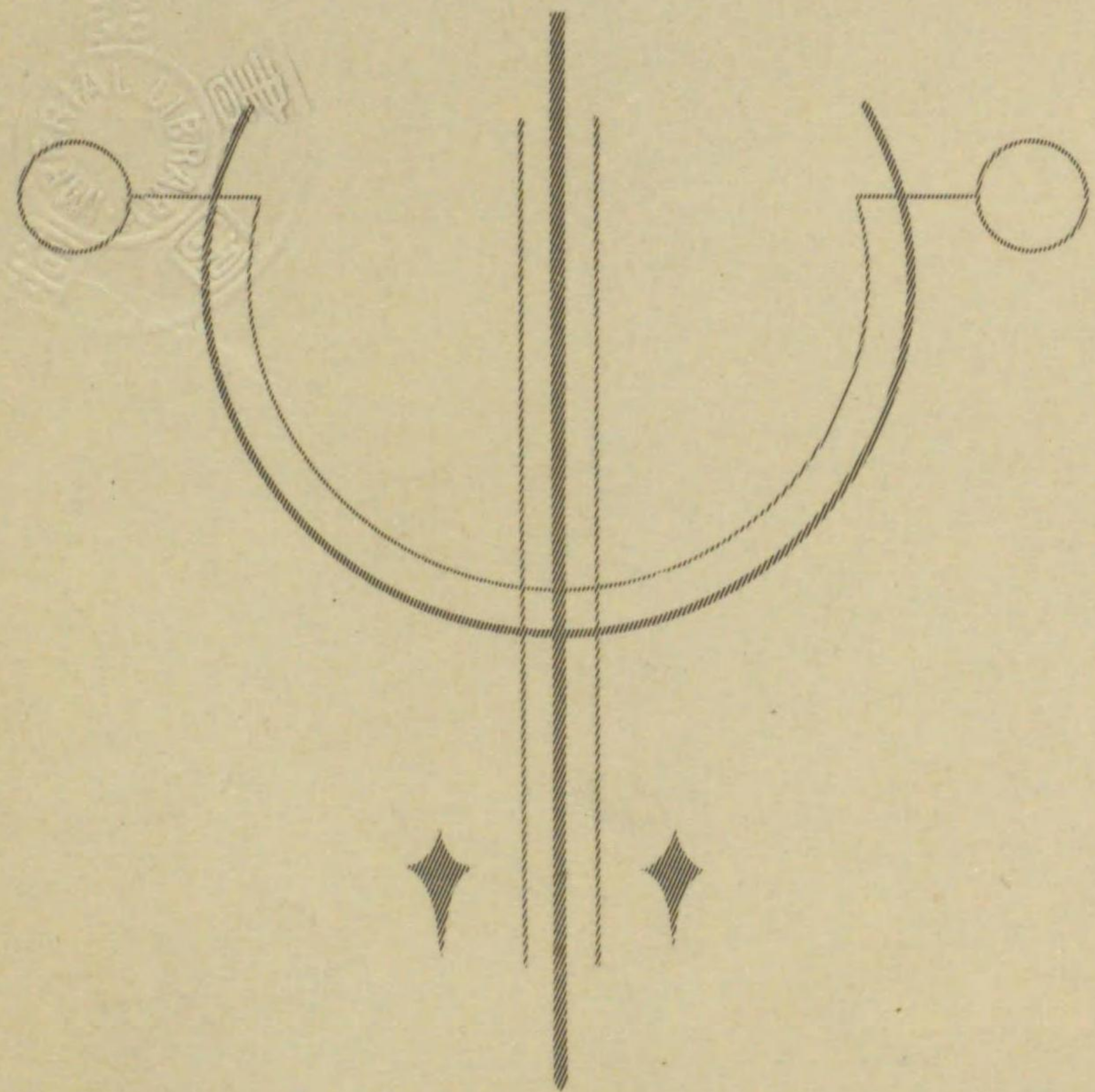
長議會市代歴




郎五伴 牧 代四十第

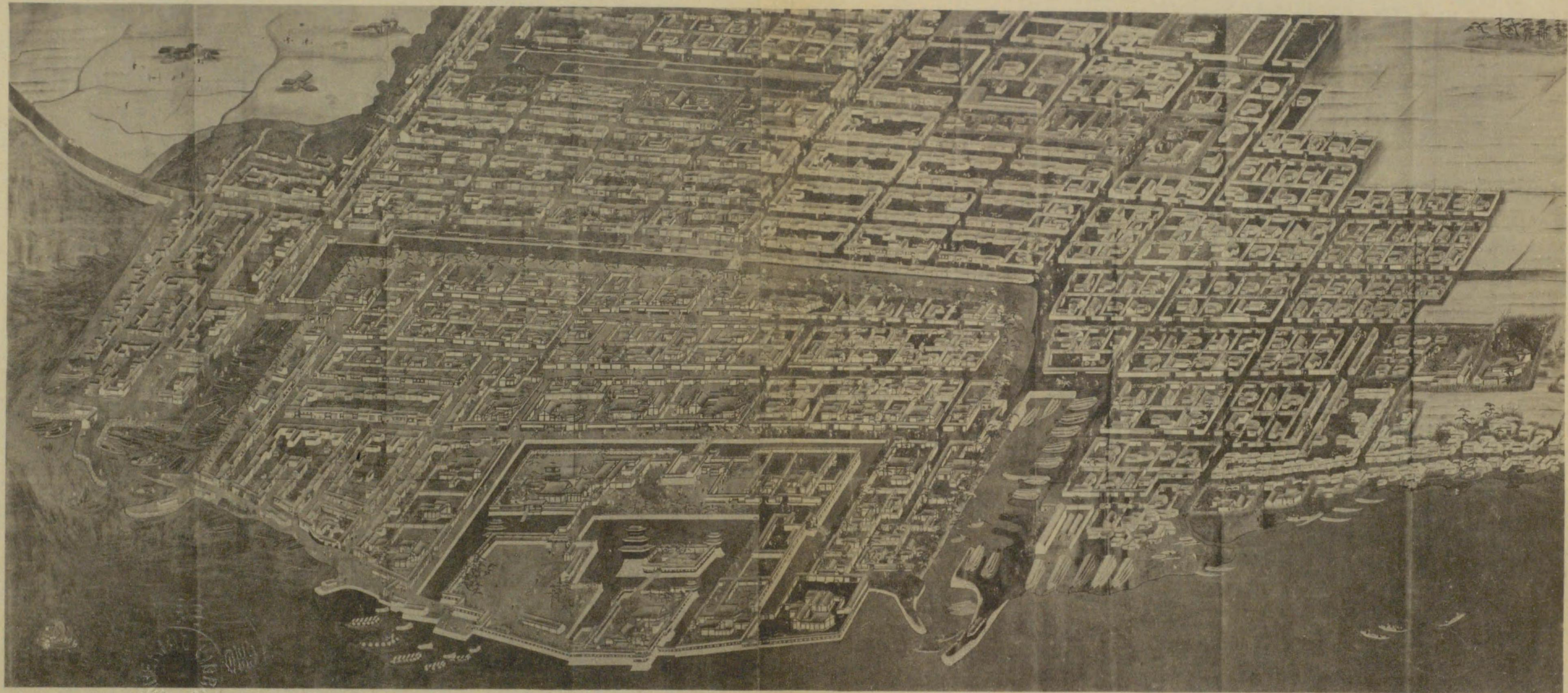


郎三愛西大 代三十第





(一のそ) 圖地遷變街市



(藏廳縣川香)

(前年十九百二・重頼平松) 圖地古間年永寛

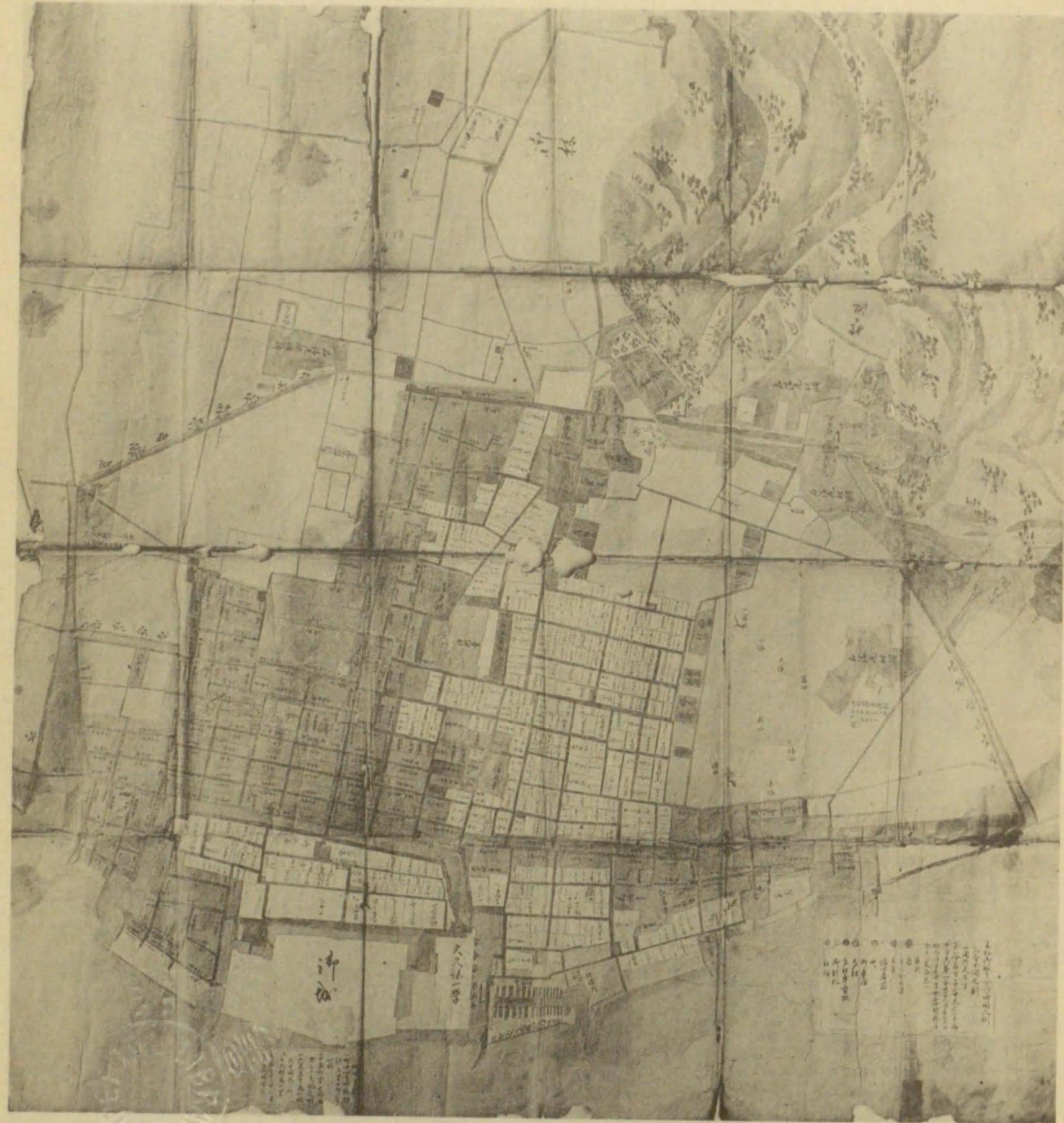
(二のそ) 圖地遷變街市



(前年百二約・豊頼平松) 圖地古問年保享

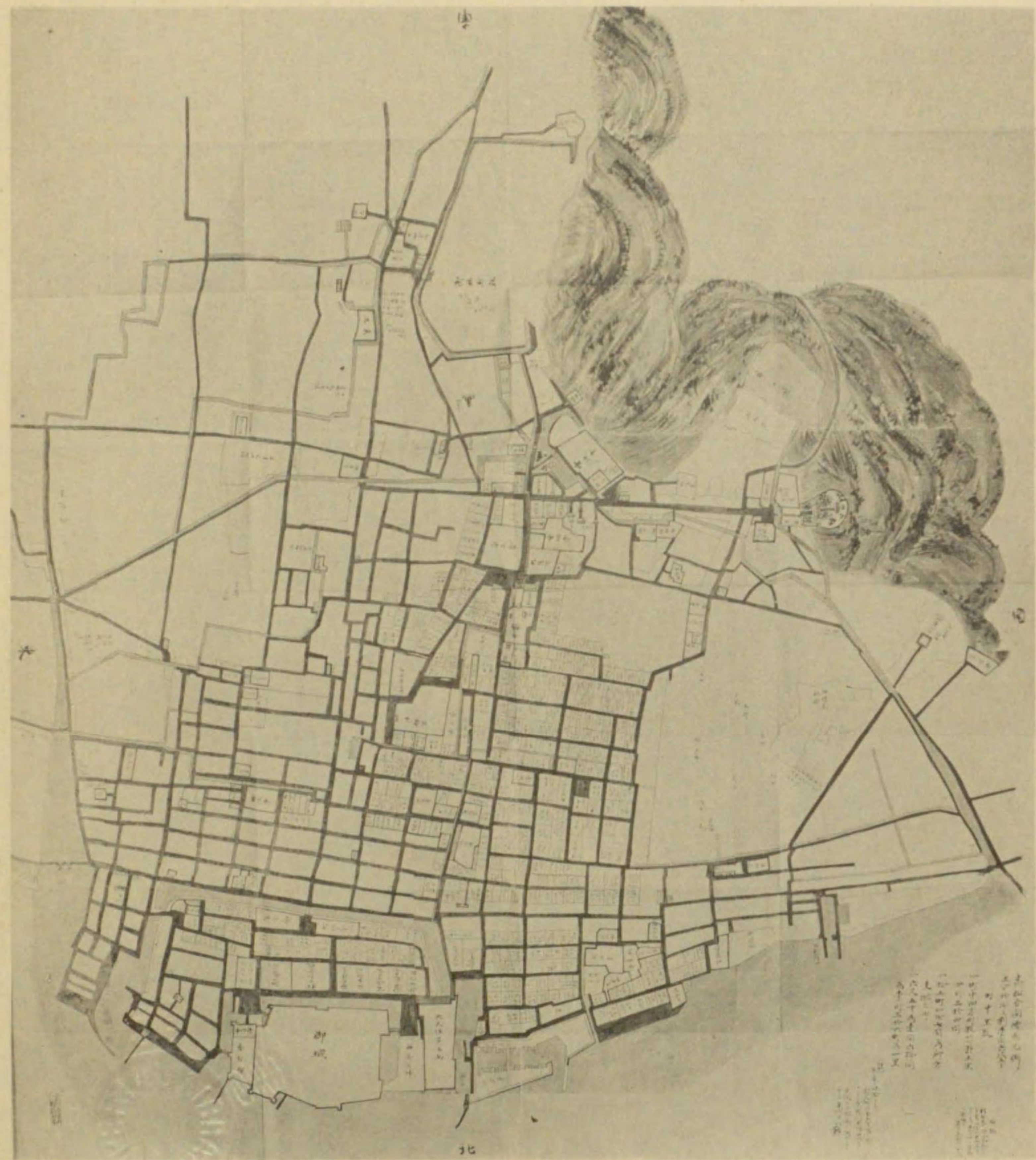
(藏家平松)

(三のそ) 市街變遷地圖



(前年十七百・恭頼平松) 寶曆年間地圖

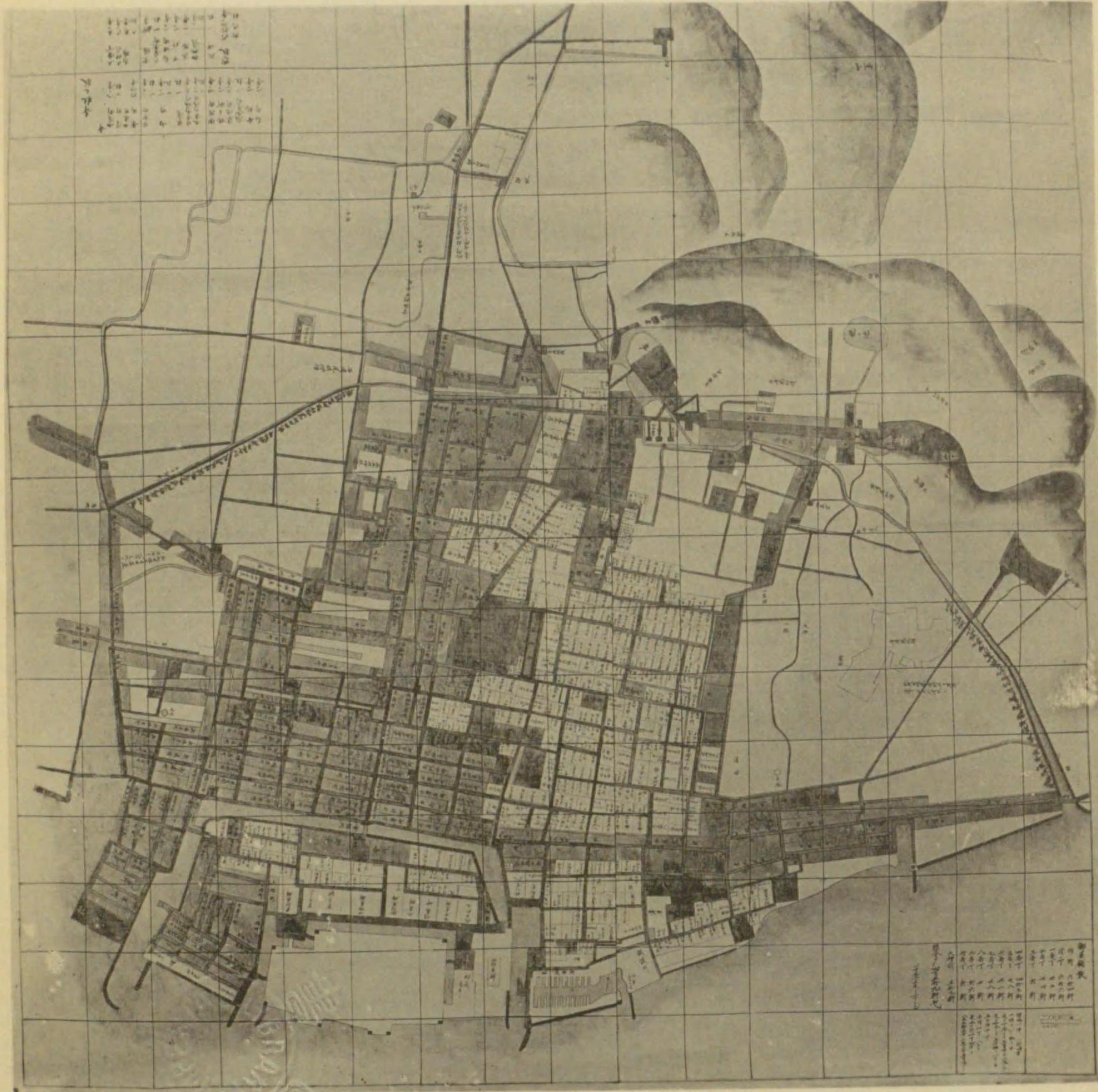
(四のそ) 市街變遷地圖



寛政年間地圖(松平頼儀・約百四十四年前)

(杉野九平氏藏)

(五のそ) 圖地遷變街市



(前年百約・惣頼平松) 圖地間年保天

(藏氏郎次幾木鈴)

(六のそ) 圖地遷變街市

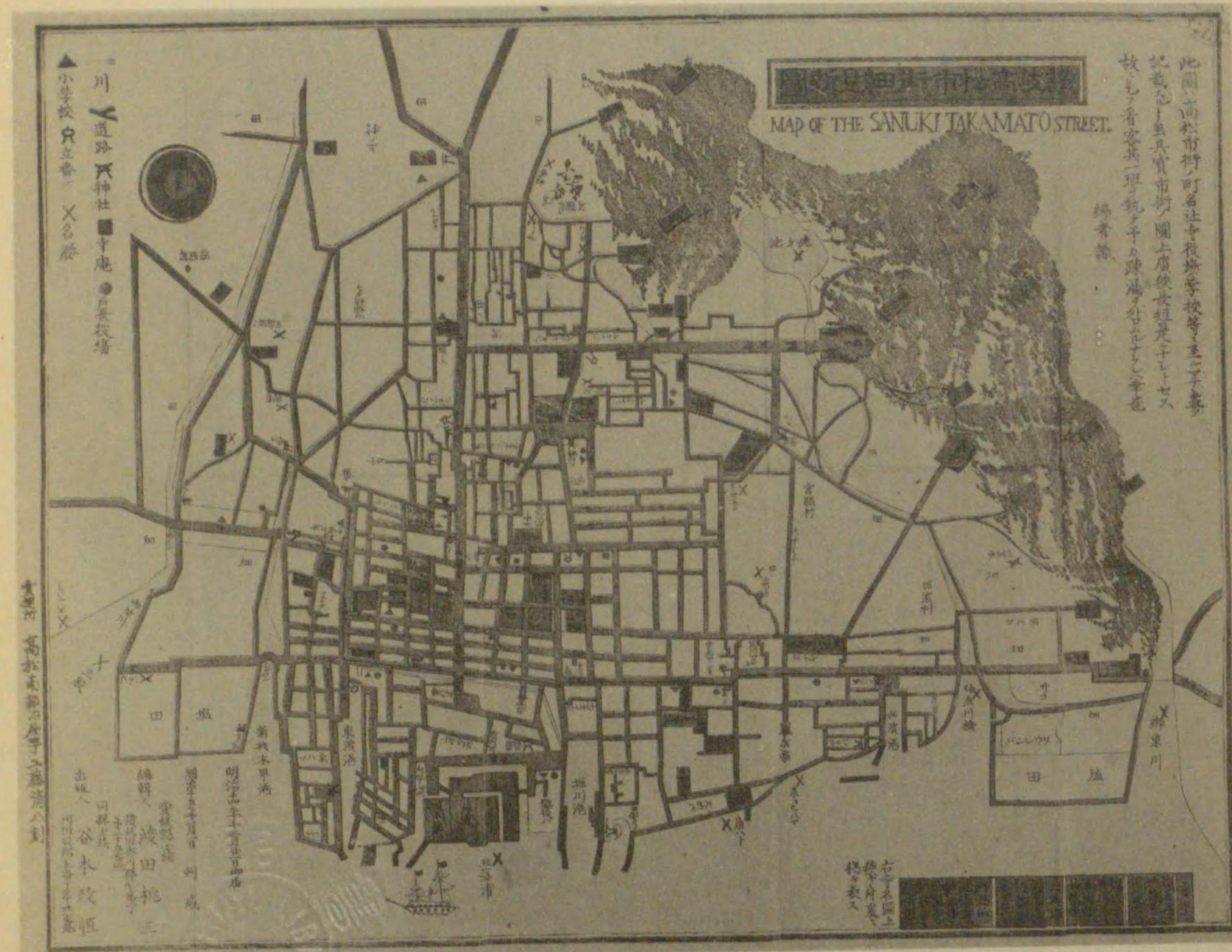


(前年四三六) 後前新維治明

(藏家平松)



(七のそ) 圖地遷變街市

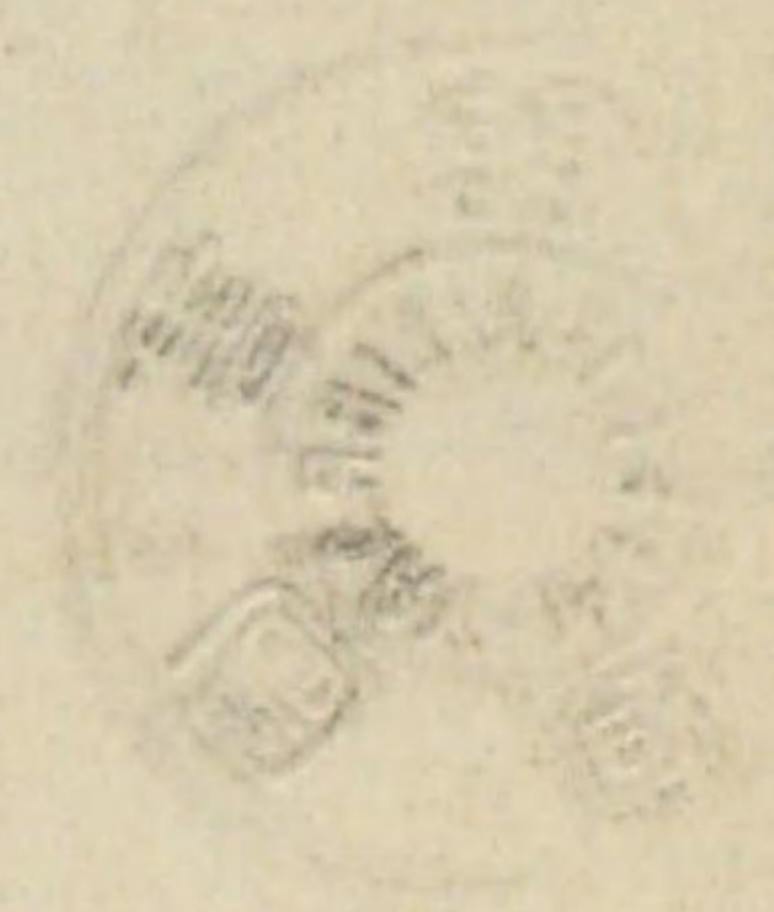


版年四十治明

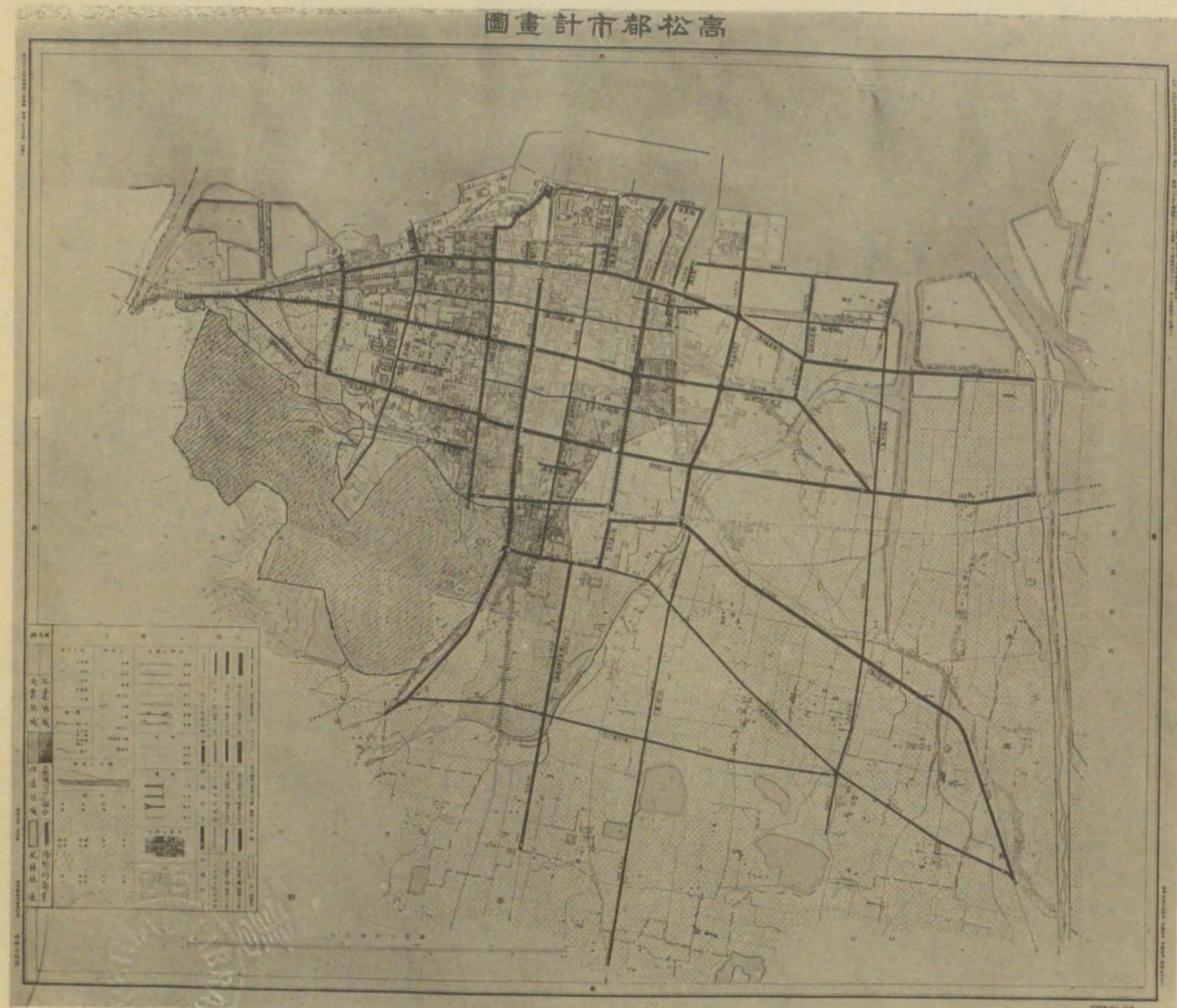
(八のそ) 圖地遷變街市



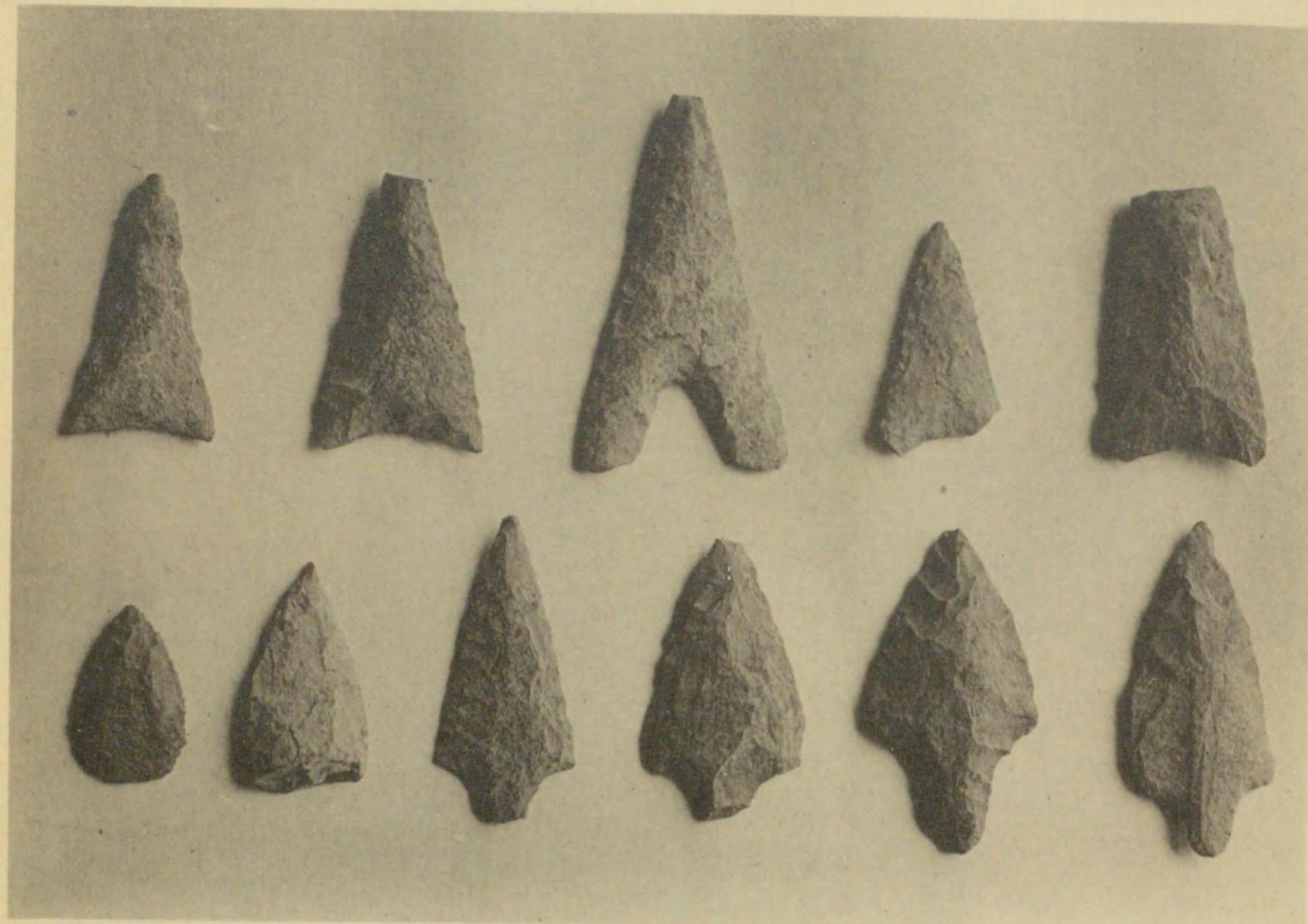
(度年三十二治明) 時當施實制市



(九のそ) 市街變遷地圖



現在並都計市地圖



鐵 石



片破の斧石——斧石——片破の丁庖——鐵石

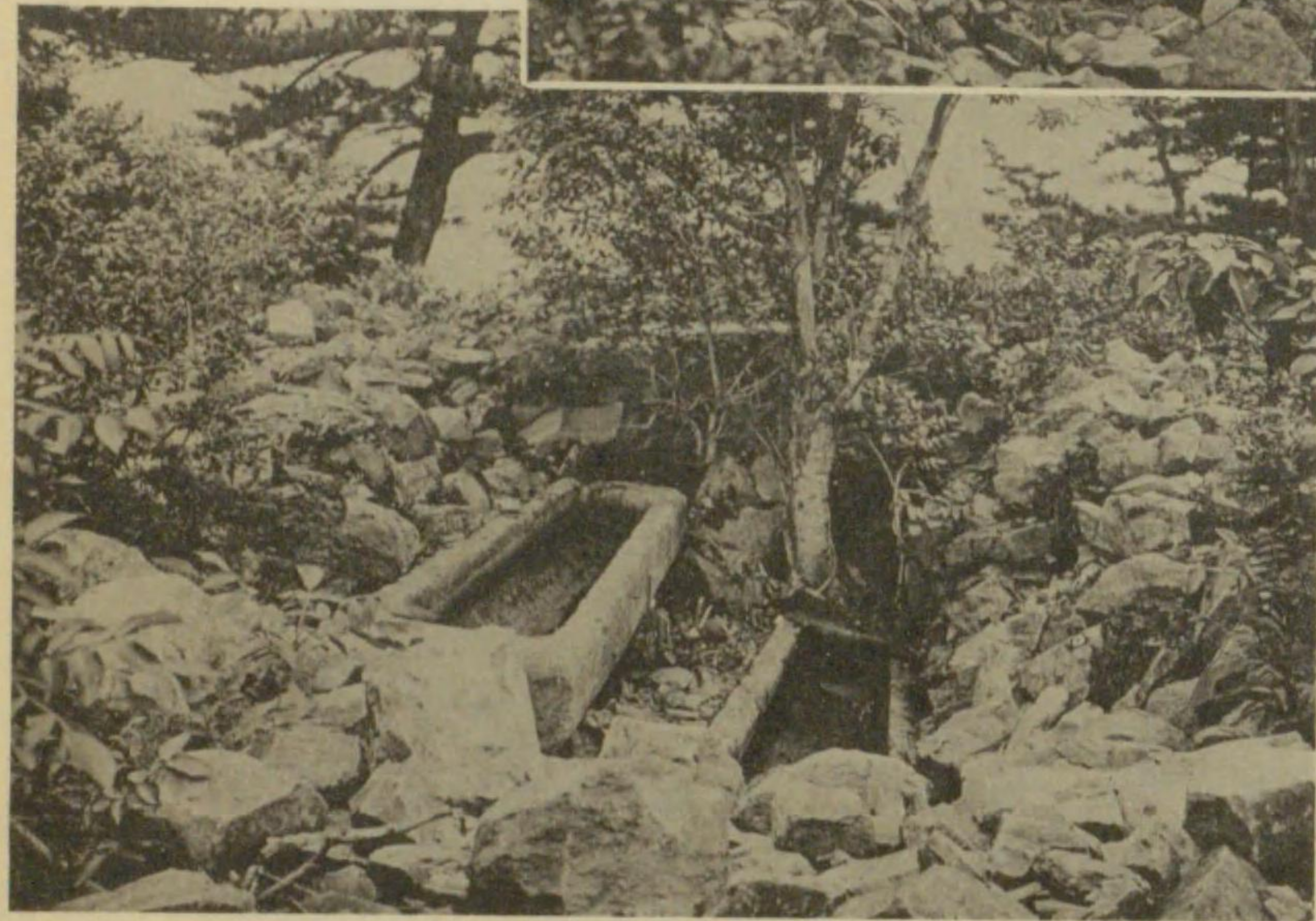
(藏氏郎次圓本藤)



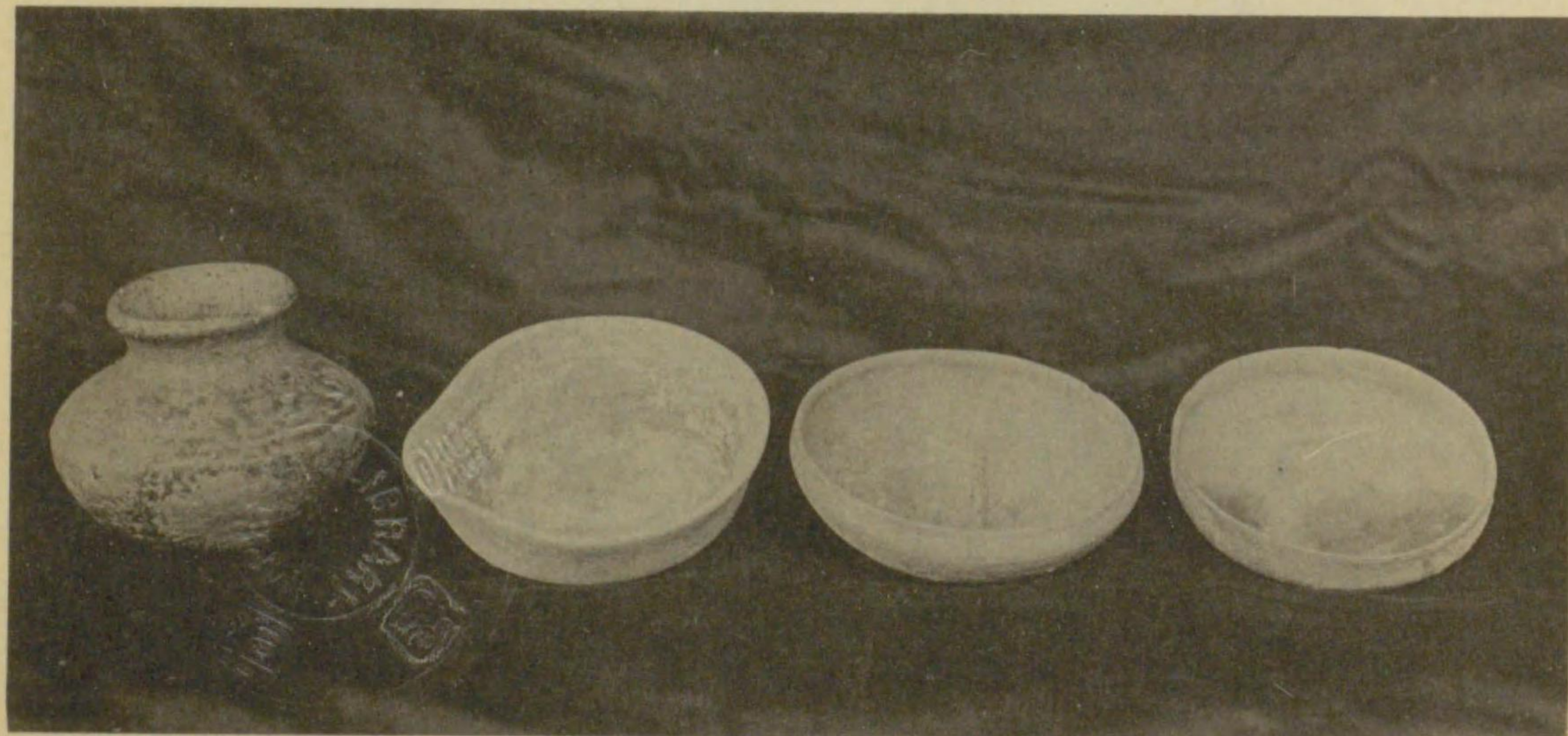
古墳時代遺蹟及遺物



石清尾山積石塚

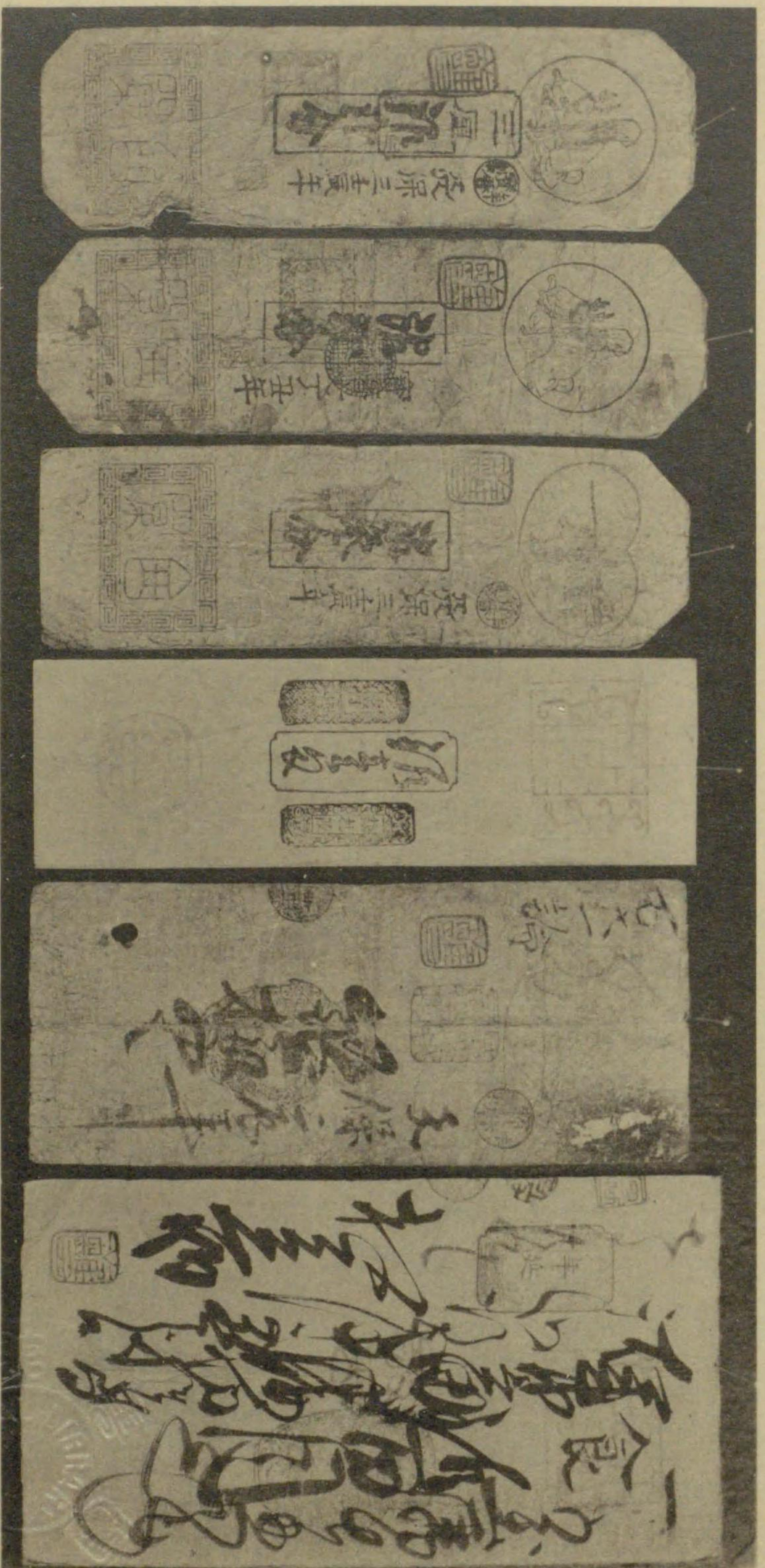


石船古墳



古墳土器(鉢谷)

Faint circular stamps or markings on the right page, possibly library or collection identifiers.



(藏氏平九野杉)

札藩川通代時藩舊



新井水戸水掛丁に新別荘
 敷地四丁巳年八月迄之
 圖繪惣戸井内別軒

(藏氏助之善原松)

高松市歌

其の一

三士忠造作歌
楠美恩三郎作曲

一

百船千船港にかゝり

鐵道直ちに波止場に起る

西に東に交通しげく

海より陸より貨物は湊ふ。

二

海山眺め名たる處

いや増す富の限も知らず

四國四縣の關門として

我が市の責の重きを悟れ。

三

高松市民 高松市民

玉藻の浦の心は清く

屋島の松の操は高く

勉めよ盡せ御國の爲に。

高松市歌

其の二

堀澤周安作曲
岡野貞一作曲

一

八栗屋島の朝霞

遊ぶ海山多けれど

此世の外天地を

實にうるはしき

二

昔の城を背に負ひて

行きかひしげき汽車汽船

こゝぞ四國の喉の地

玉藻の浦の夕月夜

わきて栗林公園は

こゝに縮めし心地して

高松市

築きたてたる港邊は

けむりもつゞく陸と海

出入るひとの波打ちて

實に賑はしき

三

香東川の淀みなき

業こそかはれとりづくに

市の榮は石清尾の

實に頼もしき

高松市

水をわれらが心にて

つとめて息まじ怠らじ

神も護らせ給ふらむ

高松市

序

本史は昭和五年に於ける置市四拾周年記念事業の一として編纂したもので、筆を聚落の發祥地たる石清尾山居時代に起し、
 筧原郷七百年の経過を略叙して高松時代に入り、生駒松平兩藩
 政凡三百年と市政四十年とを中心として記述したのである。
 過去壹千有餘年の歴史を繙いて感慨深きを覺ゆるは高松をし
 て今日あらしめた幾多先人の心血を注がれた事業の追懐と之を
 繼承してよりよき發展へ努力すべき吾等の責務の反省とである
 而して是等の偉業を記録して永く後昆に傳ふるは吾々後人の
 代行者たる本史の正に負ふべき任務であるが調査時日と紙數と
 の制約は遂に其の目的の一半を盡し得なかつたことを私かに遺

憾とする。たゞ本史が高松を語るものゝ温故知新の一資料となり、將來市勢發展上の参考ともならば幸である。稿成り印刷に附するに際し編纂の趣旨を叙して序に代へ松平伯爵家を始め諸官衙市内先輩郷土研究家藏書家の各位が有益なる史料を提供して編纂上多大の便宜を與へられた好意を深謝し編纂委員諸氏が公務の傍熱心に調査執筆せられた勞を多謝する次第である。

昭和七年十二月
松平原念權 四一郎

凡 例

- 一、本史は第一編に沿革、地誌の概要を總説し、第二編に生駒、松平時代に於ける政治、教育、文藝、産業、交通、衛生、神社、宗教、風俗の諸文化と名勝舊蹟、人物略傳を各説し、第三編に市政四十年の變遷を叙述したのである。
- 一、本史の記述は平明を主とするため、科學的に考證するよりも、努めて通俗的な説明體を採用し、又史實に矛盾せざる限り傳説、縁起をも重視した。
- 一、本史の諸統計の中、調査年月の明記なきものは昭和五年度香川縣統計、又は昭和五年度高松市統計による。
- 一、紙數制約のため史料の割愛せるもの多く又調査日子の關係上、史料の精選、記述の統一に不十分の點あるを遺憾とする。これが補遺については他日の集成を期するため、切に大方諸賢の叱正を待つ次第である。
- 一、記事中一々原據を示すことを省き、人物には一切敬語を略した。
- 一、編纂委員は昭和五年四月の囑託にかゝり委員長前高松市視學森田惣吉氏は翌六年七月辭任につき現市視學林平七之に代り、委員は平田三郎（神社宗教、名勝舊蹟、人物略傳）久保計一（教育文藝、風俗）坂口清一（地誌、産業）漆原豊（交通運輸、衛生救恤）三谷基資（政治）近藤末義（沿革概要、市政四十年史並に史料蒐集、編纂事務）によつて其々分擔執筆したのである。

高松市史

第一編 總說

第一章 沿革大要

第一節 發祥時代	一
第一項 地名の起原	一
第二項 先史時代、原史時代の笠原地方	四
第三項 笠原以前	七
第二節 笠原時代	八
第一項 笠原地方	八
第二項 文献に現はれたる笠原地方	九
一、平安朝時代	九
二、鎌倉時代	〇
三、吉野朝室町時代	二
四、生駒氏入國以前	四

目次

第二節 高松(城下町)時代……………一五

 第一項 生駒氏時代……………一五

 第二項 松平氏時代……………一七

第二章 地誌……………二〇

第一節 位置……………二〇

 第一項 自然地理學上の位置……………二〇

 第二項 人文地理學上の位置……………二一

第二節 廣袤人口、區分……………二二

 第一項 面積地積……………二二

 第二項 人口……………二三

 第三項 地理的區分……………二五

 第四項 聚落の發達……………二六

 一、聚落の發祥……………二六

 二、市街の發達……………二八

 三、古地圖による市街變遷……………三〇

第三節 地形及地質……………三八

 第一項 概説……………三八

 第二項 山地……………三八

 第三項 平野……………四〇

 第四項 海岸及海洋……………四三

 第五項 水系……………四六

第四節 氣候及天産物……………四九

 第一項 總説……………四九

 第二項 動植物分布……………五〇

 第三項 晴曇降雨雪量表……………五〇

第二編 各説……………五三

第一章 政治……………五三

 第一節 生駒氏時代……………五三

 第一項 親正の政治……………五三

 第二項 一正、正俊の政治……………五五

第三項	生駒氏の没落……………	五六
第二節	松平氏時代……………	六四
第一項	頼重の政治……………	六四
第二項	頼常の政治……………	六八
第三項	頼豊の政治……………	七八
第四項	頼桓の政治……………	八三
第五項	頼恭の政治……………	八四
第六項	頼眞の政治……………	九七
第七項	頼起の政治……………	九七
第八項	頼儀の政治……………	九八
第九項	頼恕の政治……………	一〇〇
第十項	頼胤の政治……………	一〇六
第十一項	頼聰の政治……………	一〇九
第十二項	藩政時代の租法……………	一二九
第十三項	高松藩知事及高松縣時代……………	一三七
第十四項	明治維新前後に於ける騷擾と明治初期に於ける新思想運動……………	一四七

第十五項 第一次香川縣より市制施行まで…………… 一三五

第二章 文學及教育…………… 一五五

第一節 文學…………… 一五五

第一項 概 說…………… 一五五

第二項 儒學及漢詩…………… 一五七

一、水戸學派岡部拙齋…………… 一五七

二、元祿壬午詩會…………… 一五八

三、(甲)朱子學派…………… 一六五

(乙)護國學派…………… 一六六

(丙)折衷學派…………… 一六八

(丁)其他の諸家…………… 一七二

第三項 皇學及和歌…………… 一七二

一、概 說…………… 一七三

二、松平藩初當時…………… 一七四

三、文政皇學興隆以後…………… 一七四

四、狂歌戯作家……………一七九

第四項 洋 學……………一八〇

一、蘭方醫の學……………一八〇

二、英 學……………一八二

第二節 文 藝……………一八八

第一項 俳 諧……………一八八

一、概 説……………一八八

二、舊 藩 初 期……………一八九

三、古 道 と 楚 得……………一九〇

四、鳥の宿にある高松俳人……………一九一

五、周 雨 と 爐 峰……………一九二

六、居待月にははれし高松俳人……………一九二

七、赤 澤 古 行……………一九三

八、天明より文化文政まで……………一九四

九、蓼也園五視と其の一派……………一九五

十、松平金岳公子……………一九七

十一、幕末より明治初年頃まで……………一九七

十二、明 治、大 正……………二〇〇

第二項 書 道……………二〇三

- 一、藩主及其の一門……………二〇三
- 二、藩右筆家の著名なるもの……………二〇三
- 三、青葉士弘と後藤芝山……………二〇四
- 四、後藤漆谷と市河恭齋……………二〇四
- 五、北原梅庵及其の門流……………二〇五
- 六、其他の書家……………二〇五

第三項 繪 畫……………二〇六

- 一、概 説……………二〇六
- 二、藩 主 一 門……………二〇七
- 三、藩繪師狩野家及其の一派……………二〇七
- 四、鶴 洲 と 實 山……………二〇七
- 五、長町竹石一派……………二〇八
- 六、龜井東溪一派……………二〇九

七、中川馬嶺一派……………二〇九

八、兒島竹處一派……………二一〇

九、中村竹巖一派……………二一〇

十、森 良敬一派……………二一一

十一、細谷立齋一派……………二一一

十二、其他の諸家……………二一二

第三節 武 道……………二一二

第一項 兵 學……………二一二

一、小 幡 流……………二一三

二、山 鹿 流……………二一三

第二項 劍 道……………二一四

一、小野派一刀流……………二一四

二、直心影流……………二一五

三、御 家 流……………二一六

四、無山自現流……………二一七

五、東 軍 流……………二一七

第三項 居

合

一、新田宮流……………二一八

二、和真心流……………二一九

三、新 刀 流……………二一九

第四項 鎗 術

一、種 田 流……………二一九

二、寶藏院流……………二二〇

三、佐分利流……………二二一

四、地 位 流……………二二一

第五項 薙 刀

一、穴 澤 流……………二二二

二、靜 流……………二二三

第六項 捕手腰廻小具足

一、竹 内 流……………二二三

第七項 柔 術

一、揚 心 流……………二二四

二、關口流……………二二五

三、乾元流捕合……………二二五

第八項 鍵……………二二五

第九項 弓……………二二五

一、日置流石堂竹林派……………二二六

二、日置流雪荷派……………二二七

三、日置流伴道雪派……………二二七

四、吉田印西派……………二二八

五、朝倉流半弓術……………二二八

六、騎射……………二二九

第十項 馬術……………二二九

一、大坪本流……………二二九

第十一項 砲術……………二三〇

一、那須流……………二三〇

二、外記流附三木家規矩元法……………二三一

三、八頼附方砲術……………二三三

四、萩野流……………二三三

五、武衛流……………二三四

六、洋式砲術……………二三五

第十二項 游泳……………二三六

第四節 教育……………二三七

第一項 舊藩時代の教育……………二三七

一、藩政時代學事の大要……………二三七

二、講堂、講道館、學館、考信閣……………二三九

(一) 講堂……………二三九

(二) 講道館……………二四二

(三) 學館……………二四二

(四) 考信閣……………二四二

三、舊藩庶民教育……………二四三

(一) 寺子屋……………二四三

(二) 明善館……………二四四

第二項 明治初年の學事……………二四四

一、講道館の制度改革……………二四四

二、私塾の消長……………二五〇

第三項 學校教育……………二五二

一、初等教育及幼稚園……………二五二

二、中等教育及實業教育……………二五八

三、專門學校……………二六二

四、特殊學校……………二六二

五、社會教育施設……………二六三

第三章 神社及宗教

第一節 概説

第二節 神社

石清尾八幡神社—中野天滿神社—華下天滿神社—槻本神社—向良神社—東濱神社—
 惠美須神社—西濱神社—若一王子神社—愛宕神社—多賀神社—八阪神社—藤森神社—
 戸隱神社—稻荷神社—御先神社—道祖神社—御先神社—神明神社—三社神社—日
 和山神社—琴平神社—水神社—鹽籠神社—蜂穴神社—荒神社—松島神社—藤塚神社

……………二六七
 ……………二六七
 ……………二七四

第三節 佛閣

—藤之本神社—神木神社—琴平神社—楠川神社—石槌神社—藤木稻荷神社—琴平神
 社—秋葉神社—琴平神社—諏訪神社

……………二九一

本門壽院—行泉寺—金剛峯寺讚岐別院—大護寺—一成院—大日寺—無量壽院—蓮華
 寺—吉祥寺—多聞寺—東福寺—行徳院—清光寺—弘憲寺—地藏寺—不動庵—鳳閣寺
 —法泉寺—實相寺—慈恩寺—靈源寺—藥王寺—東光寺—玉泉寺—見性寺—祥福寺—
 廣昌寺—泉立寺—妙朝寺—善昌寺—日妙寺—大本寺—本興寺—本覺寺—大雄庵—功
 徳庵—淨願寺—柿木庵—正覺寺—西方寺—松岩寺—眞行寺—願教寺—專念寺—徳成
 寺—安樂寺—福善寺—極樂寺—圓重寺—高善寺—深妙寺—淨教寺—正覺寺—教行寺
 —常福寺—聽徳院—法輪寺—興正寺別院—勝法寺—安養寺—徳法寺—西福寺—願船
 寺—覺善寺—徳善寺—寶成寺

第四節 教會

天理教—金光教—黒住教—大社教—神道修成派—眞言宗—日蓮宗—眞宗—基督教

……………三一三

第四章 産業

第一節 概況

……………三一七
 ……………三一七

第二節 産業の沿革……………三二八

 第一項 生駒氏入國前の産業……………三二八

 第二項 城下町時代の産業……………三二〇

 一、生駒氏時代の産業……………三二〇

 二、松平藩政時代の産業……………三二一

 三、松平藩時代に於ける甘蔗糖業……………三二二

 第三項 明治維新後の産業……………三二五

第三節 歴史的特殊工藝の一斑……………三二六

 第一項 保多織……………三二六

 第二項 陶磁器……………三二九

 第三項 讃岐漆器……………三三二

 第四項 彫抜漆器……………三三四

 第五項 武器及彫金其他……………三三五

第四節 現時の産業状態……………三三七

 第一項 農業及林業……………三三七

 第二項 水産業……………三四〇

第三項 工業……………三四三

 總説―染織工業―機械及器具船舶製造―化學工業―飲食物工業―雜工業―特別工業……………三六五

第四項 商業……………三六五

 一、總説……………三六六

 二、商工會議所……………三六八

 三、市内金融機關並商工各種團體會社……………三六八

第五章 衛生及救恤……………三八一

第一節 總説……………三八一

第二節 藩政時代の衛生……………三八二

 第一項 衛生思想……………三八三

 第二項 流行病……………三八四

 第三項 醫事……………三八四

 舊藩時代に於ける醫家……………三九一

 第四項 賣藥……………三九一

第三節 明治以後現代までの衛生……………三九三

第一項 衛生思想……………三九三

第二項 衛生概况……………三九三

一、衛生組合……………三九四

二、屠場……………三九八

三、火葬場……………三九八

四、汚物墮芥掃除……………三九八

五、墓地……………三九九

六、湯屋……………四〇〇

七、上水道……………四〇〇

八、下水道……………四〇三

第三項 醫事……………四〇五

一、病院……………四〇五

(イ) 假醫學所設置から高松病院廢止まで……………四〇五

(ロ) 日本赤十字社香川支部病院……………四〇七

(ハ) 傳染病院……………四〇七

二、醫師、齒科醫、藥劑師……………四〇八

三、醫師會……………四〇八

第四節 藩政時代の救恤……………四〇九

第一項 定例救恤……………四〇九

第二項 臨時救恤……………四一〇

第五節 明治以後現代までの救恤……………四一三

第一項 定例救恤……………四一三

一、窮民調査……………四一三

二、高松共濟會並に財團法人高松共濟會……………四一四

三、高松市社會課……………四一五

(甲) 公益質屋……………四一六

(乙) 職業紹介所……………四一八

(丙) 幼兒託兒所……………四一九

(丁) 方面委員……………四二〇

四、市場……………四二一

五、斯道學園……………四二二

六、讃岐學園……………四二二

七、讃岐養老院……………四三二

八、高松尙武義會……………四三三

九、財團法人讃岐修齊會……………四三三

十、財團法人讃岐共榮會……………四三四

第二項 臨時救恤……………四三五

一、米價調節會……………四三五

二、高松共濟會……………四三五

第三項 醫藥救濟……………四二六

一、財團法人高松共濟會……………四二六

二、高松市立診療所……………四二六

三、トラホーム治療所……………四二八

四、高松醫師會實費診療並に施療……………四二八

五、日本赤十字社香川支部……………四二九

六、愛國婦人會香川縣支部……………四三一

第六章 交通運輸……………四三三

第一節 藩政時代の交通運輸……………四三三

第一項 道路……………四三三

第二項 橋梁……………四三三

第三項 通信……………四三四

第四項 水運……………四三四

第二節 明治維新後の交通運輸……………四三八

第一項 道路……………四三八

第二項 橋梁……………四三九

第三項 鐵道、軌道並に諸車……………九四三

第四項 通信……………四四三

第五項 水運……高松港……………四四五

第六項 空中輸送……………四五〇

第七項 旅館……………四五二

第八項 都市計劃……………四五二

第七章 風俗……………四六二

第一節	士	庶	四六二
第一項	武	士	四六二
第二項	工	匠	四六四
第三項	町	人	四六五
第二節	諸	藝	四六六
第一項	能	狂言	四六六
第二項	茶	道	四六八
第三項	生	花	四六九
第四項	相	撲	四七〇
第五項	芝	居	四七一
第六項	俗	間歌謡	四七二
第七項	盆	踊	四七五
第八項	高	松小唄	四七八
第三節	傳	說	四七九
第四節	雜	部	四八九
第一項	石清尾神社祭典		四九〇

第二項	遊	廓	四九二
第三項	玩	具	四九三
第五節	年中行事		四九三

第八章 名勝舊蹟

- 栗林公園……赤塔山及西方寺遊園地……白河天皇遙拜所……石清尾山古墳……玉藻城址……西濱城址……雜賀氏城址……上村城址……中村城址……宮脇越中守城址……藤井氏城址……西島八兵衛宅址……御山屋舖……龜阜莊址……講道館及大聖廟址……先賢堂……眞行寺其他の庭……澁柿地藏……千日念佛堂……西院河原地藏堂……藥園址……時鐘樓……香東川址……新井戸及大井戸……今井戸及其他の井……名墓名碑

第九章	人物略傳	五三三
-----	------	-----

第三編 市政四十年史

第一章	市制の施行	五五九
-----	-------	-----

第一節	市町村制の發布	五五九
-----	---------	-----

第二節 高松市成立の順序……………五六〇

第二章 市政機關並に市政事務の變遷……………五六一

第一節 市政機關……………五六一

第一項 市長……………五六一

第二項 助役……………五六二

第三項 収入役……………五六三

第四項 市會議長……………五六四

第五項 市會副議長……………五六五

第六項 市參事會員……………五六六

第七項 市會議員……………五六八

第八項 各種調査會委員……………五七四

第二節 市選出衆議院議員並に縣會議員……………五七五

第三節 市政事務……………五七九

第一項 廳舎……………五七九

第二項 事務並に市吏員……………五七九

第四節 市の財政……………五八二

第一項 概説……………五八二

第二項 歳出入……………五八四

第三項 諸稅……………五八九

第四項 稅率……………五九一

第五項 市有財産……………五九四

第六項 市債……………五九五

第五節 戶數人口……………五九六

第六節 兵事……………六〇〇

第一項 兵事々務の概要……………六〇〇

第二項 徵兵検査並に現役兵……………六〇二

第三項 在郷軍人會……………六〇三

第四項 戰病死者……………六〇七

第五項 滿洲並に上海事變……………六一四

第七節 警備……………六一五

第一項 序説―舊藩時代の警備……………六一五

第二項 明治維新後の警備……………六一六

一、高松警察署……………六一六

二、高松消防組……………六一七

第八節 土 木……………六二〇

第一項 序説……………生駒時代、松平時代の土木事業……………六二〇

第二項 明治維新後の土木事業……………六二一

第三項 市制施行後の土木事業……………六二一

第九節 贈位及褒賞……………六二六

第十節 自治組合の發達……………六三五

第三章 市政年譜……………六四六

第四章 最近の市政……………六七八

市勢發展の諸相……………都市的施設……………社會的施設……………保健的施設……………教化的施設……………

産業的施設……………遊覽的施設……………

高松市史

第壹篇 總説

第壹章 沿革大要

第一節 發祥時代

第一項 地名の起原

高松この地名は大正十六年(紀元二二四八)に豊臣秀吉の臣生駒親正が讃岐一國拾七萬石の領主に封ぜられ香東郡
 笠原莊のほらに新城を築いて高松城と名づけ、此の地を改めて高松と呼ばしめたのが初めて昭和七年から數へて三百四十四年の昔である。

其の以前は笠原郷(和名抄)又は笠原莊(大覺寺領)と呼ばれ城郭の築かれた沖の寄り洲はかりんは八輪島といはれて居た香西成資の著「南海通記」、讃州新高松府の章に高松の由來を記して

近規(初、近規後に親正)曰く「國中在る所の城々は皆亂世の要害で太平の時の居城としては不適當である。平陸の地を求めて居住しやう」とて其の地を求めた所香河郡笠原の郷に究竟の地がある。昔から河水の流久しく海中に入つて地より八丁沖に白沙集り須賀を生じ野原の庄に續き、西濱、東濱とて漁村あり、又郡中に山あつて南北に横はる。其形梓弓の

様である所から弦打山といふ。(中略)

此の山大江の東なれば江東のはなといふ。此の山と西濱の中間潮入にて坂田(今の)の室山の下まで入海である東は野方口、坂田中河原まで潮の差引あり。中筋十八町白沙海中に入ること一筋の矢筈の如し故に筈原と名づけたのである。(中略)

近規此所を見て地形の吉凶を占はんとして相人阿部清明の遠裔有政といふものを召出して此の地の吉凶を問はしめた有政謹みて占ひ、さて申し上げるには

「此の地富貴繁昌共に備はり四神相應の地といふべし。しかし地祭をなして吉凶を定めて如何で御座いませうか」と伺ひ立てた。

「それには何か理由があるか」と尋ねられたに對し有政は

「土地の名を目出度改められては如何なものか、其の謂れは聖通寺より野原に出で給ふ時は其の詞がよくない。聖寺ひじりより通つて野原に出ると讀むから悪いのである。野原の名を改めて目出度唱への名に成されて然るべし」と御答へ申し上げた。

そこで近規は「もつともである」とうなづかれて東の方高松の名を取つて城の名とし古高松は波の寄り来る所であるから寄來村と名づけられた。

さて又右の陰陽師有政に地祭を仰せつられて天神地祇を祭り衆人多數參拜し事なく濟んだので近規大に喜ばれ有政に數々の引出物を賜ふて目出度祝詞を整へられたのである。

天正十七年、近規大阪に在勤の時豫州今治の城主藤堂佐渡守高虎と對談せられた時、城地見分の事を頼んだ所高虎申すには「吾等も無論参りませうが幸に黒田如水近日中に中津(豊前)へ歸られるから待合せ同道して見分する様話しませう。此の人は城取功名で諸方の城々大方如水の見分によつて築いて居る」と答へたので近規大に喜ばれ先立つて高松へ歸られ、西濱、東濱の間に假屋形を造り待つ程なく兩將下着して高松の地を見分せられ如水申すには

「これまことに究竟の城地である。富貴繁昌共に備り要害よく諸方の船路便を得て國主の居城によく適したる地形である」としきりに譽められた。

近規「西の山、程近いのは如何なものであらうか」と尋ねると「此の山なくては此處に城取り出來難い此山あつて西を塞ぎ寄口南一方に成る故要害よろしい。殊に山險阻であるから人馬の足立なく北は海岸に入つて海深く山の根は潮汐のさし引あつて敵人止り居る事成らず東は遠干潟川入あつて敵人止り居難い。南一口の禦ぎばかり、身方千騎の強とは此の山の事である」と答へられたので、近規安堵して此處を城地と定めたとの事である。(口語抄譯)

此頃の地形を嗟焉筆記に記して曰く

高松の城主生駒殿開基の砌江府に於て黒田如水老に御頼あり如水老西國御下の節御立寄御繩張なされ候、其節は西は石清尾の下迄潮入に相成り香西浦より満潮の節は弦市の切通より往來致し干潟にはすぐに西濱まで通行相成候、西濱東濱は全く獵浦にて町は西通町柏野屋切(今の二番丁小學)、愛宕社の西脇は斬罪場にて切支丹御仕置の逆礮もあり東は鹽屋町切にて夫より東は大沼、毎度人取を致し候程の所にて東筋の往還は鹽屋町より木太の大橋、それより春日道古高松に往來致し候、依て南一方の御城下にて有之候由、

又同書に

往古は御林通より天神通、法泉寺筋川筋にて當時天神の御社の邊迄大なる淵にて在りし由、生駒侯御城下開基の砌右川筋を潰し候に付段々人歩を以て右の淵を取埋め候へ共埋れ申さず依て陰陽師に占はせられ候所一字一石の法華經を埋め其の上に板天神の御影を埋め御社を御建立せば右の淵埋め可申旨考へ候占の通り可致候へば其淵埋まり候に付板に天神の御影を寫し其所に埋め其上に建立成され候由、只今の天神御本社の東手に有之候小さき祠にて候由申傳候。とあり

同じ傳説は「讃岐名所圖繪」中にも「華下天満宮愛行院」の項に

天正十六年生駒近規朝臣今の府城を築く時川水ながれて防げとも止らず靈夢によつて圓石廿五當社に納め祈りければ川水止り築く事を得たり夫より當社を北向の天神とて御城の鎮守となし祭田をたまひ御神仰淺からざりける(後略)とあり何れも市内兩天神に關する傳説であるが築城當時の河水の氾濫と地形の大略とを想像する一つの資料としてここに掲げたのである。

第二項 先史時代、原史時代の麓原地方

高松地方に何時頃から人が住み始めたか。これは昔の事を考へる時、誰もが知りたい問題であるが之についての文献としては何もないから明記することは出来ない。

ただ「歴史の沈黙せる所は墳墓之を語る」といはれ、又文字なく記録なき上代文化の様子は不文の記録と唱へらるる彼

の遺蹟、遺物によつて窺ふより外ないといはれてゐる所から今それ等によつて考へて見る事にしやう。

高松地方に於ける古代の遺蹟は何といつても石清尾山を中心とした百數十個の古墳群で此の古墳又は山林から堀り出された石器土器によつて當時住居して居た民族を想像するに難くはないのである。一體人間が一番初めに住む所は平野でも山岳でもない。最都合のよい場所は海岸か河の岸か、山の麓である。

わが高松地方を考へて見ても大昔は海岸線は深く現今の陸地に入り込んで居たし、河線も今の市街地或は鷺田のあたりで、幾條かに分れたものが海に注いで居たものと思はれるのであるから當時の人々は恐らく西方寺山、石清尾山、室山淨願寺山あたりの麓で山に獵して食物を獲、谷川の流を汲んで生活するに都合のよい場所を選んで居たに相違ない。

今摺鉢谷附近に古墳又は遺物の發見せらるゝもの多いは此のあたりが最適當の地であつたことを物語るものである。然らばそれは何時頃かといふと石清尾山の古墳は大體壹千年から壹千五六百年前の吾々の祖先の墳墓と推定せられて居り又此の古墳及其の附近から澤山の石器、土器が發見せらるゝ所から、先史時代に既に住民のあつたことと思はれる。先史時代とは今から凡二千年乃至三千年前の昔で、未だ文字なく従つて歴史記録の少しも残されてゐない時代で其の頃の住民は山に狩して禽獸を獲、河海に漁して魚介を食する生活をして居たとの事であるから其器具として用ひた斧も庖丁も、又武器として用ふる刀も鏃も石で作つて使用したのから、石器時代とも稱せられてゐる。

摺鉢谷から出た遺物には石鏃、石斧、皮剝等が多いのであるから、獸獵又は武器として石鏃のついた弓矢を用ひたことや皮剝で、獸の皮を剥ぎ其肉を食つて居た生活が想像されるのである。

この石器使用から少し時代が立つと人類が石器と共に金屬を器物、武器として用ふる所謂金石併用時代となるのである

が、我が日本では恰も神代の終りから人皇第五六代頃迄の神話時代と稱せらるる時が之に相當するのである。

此の金石併用時代の遺物としては石清尾連山の北方郷東下山山林(弦打村分)から銅鉾二箇(長さ二尺七寸幅廣き所にて二寸七分)同南方御殿山(弦打村鶴市)からは鏡、石釧、銅柄、銅劍身、銅鏃、鐵鏃等甚多數である。

次ぎに来れるものが原史時代である。原史時代は大体に於て古墳時代といふのと同義語であるが、我國に於ても原史時代には古事記、日本書記、古語拾遺、舊事記等の文献が既に現はれて居り、此等共に奈良朝に撰述せられたものである。

しかし此等の史料としたものは主に以前から語部等(かたりべ)の間に傳唱せられて來たものである。

そこで我が國に於ける古墳は奈良遷都以前に火葬が未だ社會の上流に行はれなかつた期間に成るべく高い丘又は山を選んで此所に墳墓をつくつたもので後に奈良朝の中葉佛敎の盛んになるによつて葬儀も佛式により火葬の營まれる様になつてから墳墓の作り方も變つたのである。

けれども此葬制や墳墓のつくり方が地方に及ぶのは中央即奈良の都を遠ざかるに従つて相當年月を要したことであらうが此地方のは古墳前期と推定せられ殊に積石塚の如きは最も原始的のものとせられて居るから大休仁徳天皇頃から奈良奠都前後のものであらうと思はれる。

此の古墳中から出た遺物としての鑑鏡(異体字銘内行花紋鏡)は支那の漢の盛時の作で凡そ壹千八百年前の頃、獸帶鏡は漢末の作で凡そ壹千三百年前の頃又銅劍は略漢代のものとすればこの遺物から考へても猫塚姫塚等は古墳前期のもので小塚と稱するものは後期即奈良朝以後のものであらうと思はれると共に既に此當時支那大陸と交渉があり文化の流行が相當に行

はれて居たことが想像せられるのである。

而して此等の古墳は果して如何なる人々の墳墓であらうかを考へて見るに、昔此連山の附近には秦氏、綾氏の祖先達が相當に繁殖して居たのであるから此等一族の墳墓であらうと推定せられて居る。

前記の通り、上古に於ける吾々の祖先の住居は

一、石清尾連山を中心とした原始生活を第一期とし次第に附近の田野が開拓せらるゝにつれ

二、香東川の下流々域を中心とした笠原地方の農耕生活に進み、平野の開墾と海濱の漁獲とによつて生活を支へた第

二期の時代に進んだことと思はれる。

今項を改めて第一期並に第二期前期に於ける此地方の文化の程度を想像して見やう。

第三項 「笠原」以前 (上古より奈良時代迄)

すでに前章に記した如く上古に於ける此地方の状態は遺蹟遺物によつて想像する外はないが、大化改新の頃に至つては我が國の制度文物大に整ひ記録の徴すべきものが多くなつた。

しかし「笠原」以前の此地方を見るに大化の改新の時設けられた軍團は白方、阿野、屋島の三地方に置かれ大寶年間に讃岐に始めて設置せられた國司廳も綾歌郡府中村にあり。官人往來の驛路は刈田(引田)、松本(松尾)、三谿(三谷)、河内(府中)、壺井(筆岡)、柞田(柞田)、の六驛によつて東西を連絡するので此の地方は政治、軍備交通の何れの點からも最も關係少き地位に置かれてあつた。

たゞ香川郡北部が漸次開墾せられて居た事實は條里に關する地名や田制の名残を留むる村名などの今に存するによつて明かである。

奈良時代の名僧行基の開基と傳へらるゝ市内野方町の無量壽院も當時は其の前身紫雲山隨願寺として坂田郷室山の麓にあつた。

玉藻の浦のやさしき名は萬葉集に歌聖柿本人麿が「玉藻よし讃岐國は云々」と詠まれしに始まるはあまりに有名な話である。

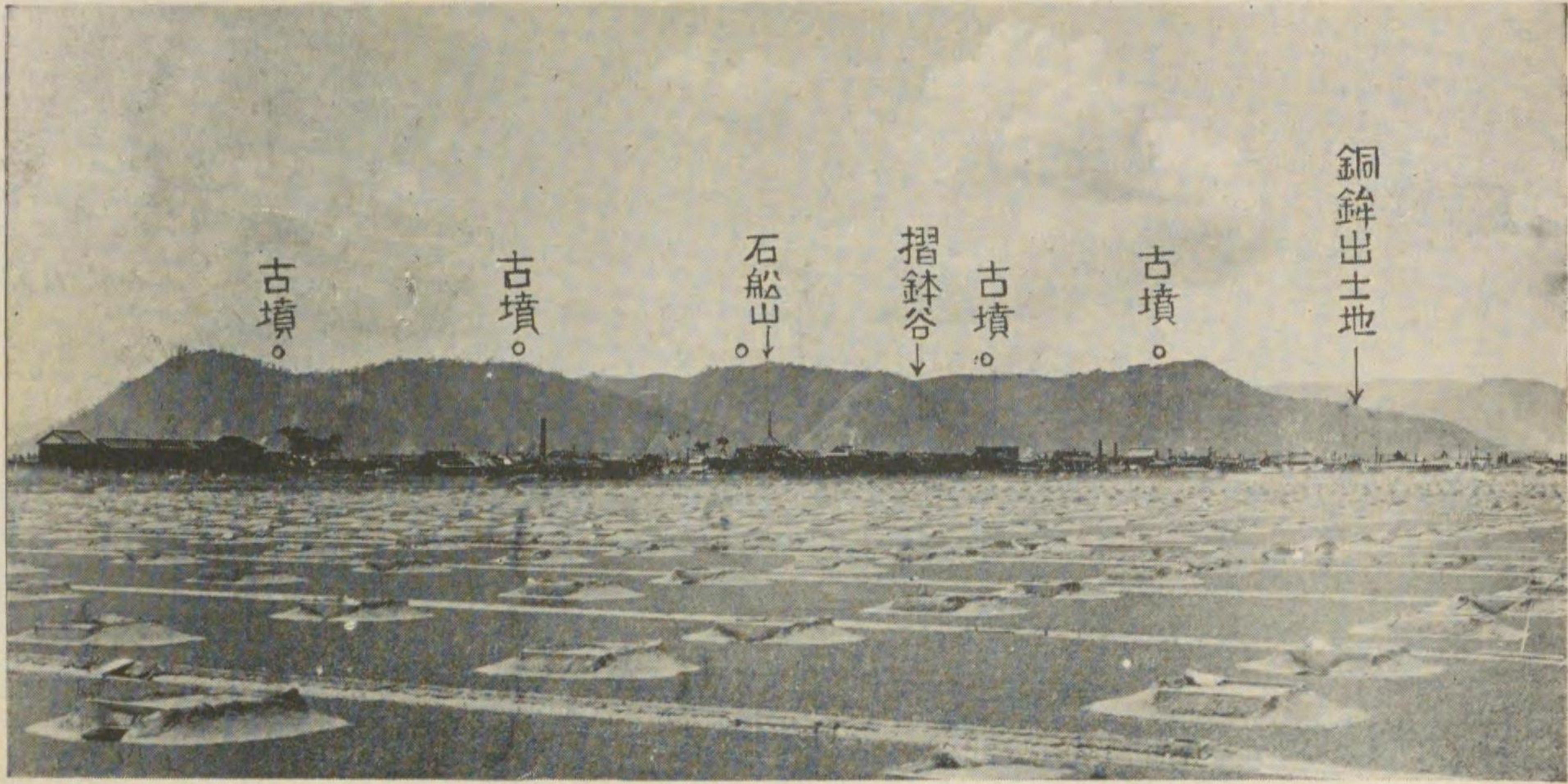
第二節 篋原時代

第二項 「篋原」地方

「篋原」の地名が初めて文献に現はれたのは平安朝の初期に源順が村上天皇の勅を奉じて撰した「和名類聚抄」で今から約壹千年前我國最古の辭書に見えて居る。

香川郡 介加波（和名抄卷九、讃岐國第百廿二）

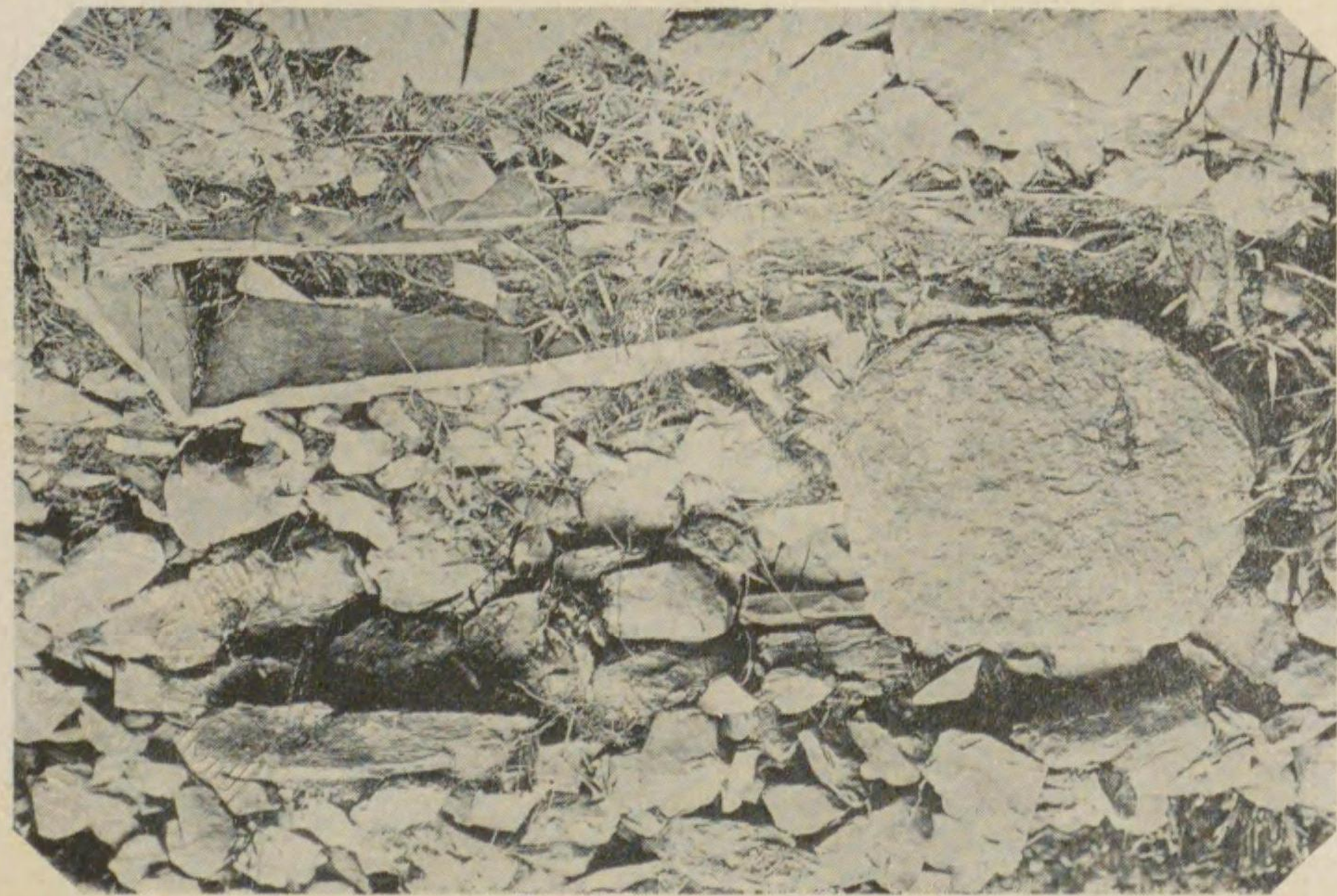
大野 於保乃	井原 波乃良	多配 多倍	太田 於保多	笑原 乃波良
坂田 佐加多	成相 奈良比	河邊 乃加倍	中間 奈加萬	飯田 育多
百相 奈毛美	笠居 乎加利			



石清尾山全景



石清尾山古墳（猫塚）



同古墳（小塚）

鎌倉時代には大覺寺の莊園として筥原郷又は筥原莊と呼ばれて居た。(三鎌倉時代参照)
筥原郷の地域も殆んど今の高松市と同じ程度であつたらしく東濱、西濱、宮脇、上の村、中の村、今里、福岡の七ヶ村を總稱して呼んで居たのである。

「政要録」は「野原に上村、中村あり海邊に下村ありしを天正十六年築城の際、此の名廢され府城の東に當れる海邊を東濱、西に方れるを西濱といへるなるべし」と記して居るが寛永十九年の郷帳にも「野原庄寺領高」として石清尾社領分貳拾貳石六斗六升七合、今里八幡二石六斗六升三合、福岡興正寺百五十石、松繩熊野社參石總計百七拾八石三斗三升」と記録されてある。

思ふに海岸線の深く入り込んだ香東河口の三角洲に福岡、筥原下村が出来上り今里など其の名の如く次第に隆起した沿岸の陸地で、むしろ初めは今の太田鷺田地方までも同じ生活範圍であつたらうと考へらるゝのである。(地名の起原参照)
以下章を逐ふて筥原地方の變遷を略述しやう、

第二項 文献に現はれた筥原地方

一、平安朝時代

平安朝の燦然たる文化の中に高山の如く群を抜く名僧空海の法統を承くるものに坂田郷の觀賢僧正あり。菅原道眞の讃岐國司たりし時、博學多才を以て道眞に寵せられ其の教を受けた長命寺の増圭あり、當時の佛教文學の普及を見るべく、片原町華下天滿宮、中野天滿宮皆道眞に由緒ある神社である。

高松の鎮守石清尾八幡宮は延喜十八年に勸請せられ當時篁原の大社であつた槻本神社は延喜二十年に従五位下に叙せられて居る。

又此時代に制定せられた延喜式中の調の一たる征箭は乃生即箭生であつて今の綾歌郡王越村の乃生と篁原の地にて造れるなるべしと秋山惟恭の著たる「讃岐神社考」に見えて居るのである。

降つて源平時代に入つて此の地方は當時讃岐の大部族であつた讃岐藤原氏の豪族香西氏の配下として之と行動を共にした。

二、鎌倉時代

源頼朝が幕府を鎌倉に開いて諸國に守護地頭を置き天下の實權を掌つた頃、讃岐には文治元年佐々木盛綱が備前兒島の戦功によつて其の地の地頭職と當國の守護を兼ね、又讃岐の豪族藤原資光が屋島合戦の功によつて西讃七郡の守護に任ぜられて居る。其の後諸國に莊園年を逐ふて増加するや讃岐の國にも左記多數の莊園があつた。嘉元四年(鎌倉北條師時執權の時後二條天皇御代)御目錄(西讃府志所載)によれば

廳分

讃岐國

姫江莊 被入蓮花心院目錄、御管領

多度莊 道意僧正寺町石進濟寺家

富田莊 六條中納言、小御所年貢五萬疋、可沙汰之由仰下了

鶴羽莊 兩所弘誓院領敷、以上被載干康治官府根來寺領也

長尾莊 以上當雄方卿以下寄也

右目錄實意餘流注進之、非合點所々不知行人、但於法界寺者、愛久丸任相傳可給院宣之由申也

大莊内 寺用在別紙、知行不可相違之由、以下院宣於永清永定郷

非寺領莊

御年貢 五百疋

大覺寺

讃岐國豊福莊吉田莊 質葉律師沙汰 北野常燈用途千二百疋

飯田郷 寶珠丸

氷上郷 重方新左衛門督殿

圓座郷 京極准后定武郷御知行

石田郷 定光卿

高屋郷 同

井戸郷 准后堀川

詫間郷 廊御方

多肥郷 中御門前中納言爲方卿、可相傳知行之由、下院御下文

太田郷 廊御方

山田郷 同

栗隈郷 惠脱上人

林田郷 按察局

一宮 良寛法師秀綱

郡家郷 前右衛門督、親氏卿

良野郷 行程

陶保 秀氏

法勤寺 多寶寺院用毎年萬疋 爲被感法印何然亂供僧

三木井戸郷 冷泉三位入道

生野郷 重清朝臣

田中郷 同

梶元名 親行

良野新名

萬濃池 秦久勝

新居新名

大麻郷 頼俊朝臣

高岡郷 行邦

野原郷 大覺寺

乃生浦 行長朝臣

高瀬郷 源中納言有度卿 垂水郷 如來壽院料、可知願上人知行

右所々可有可御管領之由 院宣所仍也 以此旨可令申入照慶門院給 仍執達如件

嘉元四年六月十二日

右衛門

進上 高倉前宰相殿

三、吉野朝、室町時代

吉野朝時代に於ける此の地方は、建武二年十一月足利尊氏の部將細川定禪が香川郡鷺田に兵を挙げさきに建武中興の功によつて守護となつた高松城(木田郡古高松)の船木頼重を襲ひ之を滅ぼしたのでこれより細川氏の治下に屬することゝなつた。

しかし當時に於ても讃岐に於ける勤王の軍は中讃以東に、或は瀬戸内海上に王事に勤めて居たが笠原地方は前章記した如く大覺寺の莊園で大覺寺統は即吉野朝方であるから此の地方の人々は勤王の義軍に参加して居たことゝ思はれる。古來西濱地方には吉野朝方の高貴の方に關係ありと云ひ傳へて居り此の地方の言語風俗等にやゝそれと思はるゝ節もあるが之を立證すべき文献なきは遺憾である。

此頃の戦役に参加した笠原地方の人々は「南海通記」に

貞治二年正月(後村上天皇 正平十八年正月)細川頼之讃州笠原の庄に總兵四萬人云々

とあり、細川氏衰へて後其臣三好氏之に代り更に大内氏(周防)香西氏の勢力盛んとなつた頃、同書に

永正五年八月、香西豊後守元定、山田郡三谷城を攻むるの時、野原の雜賀氏、岡本氏、藤井氏など皆土居構の小城持

と記され、又

上の村の眞部楠川坂田の庄官二千五百人の着到を以て笠原の庄に勢揃す

と見えて居る。

香西宗心備前兒島陣記に

香西元載毛利氏と牒し合せて備前の賀陽城を攻むる時笠原の藤井太郎右衛門(二十騎)雜賀勘兵衛(二騎)参加

とあり、やはり同書に

元龜二年宮脇の藤井、中村の雜賀、箕原の岡田丹後等は一城を持てるもの共なり

とあつて當時の征戦と、香西氏部下の小城主が明かにせられて居る。

その後香西氏は三好氏と戦つて敗れ三好氏は木田郡十河城主十河氏と結び阿波讃岐を略し永祿元年八月に至つて全く之を平定したのである。

四、生駒氏入國以前

永祿十年織田信長が足利義昭を奉じて入京した時、三好氏は之と戦たが天正三年遂に降を乞ふた。

しかしこの頃土佐の長曾我部元親が四國經略の大志を抱き天正五年三豊郡麻村より侵入し三豊、綾歌を略し國分寺に陣して香西氏と戦つたが程なく和して西讃攻略を終つた。

此の香西との合戦に西濱城主岡田丹後守は西光寺表の戦に華々しい戦死を遂げた。

當時讃岐の旗頭であつた十河氏は居城十河城と大内郡虎丸城とで長曾我部の軍に當り、援を豊臣秀吉に乞ふたので秀吉は仙石秀久をして元親を討たしめた。これが豊太閤の四國征伐である。

秀久は小豆島に來り引田城より攻め入り屋島より來れる浮田秀家等と共に阿波に攻込んだので元親遂に降を乞ひ四國平定を遂げたるにより秀吉は秀久に讃岐を賜ひ十河存保には山田郡を賜ひ共に之を治めしめた。

秀久は宇多津聖通寺山城に居たが天正十四年秀久存保共に秀吉の九州征伐に従ひ島津氏と戦つたが存保は佐古の口で名

譽の戦死を遂げ秀久は節度に違ひ敗軍したため封を褫はれ天正十五年正月讃岐を尾藤甚右衛門に賜ひ仙石十河兩氏の封を食ましめた。然るに甚右衛門は又日向の高城の戦に龜井能登守の苦戦を傍觀して援けざりしは臆病なりとて遂に讃州を召上げられ讃岐全土を當時播磨赤穂の城主生駒親正に賜ふたのである。

第三節 高松(城下町)時代

第一項 生駒氏時代

生駒時代以後は各項を分つて記述する故ここには極めて大略のみを語ることにする。しかしわが讃岐に於て「生駒時代」といへば古い事の代名詞の様になつかしい響をもつ言葉である。

八朔の初午とて勇しい男兒の誕生を祝ふ行事も生駒氏入部を記念する生駒祭とて西讃に盛んなばかりでなく讃岐の一名物となつて居る。

講談で有名な曲垣平九郎の馬術、田宮坊太郎の仇討なども高松城の分城として丸龜に城づいた當時の出來事である。

當時の所領は(寛永十七年辰三月)
(生駒家御領讃洲總村高帳)

- 大内郡 壹萬二千八百十六石八斗一升三合
- 寒川郡 壹萬六千五百十九石五斗一升七合
- 三木郡 壹萬七百七十八石四斗二升一合
- 山田郡 貳萬四千七百八十四石九斗八升六合

香東郡 壹萬七千四百一十八升二合
 香西郡 壹萬四千三百七十九升八合
 南條郡 壹萬六千四百五十二石八斗八升五合
 北條郡 七千八百五十四石二升四合
 鶴足郡 貳萬貳千六百六十八石四斗五合
 那珂郡 貳萬五千四百八十八石五斗五升
 多度郡 壹萬八千三百九十五石七斗二升五合
 三野郡 貳萬六千三百七十四石八斗二合
 豊田郡 壹萬六千九百七十二石六斗一升四合
 總高合貳拾參萬二千九百四十八石九斗七合

右の内覧原地方の屬して居た香東郡の石高をあげて見ると

東濱、西濱 七百九拾四石八斗六升五合
 中の村 六百貳拾六石貳升貳合
 宮脇村 參百拾貳石參斗五升貳合
 野原上村 壹千八拾貳石壹斗四升七合
 福岡村 貳百五拾壹石八斗五升
 今里村 參百九拾五石九斗五升
 松繩村 四百參拾九石六斗八升
 立石伏石 參百五拾六石五斗參升六合

太田村 九百五拾石壹斗五升
 多肥村 壹千參百五拾貳石貳斗壹升七合

生駒氏の治世は四代五十四年で系圖は左の通りである。

生駒氏系圖

藤原鎌足—不比等—房前—眞楯—内膳—冬嗣—良秀—元輔—信義—爲義—家廣—豐政—親重—^正親正—^一正一

生駒騷動の後仕末として領土受取の爲攝津尼崎城主青山大藏少輔幸成外五名等上使として入國し、幕吏の西島八兵衛を案内役として諸事を裁斷せしめた。

高松城請取の後は城代として伊豫國大洲城主加藤出羽守泰興、同今治城主松平美作守定房、同西條城主一柳丹後守直重と部して引渡を受け讃岐を三分して東讃の松平頼重、西讃の山崎家治の封せらるるまで伊豫三侯の支配の下にあつた。稱して伊豫司の時又は伊豫侍の時代といふのは此頃のことである。

第二節 松平氏時代

松平氏の藩政は寛永十九年(後水尾天皇の御代)に水戸の藩祖源頼房の長子頼重(英公)常陸の下館より讃岐の國守に任せられて高松藩拾貳萬石を食み西方諸道の監視を託せられてから明治二年六月松平頼聰の版籍を奉還するに至るまで十

一世二百二十二年間であつた。

藩祖頼重の創業は尊王敬神の藩是を樹て、頼常の守成よく文教を起し頼豊、頼桓を経て頼恭に至るや藩政大に整ひ人材を登用して殖産興業を努め徳化を布いて其の最盛期を示したが、頼眞、頼起、頼儀の數世を経るやこゝに中興の英主第九代頼恕を迎へた。

頼恕は大に尊皇の大義を唱へ、學政を振作し、特に西城に孝信閣を開き修史の事に當らしめ歴朝要記を天皇上皇に献じて叡感書を下賜せられた。

又雲井御所碑を建て藩學大聖廟を新建て、阪出墾田を規め永富池を造り、民利を興す等、善政甚だ多かつた。

第十代頼胤、第十一代頼聰の頃外船渡來のため、天下の物情騒然として尊王攘夷の聲喧しかつたが高松藩は濱館海岸の屯衛に、或は大坂木津川口の屯衛に鞏固警備に内海藩内の防備等王事に勤むるの事蹟頗る著しく、又同族松平左近、支族松平頼覺等を中心として勤王の志士大に活躍して一藩の氣勢大に擧つたが、日本新文化の黎明、明治維新を迎ふるに及んで版籍奉還の後更めて高松藩となり高松縣と呼ばれるに至つたのである。

今開府當初の町を考ふるに頼重入部の時即寛永十九年の人數調によれば總計壹萬貳千九百四十三人、その後二十五年にして寛文七年の調には

町中 壹萬九千七百貳拾六人

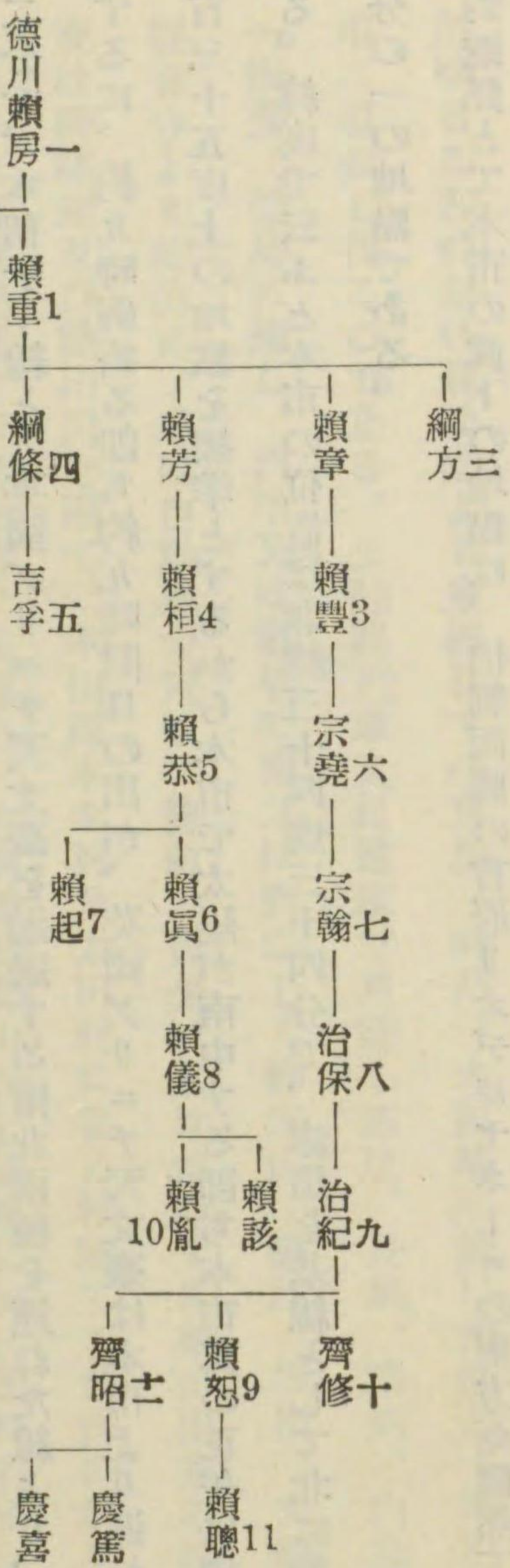
東濱、西濱、西通町、田町、松島合して

男 貳千四百拾四人

女 貳千百參人

即約貳萬五千の人口を有する城下町となつて居る。以下各項の記事省略して左表により歴代並に水戸藩との關係を示さう。

高松侯と水戸侯との系屬



第二章 高松地誌

第一節 位置

第一項 自然地理學上の位置

地表上或る地點の位置を明確に表はす爲に、經度と緯度とを用ふるのであるが、本市内縣廳の位置は東經百三十四度二分で、本初子午線とて英國グリニチ天文臺を通過する南北兩極を連ねた線より、東に數へた數で太陽は此の間を通過するに、約九時弱掛る即ち約九時間日の出が、英國グリニチ天文臺は本市より遅れるのである。我國中央標準時は東經百三十五度上の地點を標準とするから本市で太陽が南中する即ち本市眞の正午は標準時より三分五十二秒遅れるのである。緯度で云ふと本市の位置は北緯三十四度三十四分で、赤道を基線として北に數へた數で赤道と北極間の約赤道寄三分の一の地點である。

對蹠點とて本市の眞下の地點は、伯刺西爾の首府リオデジャネーロの南方亞爾然丁のブエノスアイレスの東方各三百里の大西洋洋中である、又對住地點とて赤道より南本市と同一經緯度上にある地點は濠太刺利大灣の東部スペンサー灣の南西海上である。

極東は福岡町字沖松島、極西は西濱新町字新開で此の間東西五二八四米（一里十一町）で極南は上の町字佃極北は玉藻町で、此間四〇九五米（一里五町）である。

第二項 人文地理學上の位置

高松市は略四國の東北端で香川縣の中央北端に位し瀬戸内海に面し海上十一里を隔て、鐵道連絡船で一時間を要する對岸本土の宇野に對し之より伯備線により日本海に直ちに出づる事が出来或は船舶の往來織るが如く、貨客の集散四時絶ゆることのない高松港より東航して小豆島、神戸、大阪等に或は西航して坂出、今治、鞆、尾道、宇品、下關、別府等に直航し得るのである。又陸路汽車又は電車で東進し志度、長尾、津田、白鳥、引田を過ぎて自動車で讃岐山脈を越へ撫養、徳島に達し、汽車又は電車で南又は西進して佛生山、鹽江、坂出、丸龜、多度津、善通寺、琴平、池田に或は觀音寺より松山に、或は自動車で穴吹、脇町、貞光、高知に達する事が出来るのである。

東は御坊川及び詰田川を隔て、木田郡木太村及太田村に接し稍隔てて海洋の美を一目に眺望し且つ源平の古戰場にして花崗岩上角礫凝灰岩、凝灰岩、集塊岩、古銅輝石安山岩を戴き特に古銅輝石安山岩の世界に稀に見る標式的な熔岩臺地及同岩石の疊石とて理想的板狀節理をよく露見する屋島山を望み相並んで東方に妙義山、耶馬溪、寒霞溪等と同地質の集塊岩を花崗岩上に凝灰岩、輝石安山岩等と共に載く奇峯危岩に富む八栗山を控へてゐるのである。

西方は郷東の清流及び石清尾山峯を境として香川郡の弦打村及び香西町と隣りし古銅輝石安山岩を載く勝賀山の古城趾を望んでゐる。

北は海洋の美を以て國立公園に指定されたる瀬戸内海に面して老松の翠綠滴る間に白堊の玉藻城を海面に映し雌雄二島は前面に横たはり其の他矢竹島、大島、豊島、小豆島と大小無數の殆ど花崗岩より成る白い明るい山肌海岸は白き花崗

岩質海砂に奇形の黒松をいたゞく島々を眺め紺青の海面を數限りなく往きかふ大小の船舶こそ實に世界の絶景である。南方は眺望の頗る絶佳な石清尾山、紫雲山の山系及び御坊川を境として香川郡弦打村及鷺田村に接し特に紫雲山下には自然の妙と人工の美を極めた景勝に於て日本一の稱ある栗林公園がある。

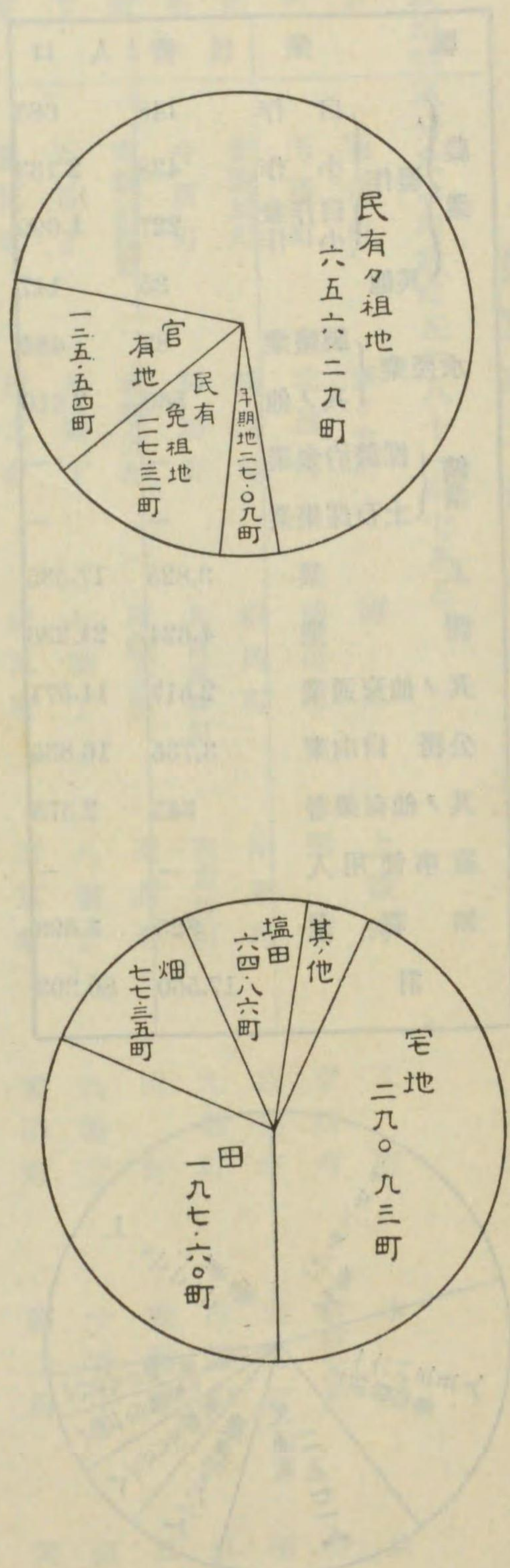
要するに東、南、西の三方面は詰田川、御坊川、紫雲山系香東川で北面は海洋で即ち四圍皆自然的境界で他村と境界してゐるのである。

第二節 廣袤人口區分

第一項 面積地積

高松市面積は現在一〇〇〇六五四一ヘクタール（〇六七五方里）にして殆ど全部が民有有租地で六五六町二段九畝歩地價一五四〇三九〇圓で一段歩の平均二三四、七一圓で香川縣平均の二〇、九三圓に比し十一倍餘も高價である。其の主要原因是宅地が全體の殆ど半ばに達し且つ一段歩平均四七八、六二圓の爲である。次は官有地の一二五町五段四畝歩民有免租地の一一七町三段一畝歩年期地の二七町九畝歩である。

次に此の比率の大部分占める民有有租地を同表により示すのである。



第二項 人口

（昭和五年十二月調による）

本市現在人口及び戸數

（括弧内は本年平均）

男 四〇三三〇人
女 四〇〇六三人

一方里ニ對スル現住人口

（六一五〇）

一七五六〇戸

本籍戸數及び人口

男 三六八七八人
女 三七四三四人

現住女白ニ對スル男一〇一、二六八

（一〇〇、六七）

一六三一八戸

一世帯ニ付人口四、五八八

本籍人口百ニ對スル現住人口

(四、九四)

總數 一〇八、一八八

男 一〇九、三六八

女 一〇七、〇二八

(八一、五三)

(八〇、九八)

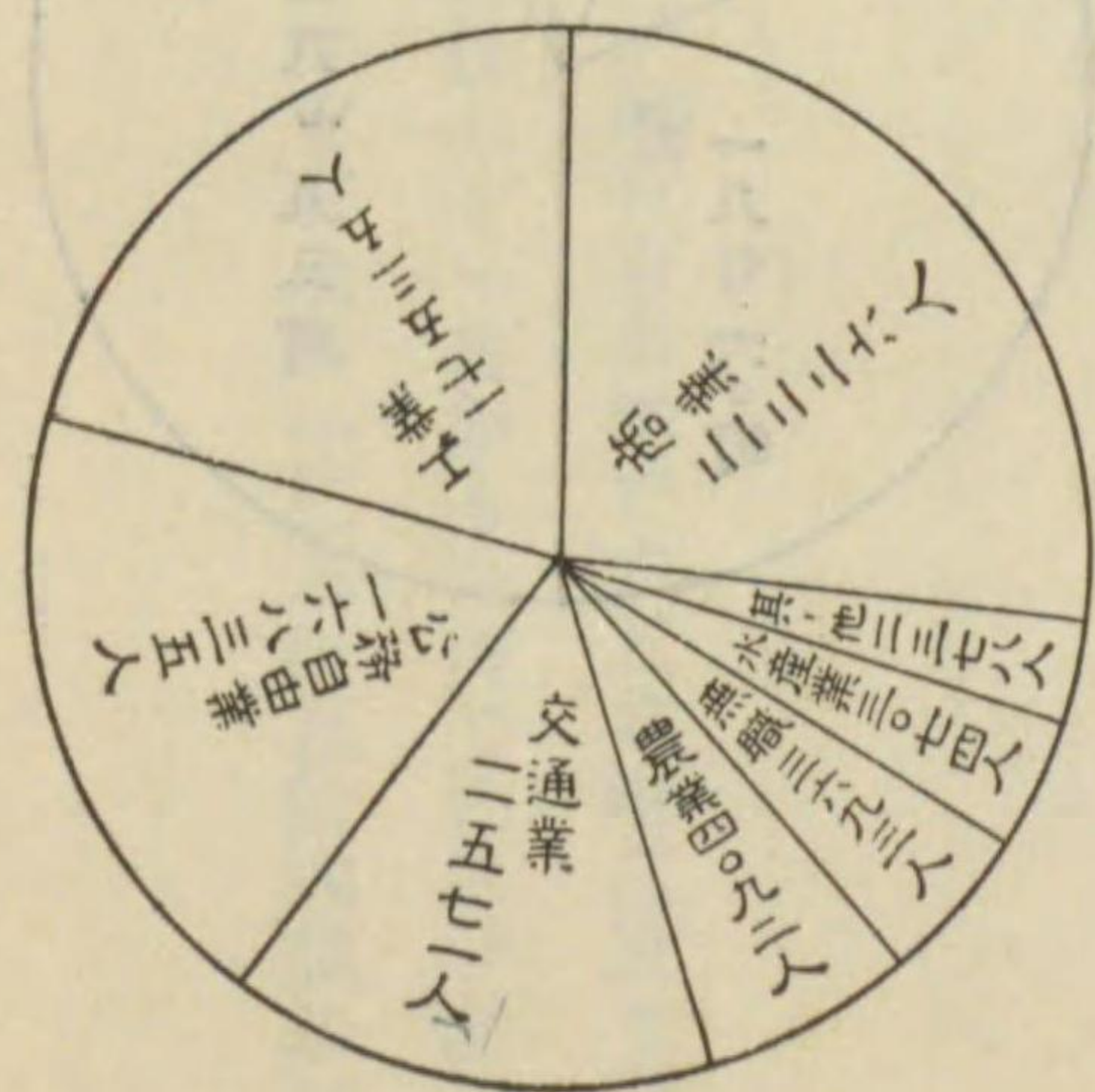
(八二、二九)

香川縣は大都市のないにも拘らず人口甚だ稠密で東京、大阪、神奈川、福岡、愛知の二府三縣に次ぎ現在一方里六一五〇人であるが、本市は特に一方里につき一八二五人を示してゐる。本籍人口に對し現住人口の縣内平均より甚だ多いのは都市の特色で田舎より職工として或は傭人等として出稼者の多いのが主原因である。

今全人口を職業別に表示すれば

職業別戸數人口

職業	世帯	人口
農業	自作	148
	自作兼作	438
	小作	227
	其他	35
水産業	製鹽業	83
	其他	560
鑛業	探鑛治金業	—
	土石採集業	—
工業	3,825	
商業	4,624	
其他交通業	2,517	
公務 自由業	3,735	
其他有業者	543	
家事使用人	—	
無職業	825	
計	17,560	
		80,393



第三項 地理的區分

現在の政治的區分たる町數は左の八十一町である。

内町	西内町	西ノ丸町	壽町	上横町	工町	本町	魚屋町
内磨屋町	玉藻町	北濱町	鶴屋町	通町	東濱町	新材木町	井口町
新通町	新鹽屋町	鹽屋町	福岡町	片原町	百間町	大工町	桶屋町
野方町	今新町	御坊町	北古馬場町	古馬場町	丸龜町	古新町	外磨屋町
南紺屋町	南鍛冶屋町	北龜井町	南龜井町	南新町	田町	旅籠町	三番丁
四番丁	五番丁	六番丁	七番丁	八番丁	九番丁	十番丁	福田町
八坂町	東瓦町	西瓦町	新瓦町	南瓦町	東田町	鹽上町	天神前
中新町	宮脇町	藤塚町	兵庫町	濱ノ丁	西新通町	一番丁	二番丁
西濱新町	幸町	昭和町	西濱町	木藏町	西通町	中野町	栗林町
楠上町	櫻町	花ノ宮町	上ノ町	松島町	花園町	築地町	朝日町
新港町							

右の中市の中樞の位置を占むる内町、兵庫町、片原町、丸龜町、南新町はアスファルトの舗道を挟んで官衙、會社、商店軒を並べて百間町、内町の一部は料亭、喫茶店から流れ出づる樂音騒音巷に溢るゝの氣分を醸して居る。

更に番丁より西紫雲山系北麓宮脇町にかけては學校の分布多く住宅地の感が深い南部東部の藤塚、栗林、花宮、鹽上、花園、松島の各町は新興の意氣高く工業地の感が濃厚である。

福岡町及西濱新町は製鹽に都市接續的聚約的農業に従事するものが相當あり楠上町、花園町、櫻町、花宮町、上ノ町は

聚約的二毛作の農業が過半も行はれてゐる。

古き歴史を有する東濱、西濱兩町を見るに東濱は近來北濱と共に發動機船、石敷船による貨物の集散地として賑盛を極め倉庫、問屋及び造船、精米、肥料等の工場が建竝んでゐる。西濱港は位置古より西に築かれ漁場地魚港として榮えてゐる。

宮脇町の摺鉢谷は都會の煙塵を全く知らぬが如く百數十の古墳を四方の峯傳ひに擁し展望の風致區として名あるのほか果樹花卉を主業としてゐる。

地形的に見ると紫雲山系及其の僅かな北麓地と香東川の沖積地に二分されるのであるが沖積地も舊香東川の分流である東より御坊川。杣場川、鯨川、摺鉢谷川、香東川により南北に三分される。勿論摺鉢谷川は源を摺鉢谷に發してゐるが山淺くして此の沖積は認める程度のものでない今より約三百年前生駒高俊の時香東川流を變更して以來沖積は甚だ減じ今も沖積されつゝある。西濱新町西北部以外餘り認められない勿論埋立により陸地の増加した地域は相當多い。

紫雲山系北麓は最も新しい時代まで麓まで海水迫り海岸らしい地點も殆どなく山地と香東川沖積地とは明瞭な階級的一線を現はしてゐる。而して紫雲山系は黒松の多い針潤混淆樹林であるが唯摺鉢谷のみ前述した如く一區分をなしてゐる

第四項 聚落の發達

一、聚落の發祥

高松地方に何時頃から人類が住居し始めたであらうか。人類祖先の發現は第三紀中新世で今から百萬年前であるが。當

時石清尾山系は既に三疊紀の中頃より日本群島の現はれ始めたと同時代に形成せられ、大浸蝕時代、讃岐山脈塊の海底堆積、次の白堊紀後半の讃岐山脈形成、續いて中央裂線形成の瀬戸内海先驅發祥其後約二千萬年間の大浸蝕時代淺い沼澤性第二先驅瀬戸内海、第三紀始の大變動第三紀中頃の大變動、火山岩の大噴出も終つてゐる瀬戸内海は中國朝鮮と陸續きて、屋島豊島女木島石清尾山等は大山塊であつたが人類祖先はまた棲息してゐなかつた。屋島山上の河跡の河が流れてゐた時代、浸蝕時代最後の動變徐々な沈降の瀬戸内海完成變動も過ぎ現在の讃岐岡山平野が沖積せられ始めた。今より數萬年前にも同様であつた。

今から壹萬年前にはメソポタミヤのスメリヤ文明七千年前には埃及文明、五千年前は漢族文明を見たのであるが石清尾山系の摺鉢谷には日本の地理的關係から更に新石器時代の如き文明の繩紋式土器系統の民族が三千餘年前に渡來したもののやうである。

此の稀薄な民族地へ彌生式土器系統の民族が侵入し征服せしものゝ如く、これより近畿中心の銅鐸文明と北九州中心の銅劍銅鉞文明との融合文明の中心地の一部分となり、又別に今より三千年更に高等な天孫民族が續々來往して開拓に従事され讃岐文化は一大進歩をなしたのである。

摺鉢谷中心の石器時代は今より三千餘年より二千年前で、引續いて金石併用時代が神代の終より人皇五六代頃まで更に石清尾連山の遺跡たる古墳時代が凡そ壹千五六百年頃のものゝと推定せられてゐる。

降つて大化改新時代に第三十六代孝德天皇の在既に篁原郷を見、平安朝の初期第六十二代村上天皇の頃は篁原郷として和名抄に記録せられ、當時の一郷五十戸は一戸平均四十五人と推定せらるゝ處から約二千二百五十人の人口が山麓より

香東東川口の三角洲に出来た野原を開墾して西濱、東濱笠原上の村、中の村の一部の聚落が成立してゐたことゝ思はれる。

次に鎌倉時代に入り人皇九十一代後宇多天皇の朝には富田として大覺寺の莊園となり當時の讃岐に於ける一莊園の平均を見るに田百五十五町と算出せらるゝ所から次第に土地も住民も増加してゐたであらう。

室町時代の末に至つて香西氏の部將が此地の各所に土居構の小城を持つて若干の部下を有し當時の合戦に参加した事が南海通記に散見してゐるから餘程開拓せられた事實が想像される。

此頃の部將として傳へられてゐるのは宮脇の藤井、中の村の雜賀、笠原の岡田丹後守などである。

二、市街の發達

高松が市街の景觀を呈するに至つたのは天正十六年生駒親正の築城に始まる。即城下町として生れ城下町として成長したのである。

今こゝに其の發達の大略を記述せんに、普通の城下町が領主の城郭を中心とし之を守護する侍屋敷と町家と社寺との三要素から成立してゐる様に高松市街もやはり此等によつて組織せられてゐる。

高松城郭は香東河口の寄洲八輪島に黒田孝高の繩張によつて築造せられたのである。生駒氏四代五十四年、改易後松平藩政時代となり松平頼重入部の三年目即慶安三年に玄關及鶴の間の普請あり六年目より天守閣等の斧始あつて改造せられ次第に莊觀と堅固とを加へ總坪數四三、六八七坪、東西南の三面は繞らすに内外二重の水濠を以てし外濠の内は近親重

臣の邸宅地たる内町、本町としたのである。

普通多くの城下町は大手門前通りに本町があるが本市は城郭の東門前に營まれ、市街の中央幹線は生駒氏が丸龜の町民を移住せしめた丸龜町によつて占められてゐる。

侍屋敷は内町、濱の丁、番丁(一番丁より十番丁)で市街の西部一帯を占め東部は町家として商店街としたのである。

侍屋敷の番丁は寛永年間の古地圖によれば五番丁まで、頼重入部以後頼常の代までに六番丁より八番丁まで延長せられ天明六年以後九番丁十番丁が出来、北方の濱の丁並に東部の古馬場、築地なども侍屋敷であつたのが後町家となつたのであつたのが後町家となつたのである。

町家は内町には魚屋町などは料理の魚鳥を要するため置かるゝ外多く郭外市街の東部を占め職人町は多く大通りでなく裏通りか幹線街道の場末に置かれ、鍛冶屋町、紺屋町、大工町、瓦町、磨屋町、工町、壘屋町、鐵砲町、桶屋町の名を以て呼ばれ材木を取扱ふ商賣の多く住める材木町は東部幹線の末端と舟楫の便ある東濱に置かれてあつた。

本市に於ける社寺の位置を考ふるに寺院は當初は西部並に南部の町外れに置かれ殊に南部の三番丁通りは寺町と呼ばれる程寺院が続いてゐる。

もと城下町の社寺は單なる宗教的意義よりも軍事的色彩が濃厚で其建築物の大なる所から戰爭の時は出城陣營防禦地の任務を持つて居り其の位置も城郭の最も危険を感じる方面に置かれてあつた。

之を市内に見ると高松城は北は海面で之が防備の軍船御用船は御船藏と堀川港とに碇泊し西は弦打山の要害あり東は沼地で一筋の街道であるから南一方の防禦にあつた。寺院は築城當時の町の外部に配置せられて東及南方の防禦線とな

り出入口の番哨たるの位置を占めて居たのである。

尙町内の防禦の爲に町筋の處々に數箇所の歪か設けられてあつたが東西の高橋は其の名の如く高い反橋で町内の見通の利かぬ様に架けられ其の側の番所で嚴重に固められたものである。殊に内町へ入る常磐橋の如きは特別に嚴重であつて丸龜町筋から内町の見通しなど到底出来なかつた程高かつたのであつた。

三、古地圖による市街變遷

今寛永以後現代迄の各地圖を辿つて市街變遷の概略を考へて見やう。

寛永年間

城郭を中心内濠外濠としての間には御向屋敷、西屋敷など近親大身の邸宅建ち並び今の兵庫町、片原町の北側はお濠の上に掛作りの納屋つゞきで東の方には松並木に衣類の干物らしきものあり古馬場の邊には東西の調馬所に乘馬せる人影多く東は今橋切にて今の鹽屋町あたりは鹽田に働く人影と竈屋の煙見え、松島のあたりは家一つない。

西は西通町柏野屋前の橋切で王子權現は野中にある。當時の大手は鹽屋町、田町、西濱の三ヶ所でこゝに罪人の曝首があつた。

寛文七年に至つて福田町が町家となる、それまでは福光免といつて愛行院の社領であつた。後寛永年間から町方支配となつた。

延寶四年三月に至つて西通町が侍屋敷であつたが町家とした。馬賣馬場は淨願寺火除の爲として寺の北側即今の養通院趾にあり東西の通で並木の中に馬見所もあり頼重、頼常など度々見物のため臨席し家中の若手の者とも思ひ／＼に馬を

引立て赤白の竹刀數百本あるを各手にし赤白東西に分れ馬を乗り合せて竹刀打を致し馬上と歩行と打合もあり馬上と馬上と打合ひ組むもあり落つるもあり毎度油斷なく竹刀打の稽古して居たと古老物語に見えて居る。

其後頼豐の代に至つて馬場は南北となり其の跡に淨願寺の堂塔が建たられたのである。

政要録によれば「寛文中の檢地より貞和元年迄僅十年の間五ヶの庄の田數四十六町八段十三步高五百四十二石三斗四升三合永引地となるを見れば、其の家數の増せしこと推して知るべし」とある。

次に享保十年の地圖によれば

内町常磐橋の東側に御用屋敷、西に大納戸あり、詮議所が今の鶴屋町尋常小學校の敷地南部を占め其の南隣に籠屋敷其の東隣町奉行役所に吉田藤右衛門の名が見えてゐる。

今の木藏町の北方に御材木藏あり、番丁の西南に宮脇屋敷、其の西に左近殿下屋敷、龜阜に御下屋敷の大邸宅が建ち並んで居る。

寶曆二年十一月記せる地圖には

常磐橋の御用屋敷は御馬屋となり大納所は會所と記され船倉の北に談議所の地名が記され東濱、本町、東海岸に使者長屋、東濱新地に狼煙場が置かれてある。

新井戸用水の掛には町々に其歩合が記入せられ五番丁用水八分、八番丁六分などあり、今の高松中學校の東に「御金藏」が設けられた。

鐵砲場が本門院の北に始めて表はれ御制札も東濱通町一丁目、常磐橋、西濱港の濱地正面に建てられてある。

町の外郭は漸次延びて東は井口町、新通町、新鹽屋町、鹽屋町通にて西は高橋まで建ち並び南は旅籠町田町まで町家續けど澁柿地藏、森本神社は田の中に在つて徳善寺は尙町はづれにある。

覺善寺前の長屋、福善寺裏の長屋は安永六年に新築、天明六年に至つて九番丁以下の侍屋敷が設けられたのである。寛政二年の地圖によれば

内町、東濱、西濱あたり變化なく一番丁の東部に時鐘臺の設けられてゐるのが見える。これはもと松平頼重の時に内町の稲田外江の邸近き濠端土手に建てられてあつたものがこゝに移されたもので維新前まであつた。今の四番丁校庭の鐘樓がこれである。

田町徳善寺の東に石清尾社領に隣つて焰硝藏がありその西南に宮脇越中守壘と記し小竹と書かれてあるを見れば竹藪のあつたことであらう。

淨願寺と馬賣場との間の御用地は火除地として廐所の防火の爲に設けられてあつた。

下つて天保年間に至れば（天保十五年の地圖による）城郭常磐橋附近は變りないが天保元年に藤塚を改めて藤塚町、瓦焼を新瓦町、橋本屋前を改めて鹽屋町三丁目とし片町を新片原町、築地を築地町と改め呼ばしめた、け東南部市街が次第に繁華となつた。

寺社の數六十七ヶ寺、十六社と記され五十間長屋の東に寺社役所（今の香川新報社）があつた。

海岸の番所は西濱大的場の西突堤に漂着番所、東濱に遠見番所三番所一、運上會所が設けられてある。

町は次第に東南方に延びて藤塚町を町家つゞき森本神社、荒神、澁柿地藏あたりまで建並んで行つた。

嘉永年間の地圖には

大的場に射術大的稽古場、見分所、射小屋、其の東に游泳御覽の場所、游泳所あり、明治維新の志士の遺跡たる大雄庵は嘉永五年に建立せられたのである。

政要録に「文久以來の新屋敷は江戸詰の定府御國勝手となりし後のことなり」と記されてあるが二番丁より五番丁に至る間の西詰南北の丁新屋敷、宮脇の龜阜御屋敷の東御旅所の北なる新長屋等は元治元年秋建始め翌年三月成就したとの事である。

尙筆の序に靈源寺堀の東手供僧の南なる新長屋は明治二年三月建始十一月成功、淨願寺の西手新屋敷同し南手新長屋等は明治三年四月から九月までに出來たものである。

明治維新前後の地圖

維新の大業が未曾有の變革なりしだけ市街の變化も最も甚だしい。

まづ目につくものは練兵場で西濱新開、八幡宮裏、養老院附近の三ヶ所に造られてある。

砲術場も從來の本門院北方は五十目方の稽古場で諸流砲術稽古場が今のグラウンド附近にあつた。

従つて焰硝藏も姥ヶ池と栗林公園東との二ヶ所に設けられた。

札會所の名は兵庫町現今の讃岐會館北側もとの青松館に、郷會所は高松中學校南向側に講道館は日本赤十字社香川支部病院の所、今の五番丁市立診療所の所に馬賣場其の東に火よけ地があつた。

この馬賣場は明治二年肥前浦上郡の切支丹信徒三千人が各藩に分配監視せられた時高松藩が五十四人を監置した所で明

治五年二月悔悟者の本籍地歸にさるゝまでこゝに收容してゐたのである。

藩政時代に置かれてあつた町内番所が此の地圖には明かに記載せられてある。即

常磐橋、通町より鶴屋町土橋北側、材木町、東濱港に面せる處に船番所と二番所、中川港の東側海に面せる所。中川港御濠端東詰の所、堀川港御濠端西詰の所に二ヶ所、堀川港の西波止、同船藏の入口八間波止、西濱港の西波止入口竝川橋東詰八番丁西端、田町入口、八幡馬場東端、鹽屋町出晴、又町の木戸は外濠に面せる各町入口と西は番丁及通町筋の西端東は築地西端、鹽屋町の端、出晴、築地に設けられてあつた。

明治十四年版の地圖には

香川郡役所は淨願寺に、警察署は西内町鐵道省合宿所に、懲役場は縣公會堂の所に、電信局は今の郵便局の東向側にあつた。

東、松島と西、弦打に鹽田あり其側に葬式場がある。御坊川には斬罪場の所在が記されてある。

當時の戸長役場は片原町、一番丁、西通町、西濱、築地町、北龜井町、宮脇、中ノ村、上ノ村、天神前、東濱、古馬場の諸所に設けられ、小學校は多く戸長役場に隣接して鶴屋町、今新町、兵庫町、内町、西通町、西濱、五番丁、北龜井町、中野天神境内、乾英閣、龜阜、樋ノ上、上ノ村、鹽屋町、東濱などに簡易なものが設けられてある。市制施行の當時即明治二十二年頃には

假縣廳が淨願寺に、香川郡役所が法泉寺に、乾英閣に高等小學校、監獄署、裁判所、警察署は内町に相對し御船藏のあたりは鹽田となり、蜂蟻社が今の三番丁下津製燧所の位置にあるが番丁屋敷は家甚だしく減少してまことに寂しい姿を現し



てゐる。

師範學校が天神前に新設せられ附屬小學校は中野天神境内にあるが他の小學校は大に整理せられて鶴屋町、内町、四番丁、御坊町(啓蒙小學校)、龜阜、古新町、西ノ丁、栗林(御鷹部屋)となり講道館の跡には公立病院が設けられ電信局、(現在の所)汽船問屋(城東中川港入口)など次第に文化的な景觀を示し電信線が西通町から本局、片原町を通過し鹽屋町から出晴に出で長尾に至るの經路を畫き、東濱新地に八重垣遊廓も出現した。

其後、四十年間に於ける市街の變遷を略述すれば

明治二十九年高松築港第一期計畫をなして以來内町濱ノ丁に壹萬貳千餘坪の埋立地を生じ明治三十三年五月新湊町一目より四丁目まで新しき町名生れ、明治三十四年九月更に第二期工事に着手して三十七年九月竣工するや内町並に新湊町一丁目埋立地を玉藻町と呼び(明治三十九年六月)同年東濱西濱兩港の修築浚渫工事をなした。

鐵道は明治三十年二月二十一日丸龜より高松に延長開業(西濱)同四十三年七月一日高松驛移轉(濱ノ丁)同四十四年十一月二十九日高松港鐵道専用棧橋使用開始。

大正二年三月三十日市廳舎を五番丁に移轉した。大正三年五月一日元香川郡宮脇村を本市に編入して宮脇町、西濱新町と改稱。

同年元高松市東濱村及中の村を廢し八阪町、南瓦町、東田町と改稱。

大正四年六月一日七十間町を廢し御坊町に編入す、同じ年に御即位大典記念道路開通。

大正五年に至つてこの道路に市内電車開通した。

大正八年十月一日東瓦町に市場開始。

大正九年二月高松市都市計畫委員設置規定を設け委員囑託。

大正十年一月一日香川郡東濱村を本市に編入し大字福岡下を福岡町、大字東濱を松島町、花園町、鹽上町の三ヶ町とす
同年十一月一日香川郡栗林町を本市に編入し藤塚町、中野町、栗林町、花の宮町、上の町、櫻町、楠上町と改稱。

大正十四年玉藻町より兵庫町に至る記念道路開通。

大正十四年八月一日高德線高松志度間開通。

同十二月二十一栗日林驛設置。

昭和三年六月一日本市内町及新湊町の一部を左記の通改稱。

壽町一丁目、二丁目 西の丸町 西内町

昭和五年一月二十九日左記公有水面埋立地を下記町名に編入。

西濱町地先埋立地 西濱町

玉藻町同 玉藻町

下横町同 下横町

下横町同(中川港) 魚屋町

福岡町及松島町地先(杣場川)埋立地左岸

北端より井口町、新通町、境界溝梁延長護岸に

至る以北を

井口町

新通町、新鹽屋町埋立地

新通町

新鹽屋町、築地町同

新鹽屋町

前記以南の區域

築地町

同右岸

新橋南端より南四十一間東西道路以北を福岡町に編入

前記以南の區域を

松島町

福岡町地先埋立地の内

玉藻橋以南の區域

福岡町

玉藻橋以東の區域

朝日町と新稱

同年四月一日左の市内町名を改稱。

西濱新町の東部を昭和町、幸町に區分して名づく。

下横町及北濱材木町を北濱町と改む。

第三節 地形及び地質

第一項 概 説

高松市の先驅は中國地方と同一の形成で市の西南石清尾山系の先驅は甚だ古く一億年の昔中世代三疊紀に支那の昆崙山脈が古世代及び中生代の岩層にて形成されたと相前後して此の延長と考へられる日本の昆崙山脈即ち現在の西筑紫山脈より中國山脈丹波山地に至る山脈を主塊とする山脈の南部として褶曲によつて形成された此の石清尾山系の先驅は數回の海浸や隆起や褶曲を繰返し且花崗岩閃綠岩斑輝岩等の噴出もあつて準平原となり或は又壯年期となりつゝ陸地を増加しつゝ時は移つたのである。斯くて此時代に海底に堆積された讃岐山脈の形成の白堊紀後半中央裂線即ち瀬戸内海先驅の變動も過ぎて第三紀の今より約一千萬年前の中新世に豊豫海峽紀伊水道志摩半島の陥落と共に瀬戸内海第二先驅を生じ此の歪により新期火成岩の斜方輝る安山岩凝灰岩集塊岩等の噴出があつて石清尾山系を浅い沼澤中に現はす山塊となつたのである。第四紀洪積世に一旦高まり又洪積世末の最後の徐々たる沈降運動此の間の削制作用等で現在の地形の岩清尾山系を完成したのである。本市露出部は一億年の昔にかゝる岩清尾山系と、現在も形成されつゝある五萬年前よりの郷東川の沖積層の二部分よりなつてゐる且又紫雲山系と同一系因により生じた瀬戸内海を北に廻らしてゐるのである。以下山地平野海岸水系に分つて詳説しやう。

第二項 山 地

本市先驅の地質は中國地方と全く同一で南方の和泉砂岩を特徴とせる讃岐山脈とは鹽江電鐵終點驛邊を境としてゐる而して本市の山地の先驅の形成は實に今より一億年の昔である即ち古生代にカレドニヤ山脈古生代アルプス等の大褶曲山脈が造られてゐるが二疊紀來世界的に大褶曲を起しウラル山脈アラチャ山脈を生じ之に連続して次紀中生代三疊紀に世界各地に地體の變動あり三疊紀中頃支那昆崙山脈が古生代中生代の岩層褶曲生成したに相前後して此の延長とも云はるゝ日本群島は生じたのである。西筑紫山脈より中國山脈を経て丹波高地に至る一帯の主塊山脈は今も明かて本市は此の日本の昆崙とも云ふべき大山脈の南部地方で今より凡一億年の昔の成生である。

此の日本群島も數回の隆起や海浸を繰返し複雑になりつつ陸地を増加して行つた。且つ之に古期火成岩と云はるゝ花崗岩閃綠岩等を噴出したのである。之岩清尾山系臺盤の岩石閃綠岩花崗岩英雲閃綠岩である併し年代と共に斯かる山地も幼年期、壯年期を過ぎ其の骨たる花崗岩を曝露し老年期の準平原となつたのである。後の讃岐山脈となる岩塊は此の時に海底に堆積された。更に末葉褶曲を受け白堊紀には再度の造山作用を被むり讃岐山脈は形成されたのである。次に白堊紀後半西九州八代邊(一説には長崎までも)より九州山脈、四國山脈、紀伊山脈を過ぎ天龍川上流に達する所謂中央裂線を生じ日本群島を内外二帯に分つたのである。本市は南鹽江電鐵終點驛附近を境として内帯となつた。これ瀬戸内海形成の最初の變動ある。

第三紀となつて浅い沼澤の多い中の山塊も再び老年期の準平原となり丘陵が高原狀の島と化してゐた頃之より先日本群島の内帯は次第に南に押出され外帯を強く中央裂線の方面に壓し曲げつゝあつたのが之に絶えられず豊後水道、紀伊水道志摩で切れ之にリアス式海岸を生じたのである。引續き火山の噴出甚だしく石清尾山系臺盤上に現に見る斜方輝石安

山岩集塊岩、凝灰岩等は此の時の噴出物で女木、男木、豊島、屋島等と共に尙一塊の山地であつたかの時代で讃岐國中散在する安山岩塊を戴く山地も大塊であつたもので今より一千萬年の昔である。此の大變動の後更に變動のあつた。今日三百米足らずの屋島熔岩臺地上より四望するとき低き沖積平野も海と見れば眼界皆殆ど男木、女木島狀の如き富士形の島にして且つ地質相似て又熔岩臺地の多いのは當地の準平原と火活動の旺盛とを物語つてゐる。

斯く石清尾系先驅の陸塊も浸蝕を受けつゝ新世代の洪積世となりし當時は陸地は日本全體と共に高まり湖沼は減じ一旦切れし朝鮮中國四國とも續き巨象は大陸より渡來したのである。屋島山上の河流の跡を見るとき遙か南の讃岐山脈より續ける當時の河とは思ひ難い現狀である。洪積世最後の變動で第三紀變動と共に量を異にし性質を同じくしない徐々なる沈降を受けたのである。中央裂線に近づく程深い階段狀に又中央裂線の方向と同じく變動し之に又直角な變動も見るのである。斯くて深く沈下した所は廣い海となり小島を疎に存在するか全く島影を見ずして多島海と同じコースを通つてゐる單なる沈降海岸であるリアス式の所もあれば直線狀の斷層海岸の所もあり兩式は相組合はされてゐる。徐々ではあるが沈降は尙繼續されつゝあるも速度遅く堆積作用優さり變化は建設的である第三紀層及び洪積層の少いのは雄辯に之を示してゐる。石清尾山系は勿論讃岐平野の地は瀬戸内海として形成されたもので當時は現在の約二倍の面積を有したもので現今讃岐平野に聳える山地は皆島となつたのである之より五萬年の昔である。當時の變化の一例とし香西鑿井百米下の安山岩片の存在より見れば石清尾山の現在の頂と香西の地下百米の地とは同一地點であつた理だから三百餘米の陥落である。石清尾山系は要するに瀬戸内海式成因による陸島で浸蝕山岳併發山岳のトロイデ式(ブイ式)塊狀式)斷層山岳を兼ねたメサーである。

第三項 平野

本市の平地部は洪積世の末瀬戸内海の一部として前述した如く生じた讃岐平野の一部である成生當時は現在の讃岐平野の大部と共に海となつたのであるが、本市平地當時の地表即ち今より一萬年前の地表は如何なる狀をなしてゐたか興味ある問題である。併し當時の化石が原位置で發見されたことなく且つ現今の海底でも當時の現狀なく又本市の補助水源として鑿井したる狀を見ても次圖の如く殆ど全部花崗岩砂礫と粘土との互層であるので明かにすることが出来ない従つて洪積層と沖積層の別も述べ得ないのであるが、百尺以下で青粘土砂利即ち青色凝灰質粘土及凝灰岩質の存するのは沖積層より更に其の下部に伏在する第三紀層に掘進するもので井水は第三紀層中に發達せる石英粘質帶水層に胚胎するものである。之により沖積洪積第三紀の三層の狀況が明かに認められるのである。又香西試掘井中の安山岩片こそ前述の如く貴重なものであつた。香東川により沖積された三角洲の平地と云つても成生地生成時期等により多少高低があるが聚落の部で述べたのである又表土に付いては農業製鹽業の部で述べてゐる。

リアス式海岸とて沈降海岸初期の状態となるには沈降は餘り著しく急なため多くの島を作るには寧ろ不適當である然るに瀬戸内海は廣い地に亘り概して緩かに窪み且淺く海水に蔽はれた爲今日の如き和暢溫雅の致と豊艶美妙の趣とを併有する無数の小島と海峽とを形成し世界に稀れな絶景を現出したのである。

地殻の陥落に對し島々の分裂が残り多くの小島小灣を成因とするは不合理が多い又波浪や潮流の浸蝕作用が陸地に働きし成因も亦同じことで外洋の如き波浪の極めて強大なる浸蝕輪廻の期に於て現はれるが一般には極めて強大な海岸の浸蝕輪廻の初期に於て現はれるが一般には海蝕作用は複雑な海岸線を漸次變形して簡單な形とするのである。

斯の如く量を異にし性質を同じくしない徐々なる沈降を受けたのである其中で深く沈下した所は廣い海となり小島は疎に存在するか全く島影を見ずエーゲ海様のコースを通つてゐて沈降海岸であるリアス式の所もあれば直線狀の斷層の所もあり此の兩形式は組合されてゐる多くの場合徐々ではあるが沈降は尙繼續するのである併し速度は堆積作用に比し速かたなく現在行はれてゐる變化は建設的である第三紀層洪積層の少きは近くまで沈降の繼續してゐた事を示してゐる徐々なる沈降陥落の原因は要するに從來の諸説にせよウエゲナーの大陸浮動説の西方及南方運動の際の小島が大陸より運動が遅れ進行の前面に褶曲山脈を生ずると云ふ説にせよ日本海沈降作用の爲め西北より壓迫により日本群島の隆起や褶曲を起したのである併し此の反動により日本海底北西方向に弛みを生じ日本群島は高度を減じ一面内帯は壓迫され外帯は開張味を示し中間は破綻沈降陥落をしたのである中央裂線に近づく程階段は深く方向は之に一致し又之に直角な變動も伴つてゐる。

而して洪積世最後の變動の瀬戸内海は勿論日本の地形完成期に於て内海の面積は現在の二倍位で大阪岡山讃岐松山の諸

平野の大部阿蘇火山帯はなく東方の如きは京都市地方に達し尙津山奈良伊賀の諸盆地は湖水をたゞへてゐたのである。

島嶼の形狀は飯の山式(トロイデ式)(ブイ式)(塊狀式)と屋島式(ベチオニーデ式)(デカン式)(熔岩臺地式)の二型である地質は古期火成岩即ち花崗岩閃綠岩礫斑岩等が幾回かの隆起や沈降や褶曲や斷層や海浸や風化により準平系を繰返し圓錐形となりしか又之に新期火山岩即ち安山岩(斜方輝石安山岩最も多く雲母兩輝石角閃石等の諸安山岩もあり)凝灰岩(角礫凝灰岩もあり)集塊岩等を載き之が又圓錐形に風化されたが之が臺地的に風化されたか古期火成岩か臺地的に風化されたか又此の臺地上に多量の淡い熔岩噴出して屋島式となつたかである。

前述の如き海岸様式に現はす山肌は多く明るい白い花崗岩で柱狀節理發達し濱砂や又一般に此の風化による花崗岩質白砂で眞の白砂で青松と共に絶景を作るのである。本市は西西濱新町より東福岡町まで凡直線で一里十一町の海岸線を有するのであるが全部新舊香東川を主に摺鉢谷川、御坊川等も補つての沖積になる砂洲海岸である而も之に人工の加はれる圖の如く高松港及西濱港埋立になる大的場及び朝日町鹽田の西濱新町及福岡町である。

海底の有様を見るに内海完成變動當時は起伏甚だしく見えるが堆積物で蔽はれ或は潮流で亂され五十尋以上の海は早吸瀬戸外二三ヶ所でコルクの外殆ど平坦となれるため谷形等を追跡するは難事である。

海底は殆ど陸産堆積圈のみで五十尋以上の海底には泥土なく之より二十尋以上は砂泥を沈積し植物より動物の棲息多く二十尋以下では土砂堆積し海草の繁茂を見るのであるが一般に潮流緩漫地では泥土よりなり多少の凹凸あり多少潮流ある地は砂礫よりなり激しい地は岩石及び石塊壘々としてゐる一般に製鹽業の部で述べた海濱砂も撒砂も製鹽に日本一の細い砂泥多く又砂泥層の下には河流堆積物の礫層も存在し内海形成以前一時的な湖水が存在した部分では湖成粘土層が

混つてゐる。潮汐の高さは高松で平均で主に東鳴戸西豊豫の兩水道より潮流流れ来て粟島附近で東西合一するのである従つて粟島附近で潮時最も大で十二時間即ち月の南中より遅ること十二時間の後満潮に達するのである。

第五項 水系

其の一 人生と水と關係の深いことは話すまでもない石器時代人類が最初に居住地として求めた土地も平野では谷頭より地下水のちく／＼滲み出で之が小池となり小流となる即ち扇状地の日當りのよい所を第一條件として求めたのである遊牧の民でも沙漠中の動物でも水の出る地を選んだのは同一である文化の進歩と共に初歩の農業時代では尙更のことである。香川縣は氣候に於て土質に於て農業特に米麥作に好適であるが唯一つ水に於て山淺く河流短くして水の不足と洪水等の如き害とに常に苦んでゐるのである。古く神代より昭和の今日に至るまで爲政者の産業開發の第一事業は實に治水にあるのである。

例を挙げると平安時代僧空海の滿濃の池の修築同光孝天皇の仁和四年五月の國司菅原道眞の城山の雨乞の如き今日尙高風業績を残し生駒四代藩主高俊の世西島八兵衛をして池九十餘を築かしめ松平初代藩主の世矢野部傳六をして池四〇六を築かしめたるが如く枚擧に暇がないので讃岐は溜池の多いのを一大特色としてゐる程である。昭和の今日本市でも上水道水源に工業用水に河水水運に栗林公園の池水等に消極的にも積極的にも水に關する問題は多いのである。

現在九里一町の流を有する讃岐第二の香東川が西方を流れて弦打村と境し摺鉢谷川は摺鉢谷の水に紫雲山系の東北方斜面の水を併せて西濱新町を貫通してゐる。柚場川は奥の池及清水出水を源として市の東方を流れ御坊川は中流を楠川といひ紫雲山系東側の水を加へて市の東方鷺田太田木太三村の境を流れ詰田川に合して福岡町東側を限つてゐる。

而して摺鉢谷川のみは古くより川と云ふより蓋る溝的の小川であるが小量乍ら水を絶間なく通じてゐるが其の他は香東川を除き何れも舊香東川の分流である。

香東川は源を讃岐山脈の阿讃國境に發して安原上西村鹽江村の殆どの山地の水を集め香川郡の中央を流れ北瀬戸内海に入る流であるが源の山淺く降雨の際は濁流河に漲り晴天續けば表層流水を見ない本縣河川の特徴を示してゐる。香東川は古來「風土記を定めらるゝとき國中に河あり水南山より出で流の末北海に入る水清く西山(根香山)に花木あり西風に匂來て此の河水に薰する故香川と云ふ」(南海通記)

「此の郷の山奥に樺川と云ふ郷あり上古樺の古木ありて異香芬々たり其の木の下より出る水匂ありて大河に落ちて郡の中央を流れて國を二つに分け海に注ぐ郡中馥郁として匂ひ渡れり依つて香川郡と云へり」(全讃史讃州府志)

斯る古事を有する河川で沖積世となり盛んに砂洲を建設したもので流域一帯の沖積層は香東川によつて造られたもので濱邊より約二里上流河邊郷(圓座口)にて二分してゐたもので西側は現香東川である本流即ち舊香東川は河邊郷より大體現在御坊川の河筋を流れ鷺田村橋詰高木出水を過ぎ紙漉を経て鷺田村萬藏羽上(小地名)の地に至り之より數條に分れ。本流は前記羽上より北北東へ進み栗林町前川の邊より北北西へ轉じたこのため洪水等の時は此より直進して氾濫し槻本神社は時々流失された之より西堤を濫柿地藏、廣昌寺、大天神社、法泉寺とし東堤を田町、南新町として數條に分れ時

に變更しつゝ四番丁邊の海岸へ流入してゐたのである。勿論北へへと沖積した事は云ふまでもないが地名的にも沖といひ室といひ坂田の港といひ浪指辨天神社の如く之を物語るものが多い。當時前述の如く四番丁邊に流入せし川口は西王子權現邊より北及東玉藻城當時（八輪島）の地に至り満潮では名の如く八輪島となり干潮時には數條の河道を殘して一體の河原砂原となる有様であつたらしい。而して海水は東野方口より南上し略鯨川に沿ひ合子池（現南瓦町光榮社）の邊まで潮指し西方石清尾山系北麓に沿ひ南上し栗林公園の邊まで潮指ありしものである。生駒親正の高松築城下町建設に當り水流に苦心し前記羽上より凡そ舊鯨川筋へ分流を造り當時の市の境を東北流せしめ東濱港に河水を流入せしめたのである。

四代高俊の世西島八兵衛により現郷東川流に合一したのである。

然るに其の後幾年も經たざる正保元年には水量乏しく且つ水質悪しく市民の飲料水の欠乏に苦しむを見て松平初代藩主頼重は矢野部傳六に命じ上水道の施設を行はしめたのである即ち舊香東川、楠川及び石清尾山系分水嶺より落ちる主として砂利層と洪積との間を流るる自然の伏流及び此附近に於て湧出する泉水を以てしては市民の飲料水に欠乏を來たしたのである當時の上水道の施設を考ふるに前記伏流及泉水の主たる貯水地栗林公園及北に連なるに靈源寺池より大井戸西瓦町に導き此の周圍八十歩（三十二歩に八歩の矩形）の貯水池より管を埋め樋を通じて主として湯水に苦しみし東北市街（南新町丸龜町）通より一千餘戸に清水を通じたのである後前述した舊河道にして現在も良井水を得る天神前及番丁筋の東部は湯水の憂なかりしも更に北方の市民のため新井戸（北龜井町）貯水池を設置し更に後西通町、西濱町のため水源池（昭和町水源様）の利用も行はれたのである。寶曆二年の或市街地圖には新井戸用水の掛には町毎に其の歩合が記入されてゐる 今日の上水道の先驅も斯くして設備されたのである。

第四節 氣候及天產物

第一項 總 說

本市の氣候を大觀すると北溫帶で南に近く海洋性氣候で而も瀬戸内海式で季節的氣候分布は日本列島、太平洋岸式に近い良い氣候である。

左記の最近五年間の最高最低溫度、年平均溫度、降水量、晴量雨雪別日數、降雪降雪初終日の表示で明かに氣候狀態が現はれてゐる四季の別明かで六七月頃約一ヶ月間の梅雨現象あり而して此の季節の降雨の多少こそ雨量少く河の淺薄な以外稲作好適盛地の最大な喜憂である。續いて九月初頭頃の颱風亦稻の花盛中の脅威であり治水工事の發生である。

夏季東南の季節風あるも四國山脈讃岐山脈海風等に防げられ弱く且名物の朝風夕風殊に夕風には名物の蚊と共に氣溫以上に暑氣の苦しみを感ずる冬季北西の季節風の感を減少する事が多い。これ本市が瀬戸内海諸地方中でも氣溫高く最近五年間年平均十六・六二度に達し太平洋暖海に面する徳島市、高知市に又佐賀市程高温な主な原因ともなつてゐる平均溫度は四圍郊外より稍高く幾分都市的氣候を示してゐる。

雨量に於ては本州、四國、九州中少い瀬戸内海式氣候中又地形的降雨多い讃岐山脈に遠ざかり最近五年間平均千耗強にして本州中盆地的にして少雨地の松本市、甲府市に似てゐる。

一年中晴天特に快晴の日數多く春の花曇もあれば秋晴は紅葉をいやが上に紅葉せしむるのである。

第二項 動植物分布

動植物分布より見れば日本列島の南北兩帶の動植物相半ばして混生し兩帶接續地の如く石清尾山系及一面の野原には高山及深山性熱帯性の動物こそ稀であるが松樹多く針濶混淆樹林及草原には温帯性の動植物が繁茂し生活してゐて種類が多い。

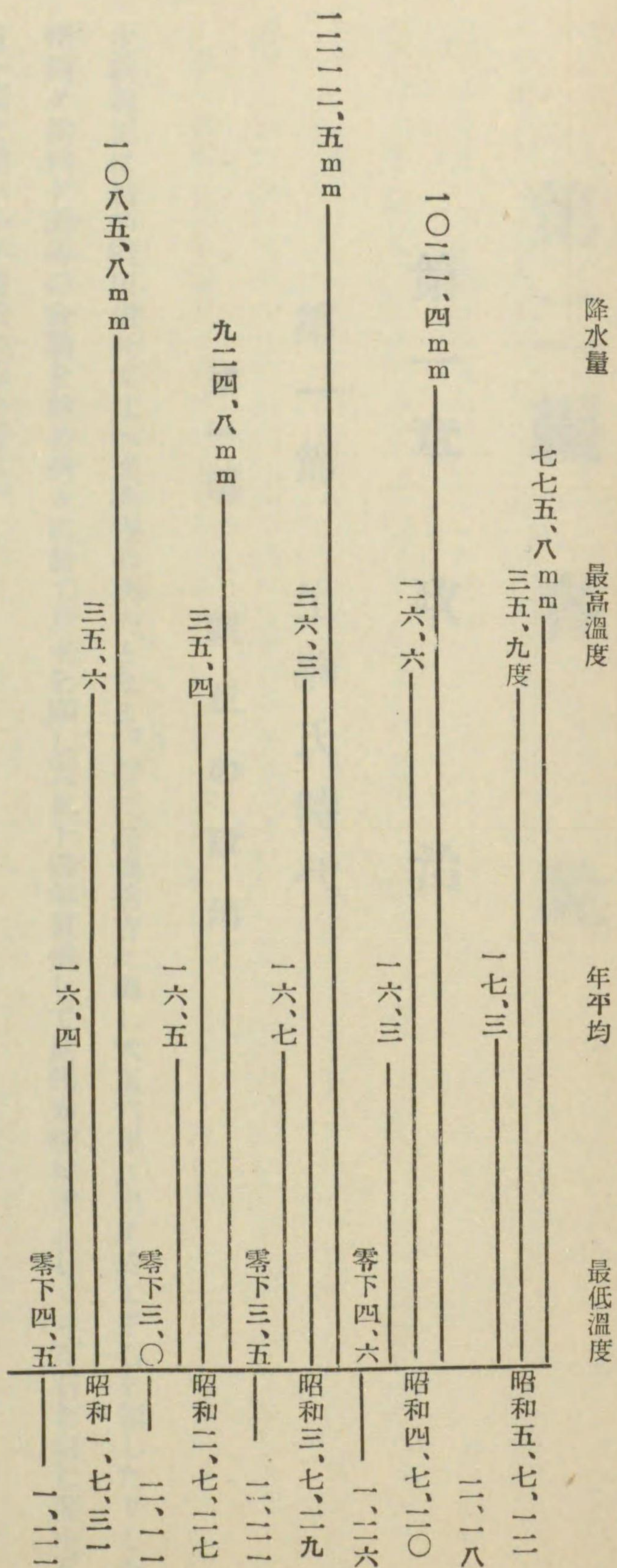
動植物とも讃岐山脈一帯に似て中國との距離に反比する如く中國的な動植物は減少してゐる淡水魚族の如きは中國風のもの極めて少く全體としても種類が極めて少ない。

海産生物を見るに海藻の種類は豊富なるも甚だ生育悪く小形にして珊瑚林の淋しさと共に土佐海岸紀伊海岸海底美林に比し雲泥の差がある魚族等の如き海産食用動物は味な眞鯛、鱒、黒鯛及鱈、鰯等の外大群棲地豊富な産地とは云へない。

第三項 晴曇降雪量表

	日快 晴日數	晴日數	雲日數	日雪 霰日數	雨日數
昭和5	56	149	131	9	26
4	77	137	118	3	33
3	83	123	125	8	35
2	77	100	146	5	42
1	91	81	160	13	33

	降 霜		降 雪	
	初 月 日	終 月 日	初 月 日	終 月 日
昭和5	11 24	2 9	1 5	2 12
4	11 24	4 23	1 3	3 14
3	11 17	4 23	1 4	3 15
2	11 23	3 16	12 24	2 20
1	11 2	4 23	12 8	2 28



第二編 各 説

第一章 政 治

第一節 生駒氏時代

第一項 親正の政治

生駒親正は始め織田信長に仕へ後秀吉の與力となる。信長薨後秀吉に屬し天正六年江州に於て千石を領したりしが、江州賤ヶ岳柳ヶ瀬等の合戦を始め所々に於て勇名を顯し天正十四年累進して播州赤穂城主として六万石を領し翌十五年讃岐一國を賜ひ小年寄役の命を蒙る。

親正入國して始め引田城に居りしが東に偏するを以て、仙石秀久の居りし鶴足津の廢城を修復して此所に移らんとし、城内狭少なるを以て止め、更に那珂郡津の森の庄龜山或は山田郡上田井村由良山に城を構へんとし、之れに依つて城地を野原の庄に築かんとし、天正十六年黒田如水の繩張にて新城を築き高松城と號す。則ち侍屋敷を構へ商工の民を招き、神社佛閣を經營して繁榮日に加へ現今の高松市の基礎を造ることゝなつた。

親正勇武にして士卒を勵まし數度の合戦に出陣して軍功を擧げたるも諸史之を審かにせず頗る遺憾なるが、讃岐就封

後の出陣を生駒記に依れば

天正十八年小田原北條氏政陣御觸有り、之れに依りて金五千兩、料米二千石諸士へ配分す。總勢五千餘にて出陣す。士卒武勇を勵むに依りて武功ある者には加擔し、或は新知を賜ふ。常に武藝に懈怠なき家中なり。

文祿元年高麗陣には、嗣勢五千人にて渡海し、殘る所なく働く、同三年諸將一同に歸陣。此時生捕百餘人召連れ歸へる、馬も數十匹牽き戻る、後軍には出陣なし。

とある。

親正又武備に心を用ひ既に高松城を築きしが慶長二年春嫡子一正と議して、西讃要塞のため那珂郡津の森の庄龜山に新城を築き丸龜城と號す。城の要塞のため、自ら督して郡家村に大池を造り、更に高松城搦手要塞の爲、南條郡國分村に關の池、香西郡笠居村に苔掛の池を築造した。

親正戰國争亂の間なるにも拘らずよく意を國治に用ひ恩威並び行はれしかば、政事能く整ひ萬民業を樂しみ封内安穩豊富となつた。天正十七年秋山田郡の農民貢物を納めざるを以て、主謀者數名を捕へて獄に投じ、之を西濱にて刑に處した。又國治は古例舊制を顧ずして行ひ難きを慮つて末石五郎兵衛、佐藤志摩、同掃部、三野四郎左衛門兄弟の如き國侍にて徳ある者を撰びて擧用し、又神佛を崇敬して古傳の神社領を補し新知をも寄進し長會我部讚岐侵入の際燒失せし寺社を造營したのも少くない。

慶長五年五月會津城主上杉景勝徳川家康に抗す、六月家康親ら之を征討せんとして大阪を發向す。諸大名六十二人之に従ふ親正の嫡子一正も亦未だ部屋住なりしも二十騎を卒ひて之に従ふ。然るに此の隙を窺ひ石田三成、大谷吉隆、小西行長等を語らひ西國の大名數多引き催し毛利輝元を盟主として軍を起し、八月伏見城を陥れ美濃の國關ヶ原に出陣した。家康偶々上野の國小山に到りしが之を聞き急ぎ會津征討の軍を還して西上し九月東西の大軍關ヶ原に於て會戦し西軍を粉碎した。此役一正能く働き士卒も亦能く闘ひ殊に三野四郎左衛門は大谷吉隆の番頭大谷源左衛門を組討にし、黒田久六、杉村庄太夫等孰れも武功を擧げた。然るに當時親正は大阪に在りしが西軍に加はり丹波田邊の城の攻手として向ひしに關原の敗戦を聞き家康を恐れて、高野山に引退した。慶長八年二月十三日卒す。行年六十九歳濱の町弘憲寺に葬る。

第二項 一正・正俊の政治

慶長六年五月、讃州十七万千八百餘石、一正新規同前に襲封す。關ヶ原合戦に於ける軍功、父の罪を贖ひしものならん。

慶長七年丸龜城を廢す、是迄六年の間兩城に交替して居城せしが諸士は高松に住し丸龜へは番手として家老番頭物頭諸役人等必要なる者のみ召連れたるも不便なる上、且一國の城下に成り難きを以て之を廢し、城代を置く。

慶長十五年三月十八日一正五十三歳を以て卒す。法泉寺に葬る。

一正の嫡子正俊讚岐守に任ぜられ襲封。

元和元年大阪夏陣起る、軍用金五千兩を出して諸士に配分す。陣場は生玉庄内、着岸は堺なりしが早速落城諸士武功を揚げるに至らなかつた。

元和元年六月五日、正俊行年三十六歳にて卒す。法泉寺に葬る。

第三項 生駒氏の没落

正俊卒して嫡子小法師三歳にて封を襲ふ。幼少なる故、祖父藤堂高虎、叔父藤堂高次政治を差圖す。當時藤堂家の臣に西島八兵衛なるものあり、地理經濟の學に長じ治水土木工事に精し即ち之を招いて顧問として二千石を給し郡村の事を掌らしむ。寛永五年滿濃池、三谷池、同十二年神内池、同十四年には春日新田を拓き特に當時香東川高松市内を貫流して氾濫多きを憂へ水路を附替へて現今の河線に改めて市民百年の困苦を除き、或は三豊郡井關池、瀬丸池、一の谷池、香川郡小田池、立滿池、木田郡山大寺池等九十餘の池を築造して旱魃に備へし等多くの功績を残した。されば領内農作用水の便備はり收納米も未進なく上納して領内安堵した。

寛永十年小法師十五歳にして元服高俊と號す。政事向元の如く叔父高次の差圖より出づ。然して後に幕府の大老に補せられし土井利勝の娘と縁組願も叶ひ、家門並一家中共に喜ぶ。

然るに高俊新參前野助左衛門、石崎若狹を寵用し、譜代の臣を遠ざけ、政に倦み踊を好みて奢侈に流れ、藩庫漸く逼迫して寛永十年江戸大火にて江戸屋敷焼失の際の如き、領内の山林にある竹林を伐採して大船數十艘にて大廻りにし、又色々の方便を以て銀子共を拵へ漸く作事を終つたといふ。助左衛門、若狹兩人、姦智に富みて高俊の寵を恃みて自己の爲になる者を取立て、謀計を以て譜代の家老森出雲、上坂勘解由等を語りひ入れ、従はざる者は隠居滅知遠慮閉門等を命じ、逆ふ者は沒收遠島、追放等に處し漸次勢力を増大し家中を二分するに至る。



生駒親正の肖像



生駒親正墓

生駒帶刀は高俊の從弟にして祿五千石を給せられ國家老となり、藤堂高虎存命中より政務一切を總括せしに高俊の時に至り前野石崎等の讒言によりて職務を免ぜらる。帶刀血氣盛んにして一族より出で代々老職を勤むる家なるに兩人徒らに勢威を擅にするを遺恨とし、同族生駒左門、三野四郎左衛門、多賀源助等と計り私に之を除かんとせしも目的を果すこと能はず、寛永十四年六月高次及び家門の方へ訴へ申すべきに相究め條數等につき同志の相家老と相談し、兩人の非業十九ヶ條を列擧し高次へ伺ひ申すべき儀ありと披露し高松を發し七月江戸に到着。土井大炊藤堂高虎、脇坂淡路守三家に訴ふ。

爲_二壹岐守_一附キ而乍_レ恐言上致候條數之事

一、壹岐守此頃手前不罷成 江戸京大阪ニテ 金銀他借仕候段承ハリ申候 先讚岐守貯へノ金銀壹岐守代ニ成リ 前野助左衛門石崎若狭 私共ニ無相談自由ニ遣捨候儀 私共得心不仕候事

一、上様へ被爲對 壹岐守御奉公可被成ト存候テ茂 手前摺切候テハ 御用難調儀ニ奉存候 先年大阪夏陣並ニ廣島御陣家中侍共 拵へノ不成ラ候者ニハ 大阪夏陣ニハ銀三百匁家中へ借シ被申 若黨小者ニ取替へ遣ハシ人數打立申候 廣島御陣ニハ米二千石銀百五拾貫口配分仕拵仕ラセ候 右ノ通り御座候へバ 後の讚岐守迄ハ不時軍用金トテ遺金貯へ置御用相勤メ候事

一、雅樂頭 兩讚岐守三代ノ内 被抱置候侍共數十人 助左衛門若狭申成ニテ扶持致シ申今程舊功ノ侍共會テ無御座新參ノ侍共大勢 壹岐守へ取合ハセ致シ召抱へ 大分知行宛行ヒ或ハ扶持取ラセ申候 私儀家久敷居申候へ共爲知不申候 適々知ラセ申ス節ハ大學頭様へ御伺ヒ相濟ミシ已後申越候事

一、和泉守様御存生ノ内 諸奉行共立テ置カセラレ結構被仰付候處 助左衛門 若狹 取計ヒニテ新奉行 新代官 新横目 新郡奉行等則新參侍共ヘ申付ケ 家久敷有之侍共ハ役ニ立チ不申様ニ仕成シ候事

一、小野木重左衛門ト申者 則新參ニテ新奉行ノ内ニテ御座候 此者儀ハ 先年大阪御城御普請ノ節高松家中ノ者ト 黒田筑前守殿御家中ノ衆ト 喧嘩有之 其時其場ヲ一番ニ逃テ 卑下ヲ取り候臆病者ヲ抱ヘ置申候 其證人數 多御座候 然ル處近年助左衛門縁者ニ成リ 國奉行ニ取合ヒ一倍ノ加増ヲ遣ハシ 其上告奉行仕候 尾池玄蕃ト 申者ノ大屋敷ヲ 亦候哉壹岐守ノ物入ニテ 普請仕直シ造作等仕ラセ候事

一、助左衛門 知行二千五百石取來リ申候處 此度千石加増被下候由 江戸ヨリ申來ル由ニテ 小野木重左衛門手前 ヨリ 現米四百五十石受取申候 追テ密カニ承ハル所 壹岐守一圓不被存由ニ御座候 此知行色々手廻シ仕候様 ニ承ハリ申候 何ニヨリ千石加増申サレ候哉 御穿鑿奉願候事

一、助左衛門伴 治太夫千石ノ宛行ヒニテ 格別ノ奉公仕候 然ル處身上ノ分限ニ過タル作事仕候 右ノ仕方 壹岐 守用意ニ調ヘ置カセ候竹木ヲ用ヒ 役大工ヲ以テ並ニ鐵砲ノ者迄召仕ヒ 普請仕候段家中ノ侍共一圓得心不仕候 事

一、助左衛門 若狹 治太夫物成 壹岐守臺所ニ入置 代官ニ申付納サセ藏ニ詰置 米直段宜敷時節 件ノ小野木ニ 賣ラセ取申候 依之面々ノ手代ノ扶持方切米少モ入不申ニ付 勝手宜敷仕方誠ニ恣ナル儀ニ御座候事

一、壹岐守差圖無之處ニ助左衛門若狹目ヲ掛ケ申ス侍共ニハ 二人ノ者相談ノ上ニテ金銀ナド取ラセ申候 則日記書 付差上申候 誠ニ以テ我儘ナル仕方ニ御座候事

一、森出羽 俸出雲ト申者 江戸證人ニ相詰メ申候 然ル處助左衛門娘ト申合セ聲ニ取 剩ヘ彼ノ娘公儀證人ト申ナ シ 證人米 出雲目前ニ取ラセ申候 其後出雲モ娘モ國元ヘ引越申候得共 娘ノ證人米ハ 助左衛門念ナク取申 候儀 言語道斷ノ儀ニ御座候事

一、助左衛門 若狹江戸ニ相詰候内 諸方ヘ音信贈答物 又ハ炭 薪 鹽迄 壹岐守船手頭 浦船子ニ申付 積ミ廻 ハサセ右船手ヘ賃錢飯米ハ 壹岐守拂ノ算用ノ内ヘ入レ彼ノ重左衛門相定申儀 誠ニ以テ自由我儘ナル爲體ニ奉 存候事

一、高松城内石清尾山ト申テ宮林御座候 雅樂頭ヨリ壹岐守迄四代ノ間 育テ申シテ生シ置候竹木 江戸町人木屋六 右衛門ト申者ヲ 助左衛門召連レ參リ 宮林ノ松枝大分伐ラセ申候 此儀ハ江戸ニテ助左衛門 後妻ヲ呼申時 仲媒仕リシ故禮物ニ遣ハシ候ノ由相聞ヘ申候 其上駕籠乗物ニテ國中見物ニ廻ハラセ申候 百姓共ハ横目ト相心 得迎ニ出馳走等仕候事

一、助左衛門 去年壹岐守ヨリ先立テ江戸出立京都ニ於テ色々ノ遊山仕 其上或公家衆ニ宿借リ 管弦等所望見物仕 候 儲々慮外千萬言語ニ絶ヘ候事

一、助左衛門 江戸ニ於テ 上様御不例ノ節 壹岐守長屋ニテ 兒小性數多呼集メ 亂舞酒宴ナド仕 誠ニ日本國中 諸大名ヲ始メ 江戸中聲ヲモ高ク成サレザル所ニ 簡様ニ不敵ナル奢ヲ仕候事

一、讃岐國百姓近年草臥候儀ハ 國中奉行檢見仕候時 代官役人共 互ニ相對ニテ百姓共ニ傳馬人足ノ儀ハ不及申薪 炭酒肴等迄申付取申候 御吟味被仰付候得者相知レ可申候事

一、浦手船子悴へ申儀ハ 壹岐守入用ニ召仕候得ハ 扶持方ノ儀ハ不及申 似合ヒノ賃ヲモ遣ハシ 可申儀ニ御座候處 稠敷申付候テ 仕ヒ捨テニ仕ヒ候事

一、城下町人モ悴レ申儀ハ 壹岐守入用ニテ召仕候ハ、 扶持米ヲ取ラセ候ハ、痛ミハ御座有ル間敷處 是又船子同前ノ仕ヒ捨テニ仕ヒ候事

一、江戸ニ於テ壹岐守臺所曲ノ儀 御國ニテ奉行拂方勘定取ラセ候ハ、 助左衛門 若狹私ノ仕方儘ニ相知レ可申ト奉存候事

一、讃岐國三年早損ニテ 物成無御座候處 本ノ儘上國ノ世ノ中ノ様ニ仕置仕候 依之壹岐守手前 不罷成候御相談ノ上ニテ被仰付候ハ、難有仕合ニ可參奉存候事

右ノ通り御前へ宜敷御披露仰處ニ御座候尙様子口上ニ可得御意候 以上

寛永十四年丁丑七月十一日

生駒 壹岐守内

生駒 帶 刀判

土井大炊頭様御内

本多與惣左衛門殿

大野甚兵衛殿

藤堂大學頭様御内

藤堂四郎右衛門殿

藤堂監物殿

藤堂采女殿

脇坂淡路守様御内

脇坂忠兵衛殿

脇坂七郎右衛門殿

脇坂理左衛門殿

藤堂高次大いに驚き三家門中に通達し老臣を集めて鳩議せしも決せず、先づ帶刀を慰めて歸國せしめ逆意方の主謀者を詮議せしも黑白を判定するに至らず、殊に家門中在國の者を生じ徒らに年を重ねる様になつた。翌寛政十五年五月高俊歸國せしも逆意方の者些も行跡改りたる事もなく却つて暴恣を振ふに到りしたため、帶刀更に三侯年寄中に訴ふ。在府中の土井大炊穩便なる處置に出でんことを勧告す、寛永十六年藤堂高次出府家門中寄合の上、理非決斷に及ぶ時は一藩の興廢にも關すべければ、双方にて數名宛切腹致させ内濟和談せしむる外に良策なしと評議決定し、高次より高俊に之を告ぐるも高俊之を承引せず、かくて逆意方の者、和談の成らざる時は、機先を制して訴狀を差出すに如かずと、御番老中稻葉正勝に訴へ、御爲方より押寄すこともあらんと風の風説を聞き寛永十七年五月五日國內の船を悉く借り、在國の侍を始め江戸在府の妻子眷族二千餘名立退く。

藤堂高次を始め土井利勝、藤堂、脇坂兩侯の苦心も水泡に歸して、今や裁斷は閣老の手に委された。老中酒井忠勝

主座となりて七月二十四日より二十六日まで三日間双方対決糾問あり。八月上旬高俊を召し老中より「其方儀家中の仕置不宜に付き讃岐國を被召上羽州由利郡矢島莊に於て堪忍料として一万石被下置候と沙汰あり。是に於て親正より高俊に至る四世五十四年にして生駒氏遂に没落するに至る。高俊八月七日江戸發足同十九日領分鹽越に到着。普請を待ちて二十一日矢島陣屋に入る、家老四宮數馬、大塚伊右衛門を始め家臣數百人給祿を顧みず従ひしが始終召抱へる事も成難く漸次離散した。逆意方御爲方双方裁許あり、其主なるものを記すれば

石	崎	若	狹
前	野	助	左衛門
前	野	治	太夫
森		出	雲
上	坂	勘	解由
石	崎	八郎	右衛門
安	藤	藏	人
岡	村	又	兵衛
市	原	惣	左衛門

右五人之者 家老ノ身トシテ主人ノ爲ヲ踈意ニ存シ 家中ノ者共致一味ケ様ニ仕成シ候儀曲事ニ被爲思召候 依之切腹被仰付

飯	尾	惣	兵衛
小	野	木	重左衛門

右六人ノ者 從公儀不被召寄所罷出其上欠落ノ身トシテ江戸へ下リ 石崎若狹 前野治太夫ニ參會仕ル儀 旁以テ重々曲事ニ付父子共ニ死罪ニ被仰付候

雲州松江	松平出羽守	五十人扶持	生	駒	帶	刀
作州津山	森 美作守	五十人扶持	生	駒	左	門
丹州宮津	京極丹後守	三十人扶持	三	野	四郎	左衛門

右三人ノ者 制法不正 依之御預被仰付御扶持被下置候旨

かくて攝州尼崎城主青山大膳太夫、勘定奉行伊丹播磨守に命じて讃岐の仕置領分檢地を掌らしめ豫州大洲城主加藤出羽守、同今治城主松平美作守、同西條城主一柳丹後守の三城主に城請取城番命ず、九月初豫州三侯入國あり、宮部右馬之丞、三野孫之丞兩入之を土橋に迎へ、式法の如く渡す。

那珂郡	多度郡	三野郡	豊田郡	加	藤	出	羽	守	支	配			
香西郡	南條郡	北條郡	鵜足郡	松	平	美	作	守	支	配			
大内郡	寒川郡	三木郡	山田郡	香	東	郡	一	柳	丹	後	守	支	配

以上の如く伊豫の三諸侯讃岐を三分して政務を執行したれば當時の國人之を伊豫士の世と稱した。

第二節 松平氏時代

第一項 頼重の政治

松平頼重は徳川家康の孫で、水戸の始祖徳川頼房の長子である。光圀の同母兄であるが故あつて家を繼がず、寛永十六年七月常陸國下館城に封ぜられ五萬石を領することとなつた。後寛永十九年二月當高松城に移封せられ、大内、寒川、三木、山田、香川東西、阿野南北郡一圓、鵜足、那珂の一部にて十二萬石を食むに至つた。高松城御引渡覺書高に依ると

一万石	大内郡一圓卅四ヶ村
一万三千六百石五升八合	寒川郡一圓廿五ヶ村
一万千六百十九石四斗七升七合	三木郡一圓二十ヶ村
一万八千百七十八石二斗五升	山田郡一圓三十ヶ村
二万五百五十二石一斗二升三合	香川郡一圓四十七ヶ村
一万七千六百三十九石二斗五升九合	阿野郡一圓三十五ヶ村
一万六千三十九石七斗八升七合	鵜足郡之内二十六ヶ村
一万二千三百七十一石四升六合	那珂郡之内十七ヶ村

高合十二萬石、郡數合八郡、村數合二百三十四ヶ村、右石高之外に高四萬九百七十石先代より有高、合十六萬九百七十石貳斗となつてゐる。即ち表高は十二萬石であるが實高は十六萬石餘に上つて紀尾の支流が二三萬石に封ぜられたのに比して

異數の優遇と見なければならぬ。又當時大藩にても從四位下が極位とせられてゐたに拘らず、代々世子は從四位下侍從に任ぜられ、藩主は朝賀のため參内して、從四位上近衛權少將に任ぜられるのが例となつてゐる。幕府に於ては溜間に列して、會津彦根等と班を同じくし閣老と大政の議に參劃し、特に移封に際しては、將軍親諭を下して「中國四國の監察」を命ぜられ、慶安四年東觀の途次兵庫に於て「將軍疾病歸藩して中國四國を監察すべし」の閣老連署の書を受けて歸城したが如き、幕府が單に水戸の一支藩として見ず西國の雄藩として重視してゐたことが判るのである。

頼重の移封は寛永十九年二月で寛文九年正月宿痾攝養のため世子頼常をして公務軍役藩政を代行せしめんことを請ひて許さる迄二十九ヶ年、延寶元年二月辭職まで三十三ヶ年間に在職中専ら意を民政に用ひ、封内を巡視して田畝山林を檢し傍ら民情を視察し或は引田山、鴨部山、根香山等に狩獲を行つて、藩士の武を鍊り下情に通達せんと努めたのである。寛永二十年十二月高松の地は海底泥土を埋めて成りしたため飲料水悪く、士民の困却せるを慮つて、地中暗渠を通じて新鮮なる井水を供給し、承應二年三月報時鐘を鑄て吏をして時を報せしめ、翌承應三年夏大旱秋大風洪水起つて穀登らず民饑ゆる者多きを憂へて、冬より翌年夏に亘つて、米麥を數万人に施し、牛馬の疫死せし家には、銀六十貫を貸與して三四戸毎に牛一頭を畜はしめ、貢米減少藩士の祿每百石につき二十石となるに及んで、各五石を加へ、又京阪商家より金銀を借り各二百錢を貸與し、延寶九年九月、當時の藩士多くは、京商より金録を借り、毎年祿米を以て其の元利を返還することさへ困窮となり、或は緩急の際に會ひて軍役を完全に果す用意も怠り勝なることを憂へて、世子より贈られる隠居料の内より年々二千兩づつを出して、償還の助とし爾後京商より金銀を借ることを止め延寶元年に至るまで七ヶ年間にて全部償還せしめしが如き、熟れも士民の困苦を慈みし仁政である。

頼重寒川郡鴨部村大串山の土地平坦沃草の繁茂せるを見て良好な種馬を放つて之を牧馬の地とし、或は木田郡庵治の水島に牛犢を養つて蕃殖を圖り、又讃岐の地南に山を控へて海近く河川いづれも狭く短く水を貯ふること少く毎歲夏旱して農民困却するを知りて専ら築池に意を用ひ入國以來漸次浚渫新築し、正保二年の大旱により新に四百六を築造して舊來のものを加へ封内の池總計一千三百六十に及びしが、爾後も不斷に改築に意を用ひて旱害を少くし、寛文七年山田郡の海岸を埋立て、新田を増す等農政に努める所が頗る多かつた。

頼重は又工藝の發達を圖らんと志し、信樂より紀太理兵衛を招いて工場を設けて、研究製作をなさしめ、又北川常吉を京都より招いて工場を南郊中の村に設けて改良意匠に工夫を凝らしめ、試に絹縞二十五段を献ぜしめた。頼重之を保多織と命名して後には幕府に依つて貢献品の一つに數へられることになつた。

頼重は崇神崇佛の念厚く、寛文五年七月、大川郡白鳥宮の社殿を造營して祀田を附し、幕府に請ふて懇田二百石の朱印地を納め、又翌年四月には石清尾八幡宮を修理して高松大社と定め、明暦元年七月には淨願寺を再興し、寛文十年には佛生山法然寺を再興して懇田三百石を附して永世の菩提所と定めた。

頼重は創業時代にも拘らず土民を愛撫し産業を起して國富を圖つたので、紀綱整ひ領民堵に安んずるやうになつた。寛文七年四月沿海巡檢使高橋又兵衛、向井良兵衛來つて領内を巡檢して、制度の整へるを見て市民に諭して「封内制度嚴整民能守之不堪感服所巡諸國未見其比今後豈亦有類焉哉」と感嘆したのを見ても明かである。

頼重は尊王の志厚く、幕府より西國の監察を命ぜられてゐるので、他の諸侯に比して京都と接近する機會も多く東觀歸藩の都度京都に到つて、天機を奉伺し勤王の公卿と相互に默契して、皇室の隆昌に企劃した所が多かつた。彼の光圀

と親交の深かつた大納言中院通茂と意見を交換し互に往復したことを見ても窺はれるのである。殊に延寶元年病を以て隠退せんとした時、死を決して將軍に上書した意見書に依ると、第一に

禁裡の御作法 諸公家中 家職中絶仕候儀多く候様に承及候 御吟味被仰付候は 古法の如く年中行事の御作法等可罷成義多く可有御座候 御改難被成義は格別 大方の義は大分の御費は有間敷奉存候 只今 禁裡御所の御作事等結構に御座候 簡様の所ども輕く被仰付 退轉仕候義ども御改可被仰出哉 並諸公家中家職の義相勤候様傳奏の外に器量の公家兩人程も被仰付 相改善惡言上仕或は御褒美或は御仕置等有之は 末代迄の後規に可被爲儀と奉存事

と、朝典の廢を復興して、尊王の誠意を致さんことを請ひ、第五に
御上洛未だ不被遊候 尤若君様御誕生爲成候而可然義に御座候共 先御上洛御座候様に仕度候 諸人一同近年は困窮仕候共 日光御參詣の程に輕く御供被召連 道中城々に御泊無之 宿々に御上下計の爲に御假屋被仰付 御泊に被爲遊 御泊近邊の城主 御泊の所へ相詰罷在候様に 又二三里御跡先を押備可仕者 御目金を以て被仰付 御上洛被成候ば 御氣遣成義有間敷奉存候 右の品にて御氣遣可有候ば 何方に被爲成候とも 御油斷難成義に奉存候 次に御上洛御供の御大名 平日供廻の體にて上京仕候様尤に奉存候事

と、冗費き省いて驕從を簡にして朝覲の禮を擧げんことを請ふてゐる。

又、崇徳天皇の御陵年久しく荒廢してゐるを就封の途にて聞き「帝陵を修治するは國守の任なり」と、入國するや直ちに起工を命じ規模を擴大にし翌寛政二十年竣功、藩主以下山に登つて參拜するを定例とした。其他白鳥神社の社殿を造營し楠氏の後胤を索めて之に祿を給した等、その勤王の志を歴然と見ることが出来るのである。

頼重は學問にも意を用ひて、岡部拙齋が學徳高きを聞いて、寛永十九年祿四百石で招いて師範とし、深川安齋始め徳川頼房に仕へて和漢の學に通ぜるを知つて、下館城主となつた時之を召し、高松に移封に及んで召連れ祿百五十石八人扶持を給して、常に側近く召置き顧問とした。又武術にも精通して、劍鎗は固より砲術に至るまで藩士に親ら教諭し大いに奨勵に努めた。

延寶元年二月宿痾癒えず將軍に請ふて職を辭し、世子頼常に封を讓る。晩年栗林莊を造つて移つたが、同八年享年七十四で卒した。大正八年十二月十三日朝廷より正三位を追贈せられた。

第二項 頼常の政治

頼常は幼名を鶴松といひ徳川光圀の長子である、光圀は弟を以て兄頼重を躓えて嗣となつたことを痛恨して、頼重の長子松千代を養つて世子とし續いて次子采女をも養つて次子として、兄の子を以て宗家を繼がせ、代るに鶴松を以て頼重の嗣としたのである。

承應二年四月高松城中に養はれ寛文三年將軍の命によつて頼重の世子となり、同九年三月公務軍政藩政の代行を許され延寶元年二月頼重宿痾癒えず將軍家綱に請ふて職を辭するに及んで、始めて封を襲ふことになつた。時に年二十二歳。十一月將軍の命を奉じて大老酒井忠清の女を入れて夫人とした。

頼重は若年にて移封を命ぜられ、草創時代の事として、家臣を多く召抱へ水戸より附隨の者には多くの加祿をし、城内外及び江戸大阪屋敷の普請、神社佛閣の造營、武器軍船の製造、池溝埋立等の土木事業等に分限以上の出費をし末年に

到つては、江戸京阪商人等の借金も多くなり領内富豪よりの借入高も相當に上つた、頼重はかゝる財政窮迫の藩政を頼常に讓るにとを遺憾として、退隱後も財政に就いては自ら當つて回復を圖らんとしたが、俄に改革することも出來ず、遂に卒した。

頼常は父の意を繼いで藩政の大改革を行ひ、殊に財政の回復に全幅の努力を注いだ。節公事蹟に

一、元祿八年六月七日、於江戸御家老勘定奉行を召て、御儉約の義、御直に仰出大意として、財政追々困難となり昨年も不足此向にては逼塞に至るやも計られず、公儀の義は不正得も、内證の義は見苦しきを忍びて儉約を致すは逼塞を招くより勝れるを説いてゐる、日常の食事菓子等も費となるものは止め自筆の用紙等反故を用ひ親ら範を示して諸役所の緊縮を命じ、貯蓄を奨勵したので領内翕然として勤儉力行、數年の後には負債償還頼重のとき藩士の祿四分の一を收め續いて十の五を收むることゝなれるを、貞享元年十月四分の一に減じ、貞享四年大風洪水穀登らず後十の五を收めしが、元祿六年再び四分の一に減じ、年末には救米として高百石毎に五石を加へ、元祿九年に到つて遂に元に復した。されば領内の士民大いに富み晩年に及んで、藩庫には慶長小判二十万兩を蓄積するやうになつた。

頼常は仁厚にして領民を愛した。度々の凶年に民の貢租を許し金穀を施與したが、元祿十四年は關東地方一帯大饑饉にて翌年には物價低減令が出された程だが關西地方にも、十五年七月大風洪水あり、秋には蝗害ありて、穀登らず士民大いに困窮した。頼常直ちに、吏を遣して田畝を検して田租を免除し更に翌年春夏に亘つて金穀を出し大いに饑民を救つた。又或年格別の凶作にて、平生相應の生計を營める者まで、饑餓に迫るやうになつたが、救助米を受くるを恥ぢて中には餓死する者あらんやも知れずといふを聞いて、檢約の時節なるに不拘、栗林別莊の庭普請を申付け、貧民の老若

男女を雇入れ、日々賃米を與へて、池を浚へ、山を築かしめしかば領内の庶民多く集まり、爲に餓死する者一人もなかつたといはれてゐる。

彼の酒井忠清の女を入れて夫人とせし爲、綱吉の寵臣柳澤吉保と悪く、綱吉又忠清を憎みしかば、綱吉にも疎ぜられた際己れ一人のため三千の士臣が家祿を失つて路頭に迷ふのを憂へて節を屈して吉保と結び遂に綱吉にも重んぜられるやうになつた。元祿十四年赤穂淺野氏の事件があつて幕命によつて頼常も小豆島近海の海上警備のため軍船を出したが、先に吉保と結んだのを喜ばなかつた士民も、眼前赤穂の士民流難して困窮の状態を聞いて、その聰明を嘆稱したといふことである。

頼重の世は萬事創業時代のため政令、多くは機に臨み變に應じて制定した。一時的のものが多く、未だ整はなかつたが元祿九年十二月、法令廿一條目十七件を制定して之を一藩に布告した。

法 令

一、文武兩道者 士之先務也 專勵忠孝不可忘禮儀事

一、人馬一切之軍器、隨身分限 恒可嬉假令雖不計軍旅時速可相勤事肝要也 無益之道具花靡之奢堅可相

慎事

一、家老諸番頭奉行以下諸番組之頭等至迄一切不可致依怙最貞 尤非議之指圖不及沙汰家中之面々訴訟於

有之者横目江 申出年寄中江 可相達役人若私を以令抑留者可爲越度事

一、諸番所面々其儀正しく無懈怠可相勤不參者可爲曲事 當番之輩不守其所於有虛失者不忠第一也

但急用有之節者各別尤相定之外灯を置紙燭を挑事 尙以禁之若於相背可爲過料事

一、城廻之門々酉刻闔卯刻可開晝夜出入之者致詮議猥不可通之若狼籍者於有之之押留早速横目迄可申出勿論

於働者討留べし取逃之者當番之者は曲事其頭可爲越度事

一、喧嘩口論可相慎喧嘩者大抵双方可准舊制 雖然狂人同然之働於有之者依其品可有沙汰 和談之後理不

盡於討果者其趣に隨て其咎可懸一類若親戚之間成共令荷擔者本人より其咎重かるへし并番所之喧嘩者其

當番之輩可相計他番之者猥に不可馳寄或侍屋敷路次等にては近隣之士又行會者各別其外横目無指圖

猥不可馳集事

附直參と又者於討果者可爲片誅討對直參 又者無禮之無様に堅可申付若放埒之族有之者主人可爲

越度事

一、行死罪之時 其者之一族不及沙汰檢使並討手之外其場え不可出合事

附家中之面々下人殘戮の時は横目迄相達可誅之若及急難者則殺害之後其趣早速横目迄可申達 惣而下

々非道無之様に可召仕事

一、大逆之者於引退は諸奉行物頭横目等可押留海上の儀は船奉行可爲役儀若及狼籍者可討留之事

一、船出入之儀川口五番所之外堅禁之使勤之節者不及切手諸侍之分一夜泊も停止之 但其日歸之時者不可及

切手雖然帶妻子罷出之刻者町奉行可致判形 並家中之下之出入之切手は其主人判にて可通之町中之者出

入之時は其町之年寄判にて可通之 惣而川口出入之儀町奉行彌念を入可申付事

附領内於浦々船出入之儀前之通其所之役人無油斷可申付事

- 一、雖爲領内不暇猥不可罷出妻子等尙以禁之於領地其日令歸宅者許之 惣而暇申請時組中は組頭を以其頭え相達組外之者は横目え可申達留守中は可親年寄中並家中之子供不暇他家中え不可出事
- 一、病人養子之暇者醫師竝親戚等可申出留守中は可伺年寄中え 長病人之輩は番頭組頭横目え病症直可申述於病人者其頭横目等兼而可加詮議若虛病之者有之は本人者不及申右之面々可爲越度事

附氣むらなるもの於有之親類縁者ハ勿論知音たりと云とも不隠置番頭横目え 可相斷令遅引者可爲越度事

- 一、遺跡之儀及末期養子於申出者不可許容雖然其品により吟味之上可立之養子は同姓を選ふべし若相應之もの於無之者筋目を正し可申出雖爲實子乖戾之輩不可立跡目並嫡子於至拾五歳目見可願出之事
- 一、嫁娶之儀家老諸番頭おもたたる者は可披露番組之者親其頭組外は訟横目可親年寄中假令親類縁者たりといふ共其他領之ものと内證之契約可爲無用並婚姻之式分限よりかるく又親類縁者之外祝儀の贈答一切停止の事

附、縁邊養子の儀に付貧たる作法仕間數事

- 一、普請の刻大奉行小奉行之可隨指圖若相背者可爲越度事
- 一、家宅の普請 花美經營令禁止之並屋敷替之節家門之具樹石藪等破取るべからず 但蒙免許者可受檢使事
- 一、饗應者可爲無用雖爲嫁娶之祝儀時過分限不可致結構尤木具の膳部禁之若從他所客來之節以相

應可賞之惣而諸侍參會之刻遊宴醉狂放逸之儀並賭之諸勝負堅制之若令違犯者本人者曲事座中之面々可爲越度事

- 一、衣裝之品絹袖以上禁之美麗之衣服不可着妻子等可准之但他客使者有之の時は制外之事
- 一、勘當之者假令雖爲親子兄弟隠し置事堅制之尤諸牢人一切不可抱置親類縁者由緒有之者番頭組頭横目え相斷可受指圖事

附、有故障人不可抱置並諸牢人筋目有之其他家中へ 肝煎可令遠慮事

- 一、於江戸家中之僕夫逐年期領内え 返遣之節横目え 相斷添狀を受可指遣不時に暇を出す刻可准之令違背可爲越度惣而下々依小過不可成障事
- 一、蒙疵者有之節諸奉公人者其頭或主人早速申出へし町人土民等之儀者町中は町奉行郷中者郡奉行無遲滯横目迄可相達事

一、家中之輩對町人土民不可致非儀之作業若又下として無作法有之者町人は町奉行土民者郡奉行に相斷可糺之事

右之條々准舊式專可相守者也

元祿九年十二月十五日

- 一、親に不孝之者には跡職被_レ下間數候親隠居之以後不孝並不行跡之輩者御詮議之上其身の知行可_レ被_レ召上_一事
- 一、諸役人御爲を存 愈無油斷相勤下役人に至迄私曲不_レ仕様堅可_レ申付_一 尤郷中支配之輩者御所務收納等情を入且百姓之衰弊を考へし惣而山林をあらさず道橋等斷絶無_レ之様可_レ申付_一事
- 一、所々在々に有_レ之制札之儀愈念を入無沙汰無_レ之様に毎度相改可_レ申付_一事
- 一、切支丹宗門御改之儀堅可_レ相守_一兼而御定之通御家中並町中郷中に至迄夫々之役人尙以念を入相改へし若不審成もの於_レ有_レ之者急度逐_レ穿鑿_一事

- 一、武器馬具之外惣而諸道具梨地並蒔繪之類持來と云とも可_レ爲_レ無用_一尤嫁娶之道具右同前之事
- 一、衣類之儀江戸御供或他所え御使之節は前々之通たるへき事
- 一、自今以後於_レ高松_一衣服の儀絹袖木綿布帷巾等可_レ被_レ着用_一尤毛類卷物之類羽織惣而ゑり等に茂可_レ爲_レ無用_一或洗帷子或下着の持來之絹布並高宮之古上下不_レ苦雖_レ爲_レ五節句_一木綿に裏付不對上下等可_レ着_レ之勿論妻子之衣類右同前假合持來といふとも可_レ爲_レ無用_一事

- 附、拜領之時服は可_レ爲_レ各別_一長袴着之節染小袖可_レ着_レ之但持來之古慰斗目者不_レ苦事
- 一、饗應之儀雖_レ爲_レ停止_一就_レ御用_一寄合之節一汁二菜不_レ可_レ過酒之献或親子兄弟近き親類縁者又者諸藝之師醫師等參會の砌嫁娶祝儀之時者各同前其外者可_レ爲_レ無用_一事

- 附、音物取遣之儀准_レ右事
- 一、茶を詰儀兼而御定之通たるへし並數奇道具其外榮耀之器を調申儀堅可_レ爲_レ無用_一事



- 一、嫁娶之節結入並持參物時服致_レ無用_一柳樽肴帶等者取遣可_レ仕惣而爲_レ花美_一儀猶以可_レ被_レ改_レ無用_一事
- 一、土産餞別物雖_レ爲_レ親子兄弟_一可_レ爲_レ無用_一或はま弓羽子板ひいな菖蒲刀等に爲_レ貴物停止_一事
- 一、諸勸進一切停止之
- 一、葬禮年忌之佛事等輕可_レ被_レ改_レ執行_一
- 一、作事之儀兼而被_レ仰出候通愈可_レ相守_一若及_レ破損_一堪忍於_レ難_一成者横目中え_一相斷可_レ加_レ修覆_一面々分限より輕可有_レ家作_一事

- 附、屋下堀下摺合之石垣御停止之
- 一、乗物御免之儀長袴以上者各別或歳五拾以上の面々於_レ願出_一前々之通免許有へし尤輕輩之妻女猥不_レ可_レ乘_レ之但老弱或病人或遠方え_一罷越の節も不_レ苦事
- 一、長病人三箇年者役銀御赦免其以後は百石に付壹ヶ年に役銀貳枚宛出し可_レ被_レ申事
- 一、向後就_レ不勝手_一借金之儀願出候共無_レ子細_一於_レ被_レ申出_一者被_レ遂_レ御穿鑿_一急度可_レ被_レ仰付_一候間愈可_レ被_レ用_一儉約_一事

右之條々從前之雖_レ爲_レ御定_一此度相改急度可_レ申付_一旨被_レ仰出_一候間愈堅可_レ被_レ相守_一者也

成 田 内 膳
大 久 保 主 膳

元祿九年十二月十五日

稻 久保 主計
谷 式部
大 久保 主計

江戸幕府の法令は慶長十八年に領たれた公家法度を始として慶長二十年に制定せられた武家法度を根幹として種々の御定書、御仕置例類が發布されたが、参勤交代の制が確立して、幕府と大名との関係が明確になつて来たこの時代に於ては、國法と諸大名の家法自法等が、多少の矛盾はあつたが殆んど違背はなくなつた。故に藩内のことは主として藩の家法で行ひ、藩の法律で處分し難いものは、仕置伺として幕府の處分を請ふといふ次第であつた。

頼常の法令條目を見るに實際的で當時の社會の實狀に適應するやうに考慮された跡が顯然と窺はれる。即ち當時の武士は社會の中樞たり儀表となるものであるが武士と町人との間に取扱に就いて等級があり同じ武士の中にも種々の階級に依つて取扱を異にしてゐる。又牢人切支丹宗門の取調を嚴にし、特に質素儉約に就いては一々場合を擧げて徹底的に規定せられてゐる。然しこれのみにて社會萬般の事情を裁決する譯ではない故に細則は後代に至つて漸次編輯せられて来たが藩政時代に於ては幕府を始め諸藩に於ても先例仕來りを重んじて常事者の常識によつて判斷したことも多いのである。

頼常は法令條目を發布して大綱を示し引續き種々の條目を作つて制度の確立に努めたこれを左に列記すると

- 於江戸家中衣服之覺 子十二月十五日
- 江戸供之定 元祿十五年十月十三日

江戸留守

同

御國に而人持覺

同

御勘定條目

元祿十二年五月

大坂川屋敷御條目

同

大坂御屋敷御條目

同

郷會所御條目

同

浦番所御條目

元祿十六年四月

御作事方大方御作事方條目

元祿十二年卯五月

御船手御條目

延寶四辰年十二月二十二日

御米藏御條目

貞享三寅年二月二十一日

元祿十二年潤九月には幕府にて大老旗本の從者について制定あり同年十月大奥儉約令、十五年七月には物價低減令あり幕府の政策は自然藩政にも影響して於江戸家中衣服之覺、人持御定書、道中御法令」等を制定せられたものと考へられる。

頼常幼時より學を好み平生手より書を釋かず他行の節も乘輿中に書を入れることを忘れなかつた。將軍綱吉屢々諸侯を城中に召し或は諸侯の邸に到つて自ら經を講じ或は諸侯に之を爲さしめたが、その都度頼常は命を奉じて陪從したが時には自ら論語を講じて、其造詣の深きを認められた。

幼時より七條宗貞に就いて經書の講義を聞きしが元祿八年十月に大學頭信篤の門人菊池武雅を聘して祿三百石を給して儒臣とし同十五年五月には同門の岡井張を招きて儒臣とした。而して此の年菅廟を郊南に建て更に講堂を建てて菊池武雅に命じて始めて釋奠を修めしめ以後春秋定例とした。又講堂の側に住宅を建てて十河順要、根本久武の兩人に與へ二人をして藩士庶民の俊秀なるものに經傳を講ぜしめるなど克く教學の振起に努めたので後年讃岐の碩學名儒と稱せられるもの多くこの時に萌芽を培はれたものである。

頼常は生父光圀の血を享け頼重の意を繼いで尊王の志深く諸侯は幕府の禁によつて京都に入るを許されざれども頼常は西國探題の故を以て東勤のため京都を過ぎる毎に所司代等に接見商議する要あり又頼重の女關白鷹司兼熙の夫人とあつてゐたので姻戚訪問に託して京都に入り鷹司氏に倚つて陰かに天機を奉伺し或は金幣の献上等につとめた。殊に京都の儒者松下見林に列聖皇陵の荒廢その跡の尋ね難きを憂へて舊事を參考にしその地を訪ね故考に聞いて之を記録に留めんとせるを聞いて、元祿三年祿高百石を給して世襲とし而して一も藩事を行はしめず専ら京都にあつて著作の事に従はしめた。元祿七年この書前王陵廟記として上梓せられたが、この書に刺激されて諸陵周垣成就記山陵志山陵議等の別聖帝陵に關する諸著述が陸續として出で陰に尊王の機運を高めたことと思はれる。而して此書には幕府の忌憚に觸れることを懼れて、頼常の功績に就いては一言も書いてないが、見林をして此の事業を完成せしめし頼常の偉大なる功を知らなければならぬ。

第三項 頼常の政治

頼常は幼名を輕千代といひ公族松平圖書の子にして頼重の孫に當る。元祿十六年十二月頼常病篤く幕府に請ふて養子となることを許され翌寛永元年二月頼常辭職を許されて始めて封を襲ふた。

寛永五年二年東山天皇慶仁親王を皇太子に女御幸子女王を中宮に立てらるゝに當つて將軍の命を奉じて京都に朝賀して左近衛權少將に任ぜられ、享保元年九月將軍吉宗の命を奉じて將軍宣下を拜謝のため參内權中將に任ぜられ同年十二月從四位上に叙せられた。

頼常は寛永元年封を繼いで享保二十年江戸藩邸に於て卒する迄在職三十二年間全國天災地變多く寛永四年の寶永山噴火を始め同五年の京都大火享保二年の江戸等あり、殊に享保十七、十八年の西國四國中國の大饑饉は最も悲惨で米價騰貴して餓死した者が九十六万人あつたといはれてゐる。高松藩に於ても天災地變の最も多かつた時代で重なるものを列記すると

寶永元年八月十日、九月十二日 大風洪水民饑ゆ

十月四日 地大いに震ふ十二月に至りて止む

享保三年正月朔日―二日 高松大火燒失家屋三千三百戸、同船舶三十艘

五月四日 降霜 牛馬疫死二千二百餘頭

七月 大旱

秋 蝗害 穀登らず

享保五年 昨夏霖雨穀熟せず、穀登らざる比年民饑ゆ

享保六年春

六月廿三日、八月廿四日

大風洪水

八月廿二日

瀬海の堤防悉く潰え田畑海の如きこと三日流溺するもの百餘人牛馬多く斃る

冬

大いに饑ゆ

享保八年春

痘瘡流行死者數千人

享保九年

貢米の減三万七千石

享保十四年八月

大風洪水四次人家多く壊る禾稼を損ず、貢祖の減三万九千石

享保十六年

頻年荒歉を以て民間の賀歳を廢す、民流亡食を乞ふ者數百人

享保十八年七月

大疫流行多く死す

八月十一日

地震

秋

蝗害民大いに饑ゆ

享保十九年春夏

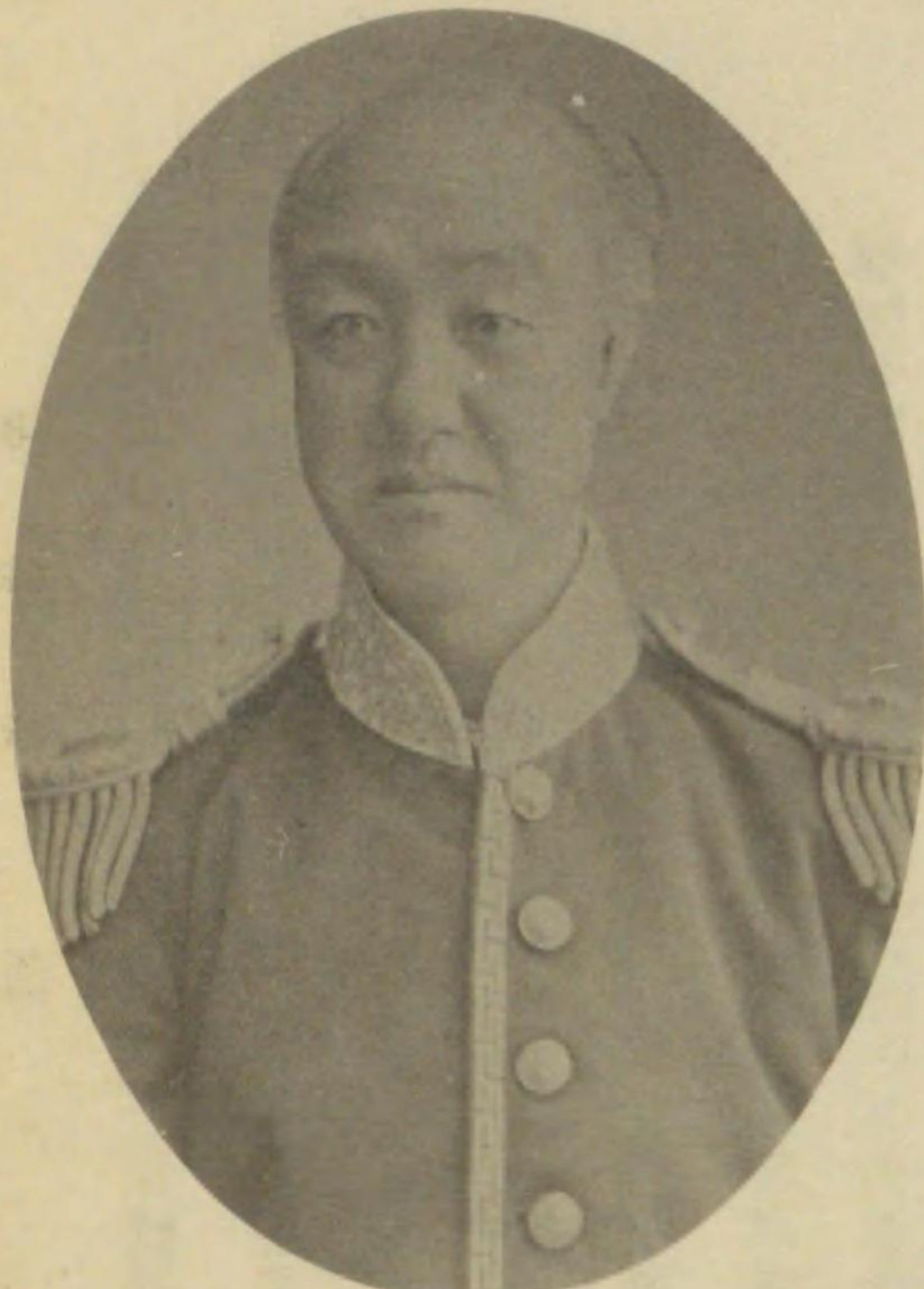
大疫

述上の如くで藩士の俸祿も寛文十一年頼重の時「祿百石につき四十石を給す但し江戸にある者五石を加ふ」を永制とし後財政困難に依つて多少の減少はあつたが頼常の晩年藩内大いに富み舊制に恢復したがこの時に至つて又減少するやうになつた。その状態を列記すると

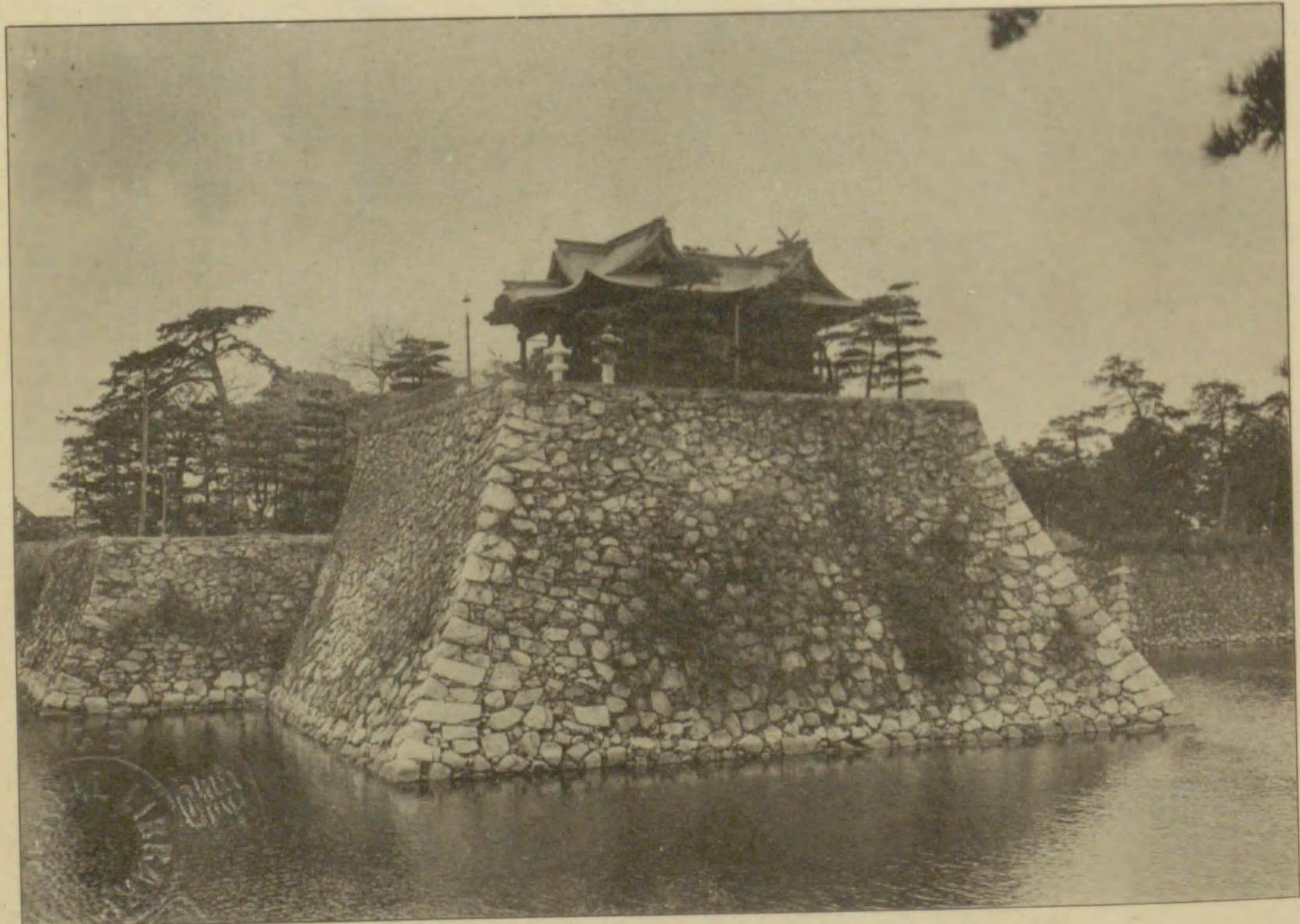
正徳三年 本年より明年に至る祿四分の一を收む



像木重頼平松



像肖聴頼平松



廟藻玉

同 四年

藩士の祿を復興す

享保元年

用度不足祿四分の一を收む

同 四年

用度不足祿十分の五を收む

同 五年

祿四分の一を收む

同 八年

祿十の三に止む

同 九年

同

同 十年

用度不足祿十の五を收む

同 十一年

歳計窮乏藩士の放秩する者三百五十餘人

同 十三年

是歳藩士の祿を收むるを免す

同 十四年

用度不足祿四分の一を收む

同 十八年

用度不足祿十の五を收む

藩士の俸祿を減ずると共に農民の貢租を免じ金穀を貸與して民の賑救に努めたことも又多かつたので他國の記録に見るが如き困窮は少く殊に晩年に至つたは藩の財政も漸次整ひ俸祿の如きも舊制に服することが出来た。享保十八年正月丸龜封内三豊郡高瀬村の農民三百廿五人來りて有司に窮狀を情へ憐察を乞ふ。頼豊吏に命じて丸龜藩使來つて之を還さんことを請ふに至るまで數日間之を養ひ後草鞋を興へて郡奉行に送還させたことがある。

享保十七年四月備前兒島郡の漁民と我藩の漁民大槌島海面なる大會瀬の漁區を争ふ依つて府幕の海面検査官木村藤九

郎、齋藤喜六郎鹽飽島に來つて實地を踏査し同年九月に至つて右の裁決書を下し且し兩國の惣代誓約書を取替へて漸く解決するに至つた。

備前國兒島郡日比利生張川三箇村與讃岐國香河郡香西浦漁獵場大會瀬並大槌島論裁許之事

日比利生張川三箇村訴出趣海面大會瀬五十町餘之内 西之方日比利村内の大槌島迄貳拾五町餘は三箇村漁場に候處 去年以來香西浦者共濫に入込み合漁獵剩大槌島をも浦内與相椽段申之 香西浦答旨大會瀬東西四十町餘は南面は香西浦網代北面は直島漁場にて勿論大槌島は自先規香西浦内たる由申之、有論所就不相決、木村藤九郎齋藤喜六郎差遣遂見分處雙方申立境筋一切無證據候 但大會瀬において双方献上之鯛鱒等之漁獵いたす儀は歴然に候 大槌島は讃岐地方へ近寄といへども北面に日比利村繩請の畑も有之 且官庫圖繪畫に双方共大槌島相載有之候 畢竟只今迄獵場の界限不相立、故及諍論候依之今般詮議之上論所大槌島を境と定双方へ半分宛相附候 獵業の場所大槌島より東大會瀬貳拾五町之所北面は備前國日比利生張三箇村之獵場 南面は讃岐國香西浦の獵場たるべし 右之外は可爲前々之通候仍爲渡証各加印判双方へ書下授之間永不違失者也

享保十七年壬子九月廿一日

御用方無加印

松 兵衛

御用方無加印

細 丹波

御用方無加印

杉	佐	渡
松	筑	後
寛	播	磨
稻	下	野
大	越	前
松	玄	蕃
西	隱	岐
井	河	内

幕府の公邑にて讃岐に所在せるものは小豆島、直島、鹽飽島及滿濃池に屬する地の四ヶ所で、熟れも封地と境を接して事を起すことが多いので其政治を我藩に委託せられんことを請ふてゐたが寛永四年八月に至つて始めて之を許されたが正徳二年六月幕府の方針全國の公邑で隣藩に委託せるものを禁止することとなり。我藩の三島及滿濃池に屬する地も再び幕府直轄の地となつた。然し享保六年七月再び幕命に依つて之等の地の政治を委託せられ後永く續くやうになつた

第四項 頼桓の政治

享保二十年十月頼豊江戸邸にて卒し女婿頼桓封を襲ふ時に年十六。頼桓幼名を龜之助といひ支族頼熙の長子である。

頼桓は幼時より學を好み宮村貞幹より經書の講義を受け若年にて封を襲つたが實父頼熙の後見を得頼常の政治を敬慕して之を繼述せんと考へ文武の優れたる者を登庸し講堂を重修して毎月數次經義を講釋せしめて士民に聽集せしむる等學問の獎勵に力めた。又士民の奢侈華麗に流れるを憂へて親ら木綿布を衣て衆人に範を示し、士臣に令して絹紬を服するを禁する等大いに政治に勵精したが、在職五年享保四年七月享年二十歳にて江戸藩邸に卒した。

第五項 頼恭の政治

頼恭幼名を帶刀といひ徳川頼房の曾孫松平頼貞の第三子である。元文四年九月頼桓病みて子なく嗣子として養はれたが、同月十六日頼桓卒して將軍の命に依り封を襲ふた時に年廿九。聰明寛容にして己れを持すること謹直、公平克く人才を登用し政治に勵精して、頼常以來財政困難紀綱大いに弛める藩政を改革して治績大いに擧り、高松藩中興の英主と稱せらるゝに至つた。

頼恭人才の黜陟に意を用ひ襲封の始め江戸家老大森八右衛門の政柄を乗り法を犯すを知つて之を國に退隱して致仕するに止なきに至らしめ、中村八右衛門忠諒にして材幹あり頼桓に寵用せらるゝを憎んで除かんことを頼恭に訴へしが、頼恭之を用ゐず却つて讒者をして赧然恐懼せしめしが如き、賞罰を明かにし、才幹身分に應じて人才を登用し、或は家臣の忠諫を入れて克くその意見を採用したので、家老肥田政朝、西尾忠顯、木村季明、岩島義弦、奉行宮武綱寛、町奉行中村孟明、郡奉行西岡衛愛等名臣多く又、中村文輔、岡井孝先、後參世釣、青葉士弘、岡長祐、菊池武賢等の名儒も多く輩出してよく頼恭を補佐し塾れも多くの功績を残してゐる。

頼恭意を民政に用ひ藩治に勵精してその改革に努力した。穆公事蹟に「平生の御行狀左の趣に御座候」として

一、毎日朝六つ時御目覺 五つ時表御居間にて御髮御月代、其節御近習昵近の者共御目見被仰付、五つ半時過朝御膳八つ時前夕御膳夜五つ時御夜食 其跡にて輕き御肴一二種にて御酒被召上 四つ時過九つ時迄に御寢所に御入被成候 御當家御相續以來三十三年の間 一日も御變り被成候義無之候

一、御政務筋に付 重役の人々御目見相願候得ば 晝夜何時にても即刻御目見被仰付候義は勿論に候得共 毎月十ヶ日宛 御用日と申を定置 御家老初重立候御役人共 御目見被仰付 御國政を御聞被成候 四つ半時より一時餘或は二時餘も御懸り短日の節などは夕御膳及遅延候事も時々有之候

一、參觀交替不_レ違_レ時と申は 武家諸法度第一のヶ條に有之候處 當時の諸大名在江戸を好み病氣等を申立 滯府又は國在所へ出立の日を延引 又未だ參觀の時節に至らざるに色々の品を申立 不時に參府する輩多分に有之候處 公は一度も時日を御違へ不被成御參觀御交替被成候 總じて武家諸法度の趣を堅く御守り 御居間の御額に武家諸法度の書を御掲げ 御平常御省覽被成候

とある。

頼恭庶民を慈み入國後二年寛保元年三月封内の西部を巡視し同三年二月東部を巡視して封内の人情風俗を始め庶民の生活状態を視察し、孝子節婦を褒賞し、又農民のことを「可憐者百姓也又可畏ものは百姓也」と思ひ或年見性寺の住僧徳壽といふ者俗姓狩野家にて畫を描くを以て蓬萊の臺を百姓數十人にて持上げたる繪を描かしめ自筆にて

蓬萊をかざるその根は土百姓

と讃して折々の茶席に用ゐたといはれてゐる。御放鷲の節等 供の末々に至る迄 田稼の物を誤て踏まざるやう自ら注意を加へ、他行等の折も通り筋の庶民先例に依つて公役として數十人事に當つてゐたが、早損蝗害等を考慮して賃錢を下さんとしたこともあつた。

寛延三年春連年の凶作にて百姓共懐を痛め、別けて高免の田地持候者共、難澁につき高免所の分は歩通を以て一ヶ年限に免を貸與した此米三千石餘。以後も引續き年々貸與し後々は年限を極めて之を貸與した。

同四年四月郷中への申渡によると

- 一、拜借銀米 享保十五戌年 利無二十年濟被仰付候分 今年迄不納の分は 今年より又々二十年濟被仰付候 但至極不納の分 斷出候はゞ 御捨可被下候
- 一、享保十六年亥年より延享三寅年迄 御貸被成候分は 當年より利無 十年濟に被仰付候事
- 一、去る卯年より巳年迄 御貸被成候分は 已暮納の分は 相納せ可申候 納殘の分 當午暮より十年濟被仰付候 利分は御定の通の事

又穆公事蹟に

明和七年庚寅六月閏六月七月八月大旱 御領中にて高五万二千石餘の場所 不殘枯捨り三万石餘半作にて 稀なる凶作につき 此年より翌年卯の夏に至 莫大の御米銀を御出し 困窮の者共御救被下候 此時公近習の者共へ御話に中略……縫殿(西尾)が多年の苦勞にて かたの如く手當金を備へたれば三年の間は下民を饑さしめまじと思なり中略 又窮民御救方の儀多少兩段に取調 其中にて多き方に可被仰付哉と 奉行より奉伺候處 隨分此通にても宜しか

るべく候へ共 今年は格別の年柄に候 數十年の前の事とや此度多きと申調より 今一段宜しき御救方の例 有之様に御聞及被成候 吟味致 其通に可申付と仰に付 吟味致候處 成程 節公御代に 右宜しき御救方の例有之御通被仰付候

寶曆十二年六月大旱百姓困苦するを聞いて、頼恭は大護寺に祈雨の執法をなし自筆の願文を納め翌日千遍五常樂を奏し親ら算樂を吹き明和七年七月の大旱にも千遍樂の算樂奏したと、願文に

吾國內以稻田灌溉爲民本業是以一季不雨則舉國被禍今春夏少雨波池無蓄水川澤涸渴水田殆爲砂土於是民庶日夜咨嗟巫祝拜舞雩凡山川里社常祈雨有驗者盡求之莫所得矣古來民救有咎則上天降風雨水旱之災責之此雖々民氓素無所知焉罪唯在我政令有闕歟髮歛培克有害民者歟讒夫佞巧有妨賢良者歟冤獄無理歟女謁便嬖有塞耳目者歟宮室過度歟膳羞無節歟是皆在我而非民所關也何降災之甚耶 汝大元師 先君敦尊崇乃令戒行僧常奉護之若國家有災變輒禱之必有驗今如是災變徧被國內吾念之夕惕若乃命宰臣肥田政朝代告神又合持僧舉壽請神願助我先諸上帝一時降霈澍乃蘇此民庶豐潔以報賽之嚮所告者一有立思而改之神尙嚮 既にして膏雨霈然として降り、庶民鼓舞して喜んだといふ。

公の仁政は死刑囚にも及び、古より死刑に行はれた者は切捨ての例であつたが、何時頃よりか死罪者一人に鯁一貫匁宛の割にて西方寺へ下しその菩提を弔はしめ、又死刑の科人は兼て詮議の上、伺濟のものも其前夜に至つて猶又伺出をなさしめる様取決めた。

寶曆九年三月投書函を設け在藩中は城門外に置き自ら之を檢し在京中は町會所の門に出して訴狀を江戸に廻し或は歸

藩後之を検した。右訴状函の上に二枚の注意書を掛け毎月三日間四の日朝六つ時より、之を出して自由に入れしめた。注意書に

- 一、御仕置筋の義に付御爲に可相成品之事
- 一、諸役人非分の取計竝私曲有之事
- 一、支配の役所へ訴訟致候時、不_レ遂_二詮議_一 永々裁許無_レ之 再三願候而も捨置候分 可直許事

一、自分勝手なる義、私の意帳を以悪事申間敷事

一、訴訟の義其筋の役所へ未申出内、或は裁許不相濟内申間敷事

一、總而有體不申 事を取結候義 竝たしめに不存風説等申間敷事

右の類は取上なし、書付は焼捨にすべし、尤巧みの品に寄罪科に及ぶべし、書物は堅く封じ持來べし、名所無之は是又取上間敷事

頼恭襲封の時は頼常頼恒時代の藩庫窮乏財政困難をうけて藩士の祿十の五を收め尙京阪商賣よりの借金も多く庶民亦困窮せるを見て、勝手取直しの用途を立て、自ら儉約の範を示し、寛保三年八月儉素之令を下して奉行用人勘定奉行は固より諸役人に至るまで政務質素儉約を旨とし親規事業は委く吟味を遂げ據所なきとも中止する様命じた。續いて翌年更に教書を下して 「比年以_二用度不_レ足故専事_一節儉然猶未_レ免_レ有_二意外失費_一而他債頻仍急迫殊甚今後數年内自閉塞上

下協力以行_二非常節約_一矣」と諭し、番頭兼奉行間宮武左衛門へ郷中用向勝手用向頭取を命じ上下一致非常時省略の法を勵行した。

然るに其後も不意の出費多く領内凶作相續いて財政困難なる中に、延享二年冬將軍代替りにて家重征夷大將軍に任ぜられ、頼恭幕命を奉じて朝覲、入費も莫大で、止むを得ず領内豪商へ御用金を命じて一時を糊塗したが、翌年に至つては藩士の祿俸にも差支へ借金は彌相増し返済すること能はず領内山林の松雜木を伐採して賣拂ひ急難を凌いだ。於是小夫兵庫を起用して勝手向を引受けしめ猶本年より向ふ三ヶ月を期し重き儉約を行ひ家中も扶持米の外は更に手當なく五節句式日等の御祝儀出仕を免じ長袴以上は一ヶ月一度出仕に止めた。

更に寛延三年八月直書を以て左の通り諸吏を督勵して益々節儉を獎勵した。

重き儉約申付候により 餘程年數も有之候處 何れも退屈も不致 無懈怠出精致候に付 追々入用向も相減じ候段 委く兵庫申間 大慶の事に候 此砌有餘も有之候はゞ ゆるやかに可申付候へ共 去年以來臨時の入用有之 未だ歩も難立候 氣の毒に思候 然上は彌退屈も可致事に候得共 爲を存出精致候様に 手代式に至迄委く可申間候 然しかくは餘りに退嬰萎縮して士氣を損することもあらんかと寶歴三年六月に至つて儉約の禁を稍弛うした。此の時家中の面々へ家老より申渡した文中

此度二つ成の渡方に被仰付此上暮に至 御救米可被下御有餘も不相見候 是迄數年御供米有之又候被仰出候へば 久々の義故何れも屈託可致候眉をひそめ悔罷在候ても 急に時節直り可申様も無之候へは 御家中の面々褒貶に不拘 如何様とも取續可申候 時節も憚り相愼候事も 可有之候へども 向後は妻子等に至迄 相成候はゞ折々の遊興も不

苦候 困窮ながらも窮屈に無之様にとの思召に候間 法を背候事は格別 其餘は御構不被遊候 上にも御膳を初 御手廻りの義等は 御自身御心を被爲付 御儉約被遊 御失却も無之義は 御遊興の筋も可被遊候 御儉約中と申候へば 自然と慎申候て 事窮屈に相心得候様 御聞被遊候 久々の義 左様にては世間へ心遣迄 相増候様可罷成と思召候 且又武藝の義は 無懈怠出精致候者も有之 心懸尤の事に思召候 御儉約中は 御覽並見分等も 御用捨の事に候得共 數年の義に付 向後は御用捨なく 御覽見分等も可被仰付候 竹刀木刀相改に不及 稽古の品其儘用ひ可申候 御儉約中は 前々出仕も御免被遊候へ共 久々の義故 五節句式日の御祝儀 不申上義も如何に思召候間御祝儀には罷出可申候 不對の上下不苦候 不勝手にて出仕難成者は不參不苦候 云々

寶曆八年七月西尾縫殿に勝手方御用向を命じ、會計を委任したが未だ財政恢復の曙光を見ること能はず却つて逼塞甚だしき状態であつた。穆公事蹟に

去今年臨時の御入用方指添 其上品々御手違ひの義も有之 自他御借銀彌増 今年冬至候ては 必至の御逼迫と相成 例年秋御收納米の内六千石萬一の節の御用意として除け置 御家老連印の封仕置候義 往古よりの仕方に御座候 右の御除け米仕候ては 來春の御指配り不相成候に付 御家老共外御用多に取紛れ 右封印付せ候義 失念の振にて 此年計右御除け米不仕候由今年迄に江戸上方御國にての御借り金銀 合せて金五十兩餘に相成 年々利金銀御拂方計も數万兩に及候義に御座候

翌九年西尾縫殿 勝手向引受の儀御免を乞ふ、許されたが再び命じ勘定奉行吟味役不殘連帶を以て勝手元立直しを行ふべきを諭して特に非常節儉の令を下した。この時頼恭自ら儉約を守つて、手元の省略を計つたが

一、右の通 非常の御節儉被仰付候に付 御手元の御省略は 御自身に被仰付候義左の通

一、妾服の御子様方 江戸にて誕生有之候御幼年の御方々は 御男女とも悉く御家中の子供の振合にて 御内々高松へ御引越せ 栗林御別荘にて 御男女御別け 各御一と部屋に御住居 御賄料は夫々に御宛行被遊候得共 日々御養育方は 萬々御打込に被仰付精々儉約仕 右御賄料内 御有餘有之候は、貯置候て 後年御片付の節の御入費の多足に仕候様被仰付候(中略)

一、右同年(寶曆九年)より御參觀御歸國の節 御跡立に奥女中御供仕候義 無用被仰付候

一、平日の御膳部一汁一菜 都て御菜廻り 御代り無と 被仰付候

一、略

一、中略……平日御庭掃除草木手入れ垣結直し迄も御近習御相手にて御自身に被成候由

一、御衣服の御地合 右儉約後は 大いに位下げ被仰付候處 或時御登城の節 御召の黒御小袖より 綿を吸出し見苦く候間御取捨相成候へば 却て大いに吸出し候……中略

右の外瑣細の義迄深く御心を被付 御儉約被仰付候故 御役人末々迄 一致に相成出精致候間以下略

同年四月令を下して藩士の奢侈を戒め毎事省約すべきことを諭し、同十二年九月親ら諸拂明細帳の序を製して勘定奉行に與へた。中に

上略 寶曆巳卯の春 老臣西尾縫殿忠顯に命じて國用を總括り 諸役所の用度を減ぜしむ 忠顯心を盡し思を焦し 身を忘て國に報ず 余不才なりといへども 衣服飲食より器物翫好に至る迄 自の身に奉ずる所のものは 耳目の及

ぶだけは悉く減損を加へ 減じて又減じ 今年壬午に至て 往の日に比ぶれば餘程の違ひ有やうに覺ふ 忠顯勘定奉行に命じて 諸役所の用度を計て 巨細悉く記し 編で一書と爲し 號て諸拂明細帳と云ふ 勘定奉行等 此帳面を以て定法となし もし格別の品にて用度あらば新規の事となし 後々の法式とすることを許さずんば數年の後には 借貸する所も消除して元祿の政にも復し 群臣の俸祿をも還し 年中の儀式をも執行ひ 文武をも修め武備をも勵すやうになるべきなり 忠顯の功勤たりといふべし下略

同十三年五月公親ら書して近臣之饗應に前酒を勧めるを禁じ更に七月贈遺をも禁じた。

述上の如く頼恭親ら範を示して上下一致質素儉約を事としければ、追々財政も整ひ明和元年には、家中知行物成年來借上の内一通り返却、それより七年目明和七年に至り、軍用庶民撫育の手當として兼て豫定せし半額に達し、翌明和八年頼恭卒せしが、嗣子頼眞起遺志を繼いで之を備へ寶曆九年非常節儉令を下してより廿六年目天明四年に至り、頼恭豫定の貯金全く備はるに至つた。

頼恭質素儉約を獎め大いに藩庫の出費を戒めたが又産業を起し収入を多かしめんとして廣く四方の物産を聚蓄して、之を分類研究し、栗林莊に幕府の制を模して藥園を設け平賀源内に之を經營せしめ、且つ採藥使者を置きて國內各地より採集せしめて栽培せしめた。寶曆年中甘蔗の讃岐の地に適するを知り之を試植して成功したが未だ製糖の法に通せず池田玄丈に命じて研究に努めしめたが玄丈死して果さず門人向山周慶に至つて遂に薩人より法をうけ成功した。これより讃岐砂糖の名大いに顯れ大いに國富を増殖した。

頼恭製紙陶業等の保護獎勵に努め工師の養成をして益々斯業の發展を計り、薩庫窮迫の折柄山田郡西瀧元鹽田築造を

計劃し、手元金の繰合せをなし衆議を斥けて決行し、家老木村季明に命じて事を掌らしむ暴風雨に會して崩壞すること兩度遂に三年を費して寶曆五年完成した。この鹽田釜家廿五軒前あり領中第一の良鹽を産するやうになつた。

頼恭勘定奉行平尾彌一郎の議を用ひて寶曆七年十一月銀札を發行した。即ち打續いて藩庫逼迫して重き儉約無理なる繰合せをしたが其効無く借銀相増し當座の凌方にも困難したので、享保年間より諸國にて銀札發行近國の領内にも執れも年來銀札通用せるを聞いて、一時の急難を凌ぐため遂に左の種の銀札を製し通用を領内に布告した。

百五十目札 是は差支有之後年通用 相止、引札に被仰付候

百目札 是も後年引札に被仰付候

二十目札 是も後年引札に被仰付候

一文目五分札 是も後引札に被仰付候

一文目札、五分札 是も後年引札に被仰付候

三分札、二分札

而して諸藩の銀札は多く引換金の準備なく且つ空札多く發行して、銀札の價值を落し大なる疲弊に陥りしもの多かりしかば、頼恭大いに是に意を用ひ、引換金銀の準備を豊富にし、銀札製造準備金銀の出入は一々目付の者共立會し、少分の空札をも發行せざるやう取締りを嚴格にせしかば庶民の信用を博し、通用高相増し、藩庫の融通を圓滑にすると共に領内は固より近隣四五ヶ國にも通用して、天明寛政に至つては、銀札一文目に錢百文の定法なりしが、領内及び近國の庶民は錢百五六匁にて取引するやうになつた銀札取扱の法は穆公事蹟に依ると

一、御城下兵庫町に 札會所といふ役所御取建 諸役人相備 右役所の隣家に 掛屋職の者住居 日々手代並銀見共 召連 札會所へ相詰 正金銀々札引換の義 何時によらず無指支取扱申候 夜中たりとも無餘義引換申出候へば 宿番の者承届引換申候

一、正銀百目持參 銀札に引換申出候へば 銀札百一文目相渡し 又銀札百二匁持參 正銀に 引替申出候へば 正銀百目相渡申候

右は正金錢とも同様 員數何程にても 割合右に准ず (此金銀銀札出入に百目につき一文目と二文目の歩銀を

一步延、二分延と申候、二歩延の内、一步を御益銀と致し御銀札製し方其外札會所一卷の諸雜費に充申候 尤二歩延の内後年一分半延に相改 其中五厘を右御益銀と相定申候)

二、御年貢米代銀納の分、其外雜稅 町郷中御へ貸銀返納 何によらず總じて下より上納候金銀は悉皆銀札にて相納せ申候 正金銀のみ所持の者は 於札會所銀札に引換せ候上 夫々の役所へ相納せ申候

一、引換の義 正金銀札交換は勿論に候へ共 諸役所よりの引換に立用 或はたしかなる證書等を以て 暫時金銀々札と見置候様申立或は前銀用捨等の義 如何様無餘義申立候とも 札會所に於ては 決して承届申間敷假令上の御手元御用の旨申立候と雖も 承届候はゞ 役人の越度たるぐき旨 嚴重に被仰付候

一、通用申破れ損じ 或は水火に逢候て 損じ候銀札は 其形分明に候得ば 札會所に於て 新札に引換申候 尤十文目以上の大札一枚に付錢四文 小札一枚に付 同二文づつ添 指出せ取納申候

一、十文目以上の大札は 裏に印の餘白有之候處へ 世上取遣の目印として 銘々小印を押し 或は文字一字書入候

義 見免し申候 (此義質札の防ぎに相成別て民間の勝手に相成申候由)

賴恭法令制度の整備に意を用ひ延享四年七月刑法を改正し寛延二年四月「御金藏定」寶曆七年九月「札會所定」を制定した。其中最も注意すべきは刑法の改正で

付火致者磔

人殺、磔或は斬罪梟首 又は討捨

御城内へ入候盗人 磔又は斬罪梟首

銀子似せ包致候者 斬罪梟首

御家中へ入候盗人 斬罪梟首 又は御國追放

押入強盜 磔又は斬罪梟首

於町郷小盗人 御國追放

立歸者 初追放致し候 以後三度立歸候はゞ 不及詮議死罪 (寶曆二年壬申九月廿日初追放致候以後二度立歸候はゞ 不及詮議死罪但一度立歸候ても盗人改候はゞ死罪申付候筈に御改に相成候)

右の外非工事或はがさつ者 かたり言の類 御國又は郡 御城下追放 重き追放 裸亂髮 中追放 長髮亂髮繩帶

とある。

賴恭學を好み江戸藩邸に於ては學問所を設けて邸中の少年を就學せしめ、暇あれば執政諸有司をして講を聴かしめ親

しく席に臨み、又考試の法を設けて奨學に努めた。

代々の藩主何れも尊王の志篤く、大義名分を明かにして、勤王の精神の鼓舞に努めたが頼恭も亦常に國體の尊嚴大義名分を慮つて、彼の水藩の大日本史が、御小松天皇に止まるを遺憾として續修の志を立て、儒臣に命じて稱光天皇以下本紀五卷を試草せしめ、有志藩政の困窮を説いて阻みしが聽かず後藤世鈞を總裁として史館を設けて編纂に當らしめんとしたが、會々旱水害相踵いで起り遂に卒するに及んで遂に果さなかつたことは誠に遺憾なことである。

頼恭又巨額の資を投じて二條氏所藏の禮儀類典五百卷を謄寫せしめ或は後藤世鈞をして職原鈔考證を編纂せしむる等朝儀典章を明かにし、寶曆十三年八月二十二日、崇徳天皇六百年の聖忌に當つては、新に陵墓を修覆し、石燈を献じ親ら登拜して廟前に一詩を奉つた。その詩に

一從_三仙蹕出_二京畿_一 遣廟陰深鎖翠微_一

維昔玉牀餘感慨 至_レ今金榜有_二光輝_一

乾坤終古山長在 松檜多年雲不_レ歸

宇内幸逢垂拱日 千年祭祀肅_二天威_一

とあるを見ても、其の尊王精神を窺ふことが出来る。

享保年中香川郡香西浦の漁夫と備前國日比外二ヶ村の漁夫大槌島東大會之瀬の漁場について爭論し、評定所にて對決し御番衆實地見分の結果官裁書を下附せられたことは既に述べたが、翌年再び鹽飽島の漁夫と備前の漁夫の漁場にて爭論を行ひ以後數年爭論絶えず大阪船奉行へ訴訟したが解決せず遂に元文四年評定所に訴訟して遂に寛保元年十月二日

我に有利なる官裁書を下附せられた。

第六項 頼眞の政治

頼眞は幼名を輕千代と稱し後右京と改めた。頼恭の嫡長子で明和八年七月頼恭江戸邸に卒し、同日年二十九にて封を襲つた。安永九年二月卒する迄在職十ヶ年。安永元年八月の大風洪水、翌二年の高松、志度浦の大火等領内天災地變多く、士民の困窮する者頗る多かつたが、或は貢租を免じ、或は金穀を出して士民を救助し、特に安永五年六月には、士の俸祿を舊制に復し、扶持米を増し武器の修補料を下し、豊民に鳥目を與ふる等克く仁政に努めしかば、士民は其徳に懷いてよく治まり富み榮えた。

頼眞は父の遺志を繼いで安永八年、學館を城南菅公廟の北に造營して講道館と號し翌九年正月、始めて開館の式を擧げ文學は固より兵學音樂武士の禮式等に至る迄、毎月定日を設けて講習を行はせ、藩士及び其子弟をして悉く聽講せしめた。かくて高松藩の學問大いに起るに至つた。

第七項 頼起の政治

頼起は幼名を鼎之助といひ頼恭の第四子 寛延元年家臣大久保氏の嗣となり一學と稱してゐたが後復公子となる。安永九年頼眞江戸にて病となり庶子雄丸幼冲なりしたため、幕府に請ふて一學を嗣とせんことを許された。同二年頼眞卒し封を襲ふ。在職十三ヶ年間天明三年四年及び同七年の諸國大饑饉あり、江戸をはじめ諸地方の米騒動等全國不安動搖の

時代なりしも、頼恭頼眞の遺法を堅く守り親ら儉約に努め藩庫豊富となり天明八年の如き幕府に御用金献納を申出で、又藩士に定祿外の祿米を給與すること二回。庶民をよく賑救せしかば、領内富み、士民漸く安逸に流れ奢侈遊惰の風の漸く起るに至る。

第八項 頼儀の政治

頼儀幼名を雄丸と稱へ頼眞の嫡子である。天明五年叔父頼起の嗣となり、寛政四年七月頼起高松城内にて卒するに及んで封を襲ふ。文政四年五月疾によつて職を辭する迄在職三十ケ年、公務國政に精勵して克く士民を撫育したが後半は病衰して親ら政務を見ること能はず紀綱漸く弛むに至つた。

頼儀は寛政八年夏入部して十一月封内を巡視した。儒臣岡井鼎の行封日記に依れば、十一月四日高松城を發し同十日香南東讃各地を巡視して歸城、同十八日再び發して二十四日香西綾南北を巡視して歸城してゐる。飲食、役夫、役馬等は皆公費を以て支辨し毫も民物を費さず、その間地方の産業風俗を視訴訟を聞き、孝子節婦を賞する等、民政に精勵したことを窺ふに足る。

寛政十一年三月高松西城内に新に學館を建設して、儒臣岡井鼎を總裁に數名の儒臣を教授に任じ毎月十二回、重臣の嫡子を出席せしめて、經書を聽講せしめ又經傳子史の輪講、譯文詩作をも命じ大いに學問を獎勵した。文化十年藩庫逼塞して之を廢したが後代重臣にして文學に達せし者多く輩出した。

享和元年五月、藩士の窮乏に苦しむ者に銀札を貸與し且領内産業振興のため商工業者に産業資金を貸與する法を發し

た世人之を享和の新政と稱した。襄公事蹟に依れば

享和元年十二月より、藩士にて勝手之不如意借銀したき者は、勘定奉行へ申出づれば「掛屋職大和屋清助調達、相對貸之振合にて知行高百石に付銀札六貫目（金百兩にあたる）之割、利一ケ年五歩、元銀十ケ年濟にて札會所之在銀札御貸被下、元利とも知行物成に而直に引納候様被仰付候」とありて元年より三年に至る三ケ年の間に貸與せし銀札は三千貫（金五萬兩餘にあたる）に及び其後皆納又は多分に返納せし者は猶願に依て再び貸與を受けることが出來た。銀札發行は頼恭に始まり引換銀の準備を嚴重にし、札會所定を堅く守つて高松藩の銀札の聲價を高めて來たが、天明以來銀札相増し通用高も夥しくなつたので種々の方便を以て之を引上げ、多くの銀札を札會所に貯蓄するやうになつた。この銀札を藩士に貸與してその困窮を救はんとしたが、却つて奢侈遊惰に流れ、當時は勝手元不如意なる者への趣意も漸次亂れて、願人相増し終には家中残りなく借受けるといふ有様で、衣食住萬般華美となり士風も大いに頹廢した。殊に元利金は年々知行物成にて引納めの事故、一同大いに困窮するやうになつた。

更に藩士のみに限らず、庶民の富有なる者又は質商人にても願出に依つて、田畑山林等を抵當として、之を貸與した然し巨額の銀を借りて投機的事業を営み或は驕奢放逸に流れて、漸次家産を傾ける者等多く生じた。殊に藩士町郷への貸付方に數千萬貫を要し、終には空札發行の餘儀なきに至つて、後年札會所引換難澁の根元を造つた。

又、國産獎勵の趣意より東濱海岸を埋立て問屋を多く移住せしめて他國の荷船を多く招き、且つ御手廻船と稱して六百石積の船を數双造り、米、綿、雜穀、鹽、砂糖等の國産品を買上げ之を江戸、大阪等諸國の港へ積送つて賣捌かせ且移入品防渴の目的にて、船舶、鍋釜、陶器、紙筆墨、縮緬、絹類、奥縞、棧留縞、麻の類、木綿竝に絲類、簞笥、長持其

他指物、傘類、櫻欄等、杉箒、揚杖、箒簪、馬具、革細工、石灰、壘表等の製造を始め、牧馬の飼養、藥種、茶、櫛、漆、櫃、椿、桐、梨、桑、楮等の移植して各生産物の加工を奨励して資金を貸與し、且在來品にても、安價に販賣する者は吟味の上、元手銀を貸下げ、今迄他國より移入してゐた品物は之を排して國產品にて辨する趣法とした。然るに、諸事手始の事として上方他國の職人共多く雇入れ費用多く懸り出產品は却つて高價となり、且植物は風土に適せず發育不良なる物等あり、或は奸商は本來の主意を脇に私利を營む者等を生じて、多分の損失となり貸與金の償還も滞り止むを得ず四五年の内にて漸次取止め、是より七年目文化四年に至つて悉細中止するの止むなきに至つた。右貸與金は札會所の空札を世帯方へ借受け貸出したので通用銀札は莫大なる數に上り札會所引換金銀拂底して餘儀なく世帯方の貯金を以て引換を行つたので後年藩庫の逼迫を來す一原因とはなつたが、此時奨励した産業にて永く國產品となつたものも尠くなつた。

第九項 頼恕の政治

頼恕幼名を熊次郎又昶之助といひ、徳川治紀の第二子に當る。文化十二年四月頼儀幕府に請ふて頼恕を養つて嗣子とした。文政元年頼儀疾有りて藩に歸ること能はず頼恕をして歸藩せしむ。文政四年頼儀病癒えず職を辭するに及んで封を襲ふ。

頼儀は在職三十年の長きに亘つたが後半は宿痾癒えず政に倦みて紀綱漸く亂れ、享和の新法は事志に反してその効を見ず、徒らに藩庫の逼迫を招き、加ふるに、文化三年幕命に依つて七萬兩の献金あり、同十二年には屋島南麓に東照宮を造營して十四萬兩餘を費すなど臨時の失費も多く、頼恕襲封の翌文政五年には、大久保飛驒知行高の内千石當分指上の儀を願出で、其他の家老も高祿の者は何れも知行高の内應分の指上げをなして急場の凌方とした。かくの如きは古來例なく漸次返却したが、飛驒指上の分は高も多く是より十三年目天保五年に至つて漸く返済することが出來た。

文政九年十一月には世子頼胤のために將軍家齊の第十六女文姫入興ありて仕向振等大藩と變りなく行はせられ失費夥しく懿公事蹟に依れば

是迄御代々夫人の御賄料は大抵高三千石四つ物成にて千二百石此頃迄の米價一石一兩平均にして千二百兩程之義に御座候處 文姫君様には年々公儀より金三千兩米五百俵被遣候得共 其餘御家にて御引受候御入用竝御縁邊に付 世子君は勿論公御初御家内の御方々より平生公儀大奥向を始 文姫君様御兄弟御姉妹の御方々等へ御勤方の御入用 一ヶ年金壹萬貳千兩の御定法にて毎年御不足に相成壹萬五六千兩より七八千兩に至り申候 右を平均して凡そ米壹萬五千石計に相當り可申 然るに御家内の御方々御賄料老公高七千石太夫人君三千石大太夫人君五千石夫人君二千五百石世子君五千石合て貳萬貳千五百石之上に 右文姫君様に付而之御入用一萬五千石之高三萬七千五百石にて總計一ヶ年高六萬石之御出方に相成 此外に未だ御賄料相定り不申候御養方御弟妹御四方御座候間 此後彌御借り金銀相増御取續難相成士民御撫育も御行届不相成候様成行候も實に無餘儀御次第に御座候とある。

文政十一年に至りては江戸、京、大阪、堺、大津の商家或は江戸、京、奈良にて種々の名目にて借金をなせし高五十萬兩餘になり元利の支拂金頗る多額に上り、收納米の中にて、指定りたる入用米家中渡米を除きて残らず賣拂ひ借金方

へ指向けたるも尙不足し、止むを得ず札會所に於て銀札を發行して諸入用家中渡り物等を取計ひ、又米穀、砂糖、綿を始め諸國物産を銀札を以て買上げ、之を上方他國へ積廻して賣捌き其代金銀を江戸へ廻して支拂に當てたのである。然れば銀札發行高漸次増加して十萬兩に及び、引換準備の金銀不足して、時々札會所の門を閉ぢて引換を中止した。隨つて町方にて金銀賣買を爲す者數多生じ、銀札の價格は低落して一兩六十目の定めは破れ始めは一兩七八十目より後には六七百目となり遂には一貫匁に及び、このまゝにて推移せんか銀札制度瓦解の悲運に陥らんとした。是に於て一時の權道を以て、領内農工富有の者共に、持高回地の定貢を永年買受け無稅作取りを志願の者は、永年の貢米銀札を以て一時上納の振合にて賣渡すべき旨内々役人共より諭して今年秋冬間に定貢四千三百石餘（時價四萬二千兩、銀札にて四十九萬兩）の地を始め文政十一年より天保元年に至る三ヶ年間に山林八十ヶ所餘御用地作得米二百四十三石餘を賣渡して多くの銀札を引上げたが、元の位に立直すことは出来なかつた。

文政十年二月には教を下して「諸事古格前例に不泥御規定を押し崩し非常の儉約」を行ふべきことを諭し右儉約中は「絹布の類其外華美之品々上方他國より取寄候義御指留御國産物にて用辨可致旨被仰付御家中初衣服之御制度も有之候得共今様の時節面々勝手も可有之候間 當分將來之品に何によらず着用御見免し被下候旨被仰付候」と定めてゐる。頼愨は仁恤の志深く襲封以來士民撫育の事も財政困難のため餘り行はれざりしが士民よく徳になつき、此年春夏の間、町郷の者共藩庫の逼迫を察して、米穀、金銀、薪炭等分に應じて種々の品々を献上願ひたき旨、町奉行郡奉行まで申出でしが如き、その窮狀を察することが出来る。

天保元年に至つては財政の窮迫その極に達し公務を缺ぐことすらあり、頼愨の文政元年より藩士の祿十の五を收め毎百石に付二十石を給せしを更に三石を減じて十七石と爲すの止むなきに至つた。

かくて天保三年冬江戸上方等の貨金銀向ふ三ヶ年返納延期をなしたるため種々苦情を生じたるが餘儀なく之を押へたので以後金融全く硬塞して不時の費用を融通すること不能となり、秋冬の頃諸役人より領内物持に諭して完貢の外に米一萬石金一萬兩を上納せしめ猶又翌天保四年及び同五年兩年間に四萬兩の上納金を課した。

是に於て天保四年三月領内通用の寶曆製の銀札を悉く引上げ、天保製の銀札と引換を行ふことになつた。古札百目持參の者へ新札十文目の割合を以て相渡し、従前の通金一兩銀札六十目、錢百文銀札一文目通用に決定した。かくて力を盡して銀札回収をなせし結果追々安定し其上砂糖爲替貸方の方法も立ち、正金引換に張滯を來すが如きことなく、頼愨の時の如く大いに信用を博するに至る。

上述の如く頼愨は銳意藩庫恢復に力を注ぐと共に殖産興業に努め國益の増進を圖りしが、天災地變も少く農産豐熟して天保元年三月には打續く豊作のため石清尾八幡宮に御太刀馬代及初穂料を奉納し、天保五年には大饑饉同三年には米價騰貴のため江戸市中には饑孚多く天保七年にも大饑饉翌八年には大阪に於て大鹽平八郎の亂起り全團物情騒然たる中に、我國内のみ豊作のため天保七年十一月石清尾八幡宮に小笠懸を奉納して神恩を謝し太平を壽いだ。

されど頼愨は聊も弛むことなく益々節儉を嚴にし天保十一年十一月家老木村直をして會計のことを掌しめ大いに事務の更正を行はしめた世に之を天保の改革と稱してゐる。懿公事蹟に依れば

一、儉約省略の基本は 人に在て法にあらず 勤にあつて人にあらず候事

一、省略の本は 事を減じ候事 可爲三肝要事

一、儉約省略之行ひ、法を守ると不守候と之境に有之候事

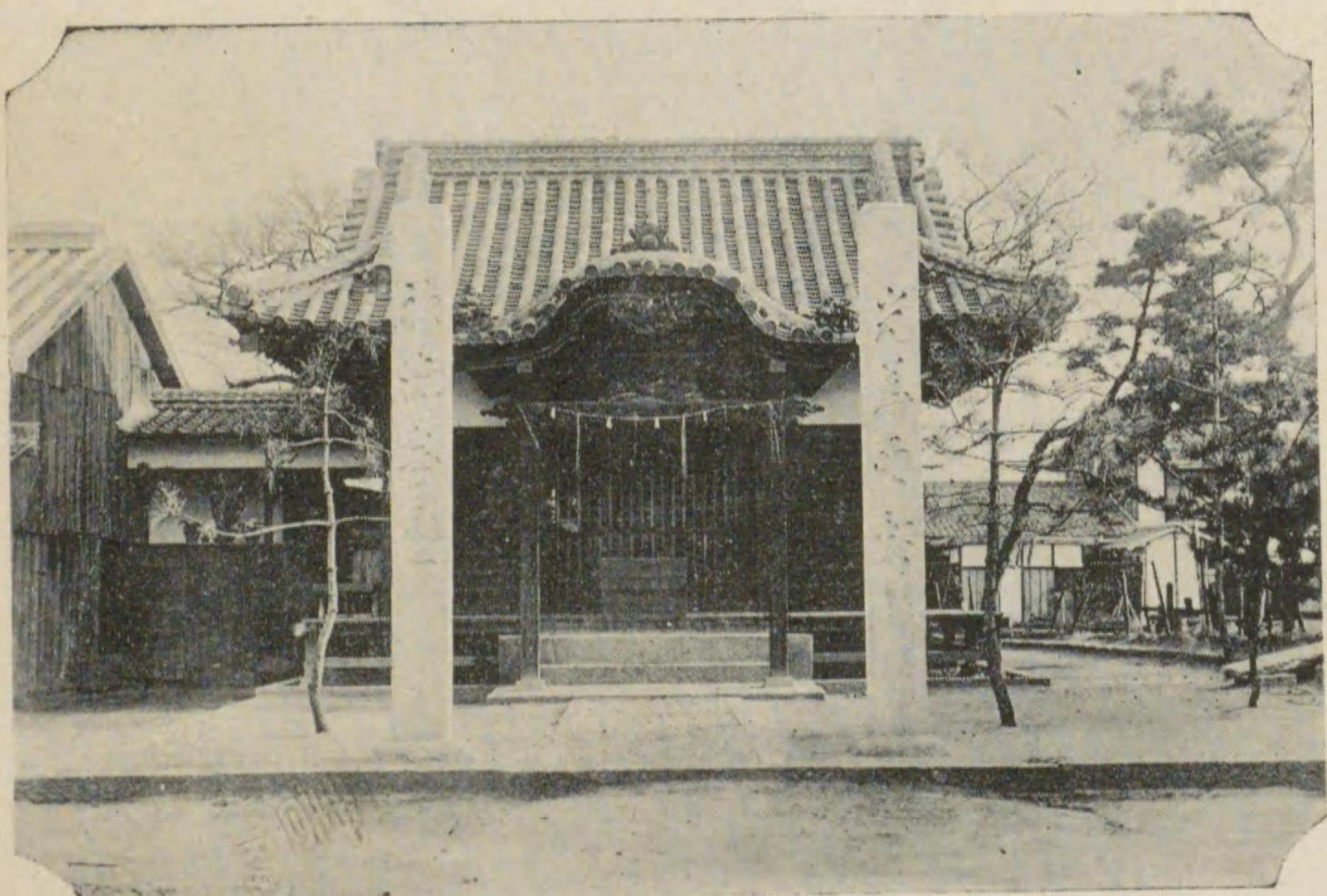
一、定府之家中 國勝手申付候事

一、諸役人高松より交代申付候事

上述の如く頼恕は襲封の頃より財政困難に遭遇、親ら範を示して非常節儉を勵行すると共に積極的に殖産興業に意を注ぎ國益の増進に努めた。彼の阿野郡坂出の海濱の鹽田に適するを知り文政九年三月久米通賢を普請奉行に擧げて設計工事に當らしめ時に乘馬或は船にて赴き工事を督勵す。藩庫窮迫の折柄、彼是の非難もあつたがかゝる風評には少しも躊躇せず年來貯蓄せし手元金を以てし、尙不足の高は札會所の在金を借受け漸次支拂ひ、文政十二年八月、總工費二萬兩、鹽田七十軒前、畑九十七町八反の新墾を完成した。又阿野郡枋所村の鑄田池は十餘村の田に水を漑ぐ大池なれども氾濫して害を蒙ること少からず安永年中決潰して甚大なる損害を蒙る。文化年中十ヶ村の民隄防を築かんことを請ひしも聽かれず、頼恕襲封するに及んで始めて築堤の命を下す。文政十二年功を起して同十四年二ヶ年の幾月と夫役九萬九千八百人を要して功を竣る。是時池の名を改めて永富池といひしが此より十ヶ村旱害と水害を蒙りしことなしと。

讃岐の糖業は頼恭甘蔗栽培の有利なるを知り之を奨勵せしに始まる。然れども當初は未だ振はず頼恕の時に至つて、奨勵保護の法完備し遂に讃岐の一大名産としての地位を獲得した。即ち天保六年高松と大阪とに砂糖會所を設け、又全國樞要の土地に砂糖問屋を置き、之に爲替貸付金等を擔任せしめ、砂糖は大阪に積送させ、賣却に隨つて直ちに代金を會所に納めさせ、會所は其の正金を獲るに隨ひ、藩札引換の準備と爲した。此の方法には大略船中荷爲替、別段爲替、振替、貸仕入、肥古爲替五種ありて、或は現今の爲替制度、倉庫證券制度の如きもの、或は貢租肥料代立替の如きもの

向山周慶肖像



向良神社

或は相互組織の海上保険制度の如き方法を採りて金融を圓滑にし、不時の災厄より蒙る打撃を防ぎたるものである。又年行事と稱する者を置き製糖場を視察せしめて粗製濫造を取締り、甘蔗の價格搾り人の管錢を定めしめ、組親を選出せしめて糖業上の取締をなさしむ等、保護奨励の方法宜しきを得たれば、品質向上し他國の信用を博して價格も騰貴し、前の財政困難は變じて人民富み藩庫は豊かとなり藩札は漸次舊位に復して、やがては正金より藩札を喜ぶやうになつた。賴恕夙に學を好み、常に儒臣を召して經義を進講せしめたが、早くより講道館中に大聖廟を創建せんと志しが財政不如意のため果さず、勝手元引受の家老寛速水その意を悟りて造營の資を貯へ賴恕も亦日常衣食の費を節して之を補ひ天保三年十二月賴儀の世儒臣岡井鼎足利學校に藏せし小野篁の刻せる像を献じ之を城内に祀りしを移して聖廟に安置し釋奠の禮を行ひ、以後春秋二回祭に丁りて儀典を行ふべきことを定めた。

賴恕高松に封を襲ぐや代々の藩主大義明分を重んじ尊王の志深かりしことを知り殊に賴恭が大日本史の復修を企圖して卒去のため中止せしことを遺憾とし慨然として繼述の志を立て、處士梶原景惇の献じたる國史稿本を底本として儒臣學者をして審議せしめ、天保六年四月城内西の丸に考信閣を創建し總裁博士佐官有司等の職を置き修史の事業を掌らしめ、親ら督勵し終に歷朝要記百五十卷を撰著せしめた。天保十年要記の内、後醍醐天皇紀二十三卷編纂功竣つて光格上皇仁孝天皇に奉獻せしが、兩皇御嘉獎の女房下書を賜つた。

歷朝要記は大日本史の續修にて後醍醐天皇より御水尾天皇に至る迄の編年要記にして考信閣雜記に依れば著述の大意は

御代々の朝廷にかゝりたる事跡の諸書 古文笔に散在してつたはりながらうづもりたるを書あつめて世にあまねくし

らせ かたはら尋常之記録にのせたることをもしるしたるは 事を審にせまほしく侍てなり
と記し單に傳記、記録の要を編したる様なれども特に留意すべきことは南朝を正統に立てしことである。天保五年五月
歴明要記編輯のことを、上奏を請ひたるに、朝臣北朝を以て閏朝とするを憂慮して注意あり、頼恕之を儒臣に詢りしに
論議沸騰して容易に決せざりしが、斷然南朝を正統とし北朝を別録として献上した。進歴朝要記表及び歴朝要記別録序
を見るも頼恕の意の存する所を窺ふことが出来る。

崇徳天皇御陵修覆は頼重以來累世の藩主克く之を努めし所なるが、頼恭は天皇行宮の跡なる雲井御所御遺跡の荒廢湮
滅せるを慨して、命じて荒蕪を掃ひ淨域を劃し自ら文を撰し碑を建て、其の聖蹟を表章し、又往時、天皇に奉侍せし阿
野高任の苗裔を索めて守戸となし田を附し租を免じて掃除奉衛の任に當らしめた。更に天皇の崩御あらせられし鼓岡の
聖蹟にも建碑表章の事に及ばんとして近侍を隨へて微行しその地形を相せしが未だ果さず卒してその事止むに至る。

第十項 頼胤の政治

頼胤幼名を雄丸、又都太郎、又貞五郎と稱へ頼儀の第四子として生る。文政元年十二月九歳にして頼恕の嗣子となり
世孫と定めらる。天保十三年四月頼恕の卒去に過ひ封を襲ふ。時に年三十三。

頼胤は在職二十年、宛も尊王攘夷論擡頭して國內騷擾、幕府の紀綱は弛んし列藩を抑壓する力微弱となり、徳川齊昭
の如きは自己の所信に邁進して幕府と衝突し殊に嘉永六年米艦の渡來あり内外頗る多事、頼胤才智を以て列侯の間に重
んぜられ、又家齊の女婿たりしを以て將軍の信任厚く、歸藩の期來るも命によりて江戸に滞在すること數度に及び、始

めて歸藩せしは襲封五年目弘化三年六月にして、常に江戸に留まりて、閣老の間に伍し幕府の重要な政務に參與し
た。

尊王攘夷の思想は内に於ける幕府の失政と外に於ける外國勢力の切迫とに影響せられて起つたもので水戸はその頭目
であつた。齊昭、結城寅壽を用ひしが後や之を悔いて其權を奪はんとした。是に於て寅壽は齊昭を除かんとして幕府に
讒言した。幕府は齊昭の行爲が往々忌諱に觸るゝこともあつたので、弘化元年五月遂に駒込の邸に幽して子慶篤に封を
襲はしめることになつた。頼胤即ち幕命によつて松平大學頭、松平播磨守及水戸藩家老と協議して其藩政を輔くること
ゝなつた。同年十一月幕府は齊昭の閑居を解いたが輔政は嘉永二年三月、齊昭の藩政干與を許さるゝ迄續いた。後齊昭
は幕議に參與し或は軍制改革を委任せられて朝に立ちしが、大老井伊直弼が勅許を俟たずして米國と通商條約を締結せ
しを憤り、安政五年六月子慶篤徳川慶恕松平春嶽等と共に不時に登城して直弼を面責した。同年七月幕府は齊昭が禁を
犯して京都に上書したるを罪とし、駒込の邸に閑居を命じ八月更に本國水戸城に屏居を命じた。水戸の藩不平和搖之狀
あり、頼胤等は幕府よりその鎮撫を命じられたが果さず翌六年八月譴責を命ぜられ自ら請ふて七日間謹慎閑居した。

嘉永六年五月亞米利加合衆國ペルリ兵艦數双を率ひて浦賀に來り和親通商を請ふ兵船深く江戸灣に入つて、府下騷擾
幕府大いに驚いて諸藩の兵に命じて沿岸の防備に當らしむ。我藩命によつて兵を率ひ砲銃を備へて濱館海岸を屯衛した
がペルリの歸國によりて戍兵を解いた。

同月幕府の諮問に應じて外國通商弊害を論す書を草して閣老に呈したがこれに依つて頼胤の態度を知ることが出来る
此度浦賀表へ渡來の亞墨利加國王より之書翰 浦賀表に而御受取に相成候は 一時の權道を以御受取に相成候趣 右

に付此後御取扱方等 不顧忌諱存寄一杯申達候様にと御渡之書付二通並右書翰寫二冊 篤と一覽夷情を推察候處 隣國の好を通ずるを表向の名と致 友愛の情を述 交易の事を申入 夫れも五年も十年も試て 彌利益あらば交易許容等云々は 皆甘言の誦詐を以 自分勝手な交易に陥入んとする一策と相見候 又彼國強大なるに驕 大軍艦數多と火輪船之迅速なるを以て

皇國を輕蔑し 祖宗之規定をも改 強ちに交易を勸候様無理申懸 薪水飯米石炭等 皇國に而辨する時は都合宜 其上南海浦口之地を借り 船を入置度など十分なる申分 或は船を乗入れ侮慢の情態を顯し 忿を發せさせて此方より手出し致さばそれを申立 軍艦を差向土地を併吞せんとする計策相見候 然ば其後之所置は 右二事之謀計に乘らぬ様に致事肝要と存候得ば實に不容易一大事に而 固隔寡聞之我々共 國家之事申極がたく候得共 交易の義は 神社以來之御規定通 支那和蘭之外通商御制禁之義 今更改許べく謂更に無之 其上西洋夷之風俗 大率交易より事を巧初之内には利潤有之候様に仕懸 後には齟齬致 己が國無用之翫物等を以有用之品に換る事を望 其事より爭論仕出し兵を起し土地を併吞せんと心懸候誦詐狡猾なる謀計に陥り候例も有之候由承傳 第一神祖御定被置候聖訓に背 且は亞墨利加之強大なる猛威に畏れ候に當り候而は 御國体を損じ 且又一ヶ國交易御許容に相成候は 西洋諸夷追々交易之義願出 是が爲に御國力衰弊致さん事無疑候間旁交易之義は 何分にも御許容難相成義と存候
……………以下略……………

堂々と開國の不可なる所以を述べ更に沿岸の防備は固より軍艦を新造して八丈島伊豆大島等の孤島に援兵を送つて敵の根據地とするを妨ぐべきを説き、最後に、江戸灣警備の四侯の内井伊掃部頭、細川肥後守領地遠隔にして萬事不便失費

多きを以て免じ、松平下總守松平誠丸のみに任すべしと答へてゐる。

然るに幕府は翌安政元年三月米國との間に神奈川條約を締結して順次諸外國と和親條約を結ぶの止むなきに至りたるも、他面には大船の建造を許し軍艦兵器の購入を行ひ更に條約締結を憤激して登營を辭したる、徳川齊昭を擧げて軍制改革に參劃せしめ、安政三年七月には大阪兩川口に砲臺を築くなど沿岸防備に努めた、賴胤幕命に依つて安政四年四月大阪守衛を委され木津川口砲臺二ヶ所を托されて六月戌兵を送つて之を守護した。後幕府勅許を俟たず米國と通商條約を締結せしめ幕府の非をならしめ、全國騒然殊に京都に於ては尊王攘夷論を唱ふる志士切りに動搖して騷擾せしを以て、翌安政五年六月大阪の守衛を免ぜられ、鞞轂を警備するを以て洛西乙訓郡塚原村に營地四千坪を下附せられて、大阪の戌兵を移して之を守らしめた。

安政元年四月京都大宮御所より出火して皇居炎上した。幕府之を造營し奉りしが、賴胤幕命に依りて役を助けた。

政四年朝廷造營助役の功を賞して家老を召し、傳奏をして勅を傳へしめ給ひ三十六人歌合手鑑を下賜された。

第十一項 賴聰の政治

賴聰幼名を萬之助といひ、賴恕の第八子である。嘉永六年六月年二十にて賴胤の世子となり、文久元年七月賴胤疾を以て職を辭したるを以て、封を襲ふ時に年二十八。

賴胤は幕府の信任厚く老中阿部正弘大老井伊直弼と相善かりしたため、徳川齊昭之を悦はず水高本支一時不和にして賴聰の封を襲ふや義父賴胤の故を以て、當時の慷慨尊攘の士之を憎み藩論又紛々として穩かならず、松平賴該は賴儀の長